

すべてのこどもが主人公 一人ひとりが輝くまち"ひかり"

~笑顔あふれるまちの実現にむけて~

現在、我が国は、「こども基本法」に基づいて、こどもが将来にわたって「幸福な生活」を送ることができる「こどもまん中社会」の実現を目指しています。

では、光市の「宝」である、こどもの皆さん。

もし皆さんが真っ白なキャンバスに「幸福な生活」の絵を描くとしたら、何をモチーフとして、どのような色を使いますか。

おそらく十人十色で、様々な人や風景などが描かれるのではないでしょうか。もちろん「幸福な生活」に決められた定義や要件はないので、その絵を現実のものとするために、自らの意思の下でやりたいことや考えていることに挑戦してください。皆さんの人生の主人公は皆さん自身です。時には失敗し、反省することがあるかもしれませんが、主体性のある全ての経験は、皆さんに満足感や笑顔をもたらし、その軌跡は確実に「幸福な生活」へつながっていくものと考えています。

こうした中、光市では、この度こども一人ひとりが主体的に夢や興味があること、大好きなことに挑戦できる環境を整えるため、多くの方々から様々な考え方やご意見をお聞きしながら「光市こども計画」を策定しました。

そこで、おっぱい都市宣言のまちで暮らす全ての皆さんへ。

私は、こどもたちの「幸福な生活」の絵に描かれる人や風景などには、その背景に、家族や 友達、地域やまちの良いところや好きなところ、幸せを感じるところなどへの愛着が込められ ていると思っており、これらの全ては、私が目指すまちの姿である"みんなが大好きになるま ち 光"を実現するために、なくてはならない重要なピースだと考えています。

これからの5年間、この計画を基に、まちぐるみでこどもや子育て家庭を応援する取組を推進してまいりますので、引き続き、市政へのご理解とご参画をお願いします。

終わりに、この計画の策定にあたり、様々な視点からのご意見やご提言をいただきました市 議会をはじめ、光市子ども・子育て審議会の委員の皆様、そして、多くのご意見をお寄せいた だいたこどもたちや保護者の皆様をはじめ、市民の皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。

令和7年(2025年)3月

光市長 芳 岡 統



おっぱい都市宣言

- 1 私たちは、おっぱいをとおして、"母と子と父そして人にやさしいまち 光"をつくります。
- 2 私たちは、おっぱいという胸のぬくもりの中で、子どもをしっかりと 抱き、愛しみ、心豊かで健やかな輝く光っ子を育てます。
- 3 私たちは、すべての母親のおっぱいが、より豊かに赤ちゃんに与えられるよう皆で手助けします。
- 4 私たちは、おっぱいを尊び、偉大なる母を皆で守ります。

「おっぱい」何と温かく、優しい言葉でしょう。「おっぱい」をとおした母と 子の穏やかなふれあいは、真に生きる力を持つ、心豊かでたくましい若者を育 ててくれることでしょう。

そして、この若者たちが"母と子と父そして人にやさしいまち光"で子育てを楽しみながら、このまちに住み、まちとともに輝くことを夢みて、ここ光市を「おっぱい都市」とすることを宣言いたします。

平成17年6月30日 山口県光市議会

目 次

1 策定の背景				1
2 計画の位置付け				
3 計画期間				. 3
4 計画の対象	• • • • • •		• • • • •	. 3
第2章 本市のこどもや若者と家庭を取り巻く状況				
1 光市の現況				
2 アンケート等の結果から見るこどもや子育て家庭の意識と状況。3 第2期計画の評価				
2/4 = 2/44 L M + #1 IM	• • • • • •	• • • • •	• • • • •	. 55
第3章 計画の方向性				4.0
1 計画の基本理念 2 計画の基本的な視点				
	• • • • • •	• • • • •	••••	. 11
第4章 重点的な取組 1 児童が主体的に活動でき、活躍できる環境の整備				15
2 若者が社会生活で成長できる環境の整備	• • • • • •			. 45 45
3 幼児教育・保育の量的確保と質の維持・向上				
4 ライフステージを通じたこどもと子育て家庭への切れ目のない。	支援			. 46
第5章 施策の展開				
施策の体系図				. 47
基本施策1 こどもが将来を選択できるまちへ				. 49
基本施策2 こどもが安心して学び、育つことができるまちへ				
基本施策3 こどもを取り残さないまちへ 基本施策4 こどもを総出で応援するまちへ	• • • • • •	• • • • •	• • • • •	. ᲡᲧ ՋᲘ
	• • • • • •	• • • • •	••••	. 00
第6章 子ども・子育て支援法に定める事業計画 1 子ども・子育て支援事業計画について				Q /I
2 乳幼児期と学童期の児童の推移見込み				
3 教育・保育提供区域の設定				
4 幼児期の教育・保育の事業計画				
				VV
5 地域子ども・子育て支援事業の事業計画				
5 地域子ども・子育て支援事業の事業計画6 幼児期の教育・保育の一体的提供及び体制の確保				
5 地域子ども・子育て支援事業の事業計画6 幼児期の教育・保育の一体的提供及び体制の確保	• • • • • •	••••	••••	. 95
5 地域子ども・子育て支援事業の事業計画6 幼児期の教育・保育の一体的提供及び体制の確保		•••••		. 95
5 地域子ども・子育て支援事業の事業計画6 幼児期の教育・保育の一体的提供及び体制の確保	• • • • • • •	• • • • •		. 95 . 96
5 地域子ども・子育て支援事業の事業計画6 幼児期の教育・保育の一体的提供及び体制の確保				. 95 . 96 . 96
5 地域子ども・子育て支援事業の事業計画				. 95 . 96 . 96
5 地域子ども・子育て支援事業の事業計画 6 幼児期の教育・保育の一体的提供及び体制の確保 第7章 本市の幼稚園、保育所の展望 1 これまでの経緯 2 公立幼保施設を取り巻く環境 3 公立幼稚園及び公立保育所の現状 4 公立幼保施設のあり方 第8章 計画の推進体制				. 95 . 96 . 96 . 97
5 地域子ども・子育て支援事業の事業計画				. 95 . 96 . 97 . 98
5 地域子ども・子育て支援事業の事業計画6 幼児期の教育・保育の一体的提供及び体制の確保				. 95 . 96 . 96 . 97 . 98
5 地域子ども・子育て支援事業の事業計画				. 95 . 96 . 96 . 97 . 98
5 地域子ども・子育て支援事業の事業計画6 幼児期の教育・保育の一体的提供及び体制の確保				. 95 . 96 . 96 . 97 . 98
5 地域子ども・子育て支援事業の事業計画6 幼児期の教育・保育の一体的提供及び体制の確保				. 95 . 96 . 96 . 97 . 98
5 地域子ども・子育て支援事業の事業計画.6 幼児期の教育・保育の一体的提供及び体制の確保. 第7章 本市の幼稚園、保育所の展望 1 これまでの経緯 2 公立幼保施設を取り巻く環境 3 公立幼稚園及び公立保育所の現状 4 公立幼保施設のあり方. 第8章 計画の推進体制 1 計画内容の市民への周知 2 こどもの意見の聴取 3 関係機関等との連携 4 計画の進行管理 資料編 1 光市子ども・子育で審議会条例				. 95 . 96 . 96 . 97 . 98 100 100
5 地域子ども・子育て支援事業の事業計画6 幼児期の教育・保育の一体的提供及び体制の確保				. 95 . 96 . 96 . 97 . 98 100 100 100

第1章 計画の基本的な考え方

本計画は、本市のこどもたちが家族や学校、地域の中で育まれ、社会へ出ても自らの未来を切り開いていけるよう、令和2年に「おっぱい都市宣言」の理念に基づいて本市独自の施策を盛り込んで策定した「第2期光市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第2期計画」といいます。)の成果を継承して発展させていくため、また、新たに顕在化したこどもや子育てに関する課題に対応するため、さらに、国が掲げる「こどもまんなか社会」の実現や少子化のトレンドを反転させることを目指す動向に呼応するために策定するものです。

1 策定の背景

(1)「おっぱい都市宣言」の理念の継承が必要

平成7年3月に当時の光市議会において決議されたおっぱい都市宣言は、新市誕生によりいったん失効しましたが、平成17年6月には、このまちで暮らす全てのこどもたちが、父母や地域の愛情に包まれて育まれるまちの実現に向けた普遍・不朽の理念として改めて決議されるなど、まさに"本市のこどもの過去・現在・未来をつなぐシンボル"となっており、この宣言の理念は現在まで綿々と継承されてきました。

こうした中、初めて決議された年から30年が経過し、当時生まれた「光っ子」は、親の世代から愛情を享受する立場から次の世代へ注いでいく立場へなろうとしていることから、本計画を通じて"母と子と父そして人にやさしいまち光"を目指すこの宣言の理念を改めて浸透させ、継承していく必要があります。

(2) 国の「こどもまんなか社会」の実現へ呼応した取組が必要

国は令和5年4月に、「こども」を年齢によることなく"心身の発達の過程にある者"と定義し、法律で初めてこどもの意見表明権を定めた「こども基本法」を施行しました。また、全てのこどもや若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を定めた「こども大綱」を策定するなど、こどもを社会の真ん中に据えた政策や取組を強力に推進しようとしています。

こうした中、本市においても、人口減少や少子化の進行、若者世代の格差拡大への懸念、 児童虐待やひきこもりといった家庭をめぐる課題、支援を必要とするこどもや子育て家族 への対応など、こどもや子育て家庭をめぐる課題や問題は多様化しており、これまで以上 に広い観点からの取組が求められています。

2 計画の位置付け

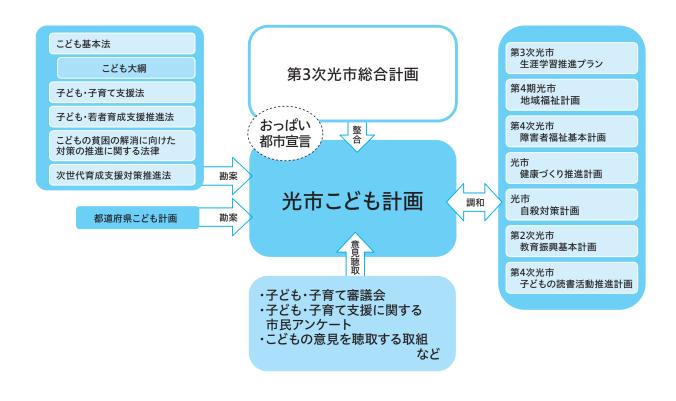
令和2年に策定した第2期計画では「子ども・子育て支援法」に基づき、教育や保育をはじめとした、子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などの業務を円滑に実施するための方向性などを中心に定めていましたが、こども基本法では、全国の地方公共団体に対して、こどもの健やかな成長や結婚・妊娠・出産・子育てに関する支援に加えて、仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備をはじめとした子育て家庭に関する施策や、社会生活を営む上で困難を抱える者への支援などのこども施策を実施する責務を課しています。

こうしたことから、本計画は、こども基本法第 10 条第 2 項に規定する「市町村こども計画」 として、こども大綱や「都道府県こども計画」を勘案して、

- ・子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」と
 - ・子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する「市町村子ども・若者計画」
 - ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する「市町村計画」
- ・次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「市町村行動計画」 を一体のものとして策定します。

策定に当たっては、おっぱい都市宣言の理念を踏まえた上で、本市のまちづくりの指針である「第3次光市総合計画」を上位計画として整合を図ります。

また、こどもの誕生前から乳幼児期・学童期・思春期・青年期までのライフステージに関係 する本市の分野別計画などとの調和を図ります。



3 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度(2029年度)までの5年間とします。

4 計画の対象

本計画では、0歳からおおむね30歳までの心身の発達の過程にある者を「こども」と総称し、こどもや妊娠期の方、子育て家庭を対象とします。

なお、本計画での表記は、基本的に次の法令や大綱での呼称や区分に基づいています。

法令や大綱の名称	呼称	区分
こども基本法	こども	心身の発達の過程にある者
児童福祉法	児童	満 18 歳に満たない者
	乳幼児期	義務教育年齢に達するまでの者
	学童期	小学生の者
子ども・若者育成 支援推進大綱	思春期	中学生からおおむね 18 歳までの者
	青年期	おおむね 18 歳からおおむね 30 歳未満までの者
	青少年	乳幼児期から青年期までの者

コラム 「おっぱい都市宣言のまち」イメージキャラクター きゅっと

「おっぱい都市宣言のまち」のイメージキャラクターです。 「きゅっと」という名前には、「きゅっと抱きしめるイメージ」 +「キュート(かわいい)」という意味が込められています。 輪になったカラフルなハートは人と人との温かいつながり を、頭の上のハートの花は温かいつながりによって育まれる 新しい命を表しています。

また、スカートの波模様には母なる海のように広くて深い 愛情を、という思いが込められています。



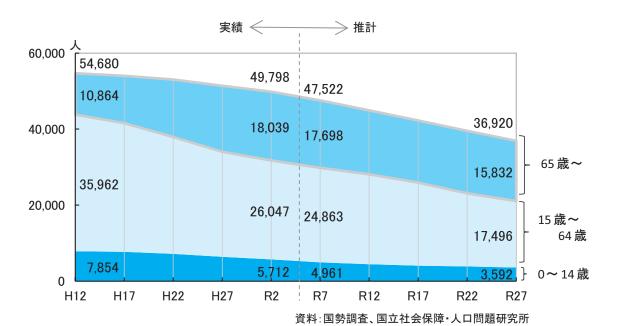
第2章 本市のこどもや若者と家庭を取り巻く状況

1 光市の現況

(1) 光市の人口の推移と推計

総人口は平成 12 年の 54,680 人から令和 2 年の 49,798 人へと、20 年間で 4,882 人減少しています。

また、令和5年発表の国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後は全世代において減少し、令和27年には36,920人と、令和7年からの20年間で10,602人減少する中で、14歳以下の年少人口の構成率は令和7年から0.7ポイント減、65歳以上の老年人口の構成率は5.7ポイント増と、少子高齢化がますます進むことが予測されています。



○国勢調査人口値

(単位:人、%)

					`	, .,
		H12	H17	H22	H27	R2
総人口		54,680	53, 971	53,004	51,369	49,798
年少人口(0~14 /	年少人口(0~14歳)		7,717	7, 188	6,372	5,712
	構成率	14.4	14.3	13.6	12.4	11.5
生産年齢人口(15	~64歳)	35, 962	33,838	30,682	27,674	26,047
	構成率	65.8	62.7	57.9	53.9	52.3
老年人口(65歳~	·)	10,864	12,416	15,080	17, 323	18,039
	構成率	19.9	23.0	28.5	33.7	36.2

※年齢不詳のものがあるため、総人口と年齢区分人口の合計が合わない場合があります。

○人口推計値(国立社会保障・人口問題研究所)

(単位:人、%)

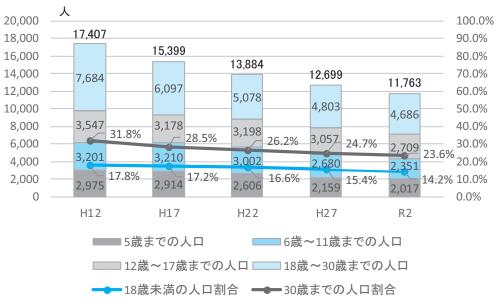
	R7	R12	R17	R22	R27
総人口	47,522	44, 927	42, 238	39,501	36,920
年少人口(0~14歳)	4,961	4, 459	4,078	3,865	3,592
構成率	10.4	9.9	9.7	9.8	9.7
生産年齢人口(15~64歳)	24,863	23,645	21,838	19, 253	17,496
構成率	52.3	52.6	51.7	48.7	47.4
老年人口(65歳~)	17,698	16,823	16,322	16,383	15,832
構成率	37.2	37.4	38.6	41.5	42.9

(2) こどもの人口の推移

30 歳以下の人口は、平成 12 年の 17,407 人から令和 2 年には 11,763 人に減少しています。総人口に占める割合は、令和 2 年には約 24%となっており、平成 12 年から 8.2 ポイント減少しています。

また、18 歳から 30 歳までの青年期の人口も平成 12 年の 7,684 人から令和 2 年には 4,686 人に減少しています。

【こどもの人口(30歳以下)】



資料: 国勢調査

(3)世帯の推移

世帯数は、平成 12 年の 19,974 世帯から令和 2 年の 21,401 世帯と増加する一方で、18 歳までの児童がいる世帯数は、平成 12 年の 5,454 世帯から令和 2 年は 4,011 世帯と減少 しています。

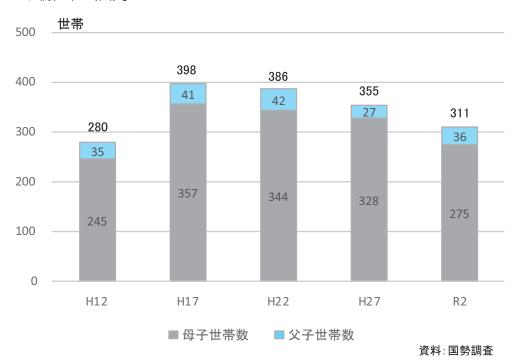
【一般世帯数と児童がいる世帯数の推移】





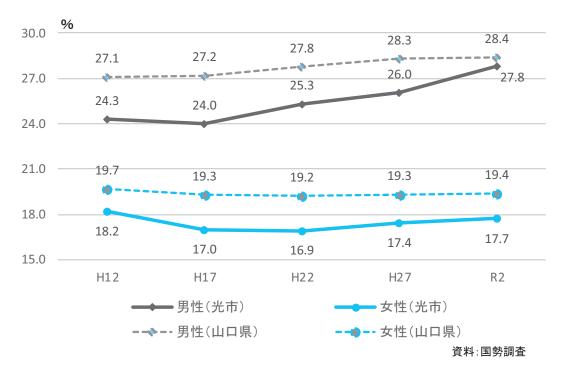
ひとり親世帯は、平成17年以降減少傾向にあります。母子世帯の割合が高く、令和2 年では母子世帯数は父子世帯の約7.6倍となっています。

【ひとり親世帯の推移】



(4) 未婚率の推移

本市の未婚率*は、男性が平成17年以降増加傾向、女性は平成22年以降増加傾向にあります。なお、令和2年において、男性・女性ともに、山口県(以下「県」といいます。)と比べて低い水準にあります。

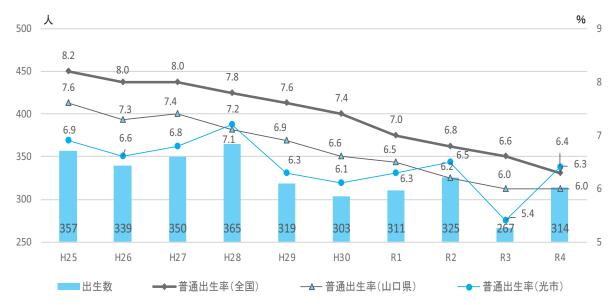


※未婚率 15歳以上人口に占める未婚者数の割合。

(5) 出生数の推移

本市の出生数は増減を繰り返しながら減少傾向にあり、令和4年は314人で、普通出生率^{*}は県と比べて若干高い水準にあります。

【出生数と普通出生率の推移】



資料:人口動態調査、県人口移動統計

※普通出生率

10月1日現在の人口に対する1年間の出生数の割合で、人口千人あたりで示している。

本市の合計特殊出生率**は、平成30年から令和4年にかけて1.58となっており、県と 比べて若干高い水準にあります。

【合計特殊出生率】 (単位:人)

	H25	H26	H27	H28	Н29	Н30	R1	R2	R3	R4
①全 国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.3	1.26
②山口県	1.56	1.54	1.6	1.58	1.57	1.54	1.56	1.48	1.49	1.47
③光 市	1.63							1.58		

資料: ①②人口動態調査 ③人口動態統計特殊報告

※合計特殊出生率

一人の女性が生涯に産むとされるこどもの数で、15 歳から 49 歳までの女性の年齢別の 出生率(母の年齢別の出生数を年齢別の女性人口で割ったもの)を合計している。

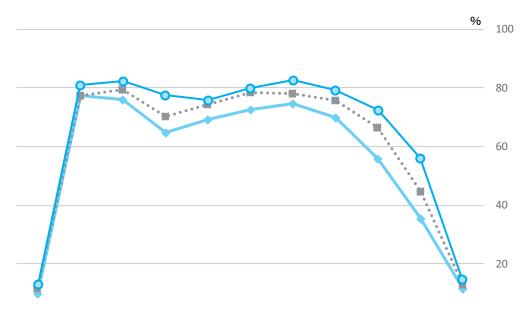
(6) 女性の労働状況の推移

女性の年齢別労働力率^{**}は、結婚・出産期に当たる年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するM字カーブを描いていますが、いったん低下するピークの年齢層と労働率はいずれも高くなっています。

【女性の年齢別労働力率の推移】

※労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口(就業者と完全失業者)の割合。 非労働力人口としては、家事、通学、その他が含まれる。



													0
年歯	冷層	15 ~ 19歳	20~ 24歳	25 ~ 29歳	30 ~ 34歳	35 ~ 39歳	40~ 44歳	45 ~ 49歳	50 ~ 54歳	55 ~ 59歳	60~ 64歳	65歳 以上	
労	H22	9.9	77.2	75.9	64.7	69.3	72.6	74.5	69.8	55.8	35.5	11.4	
働	H27	11.5	77.2	79.3	70.3	74.3	78.3	78.0	75.6	66.5	44.6	12.9	
カ	R2	12.9	81.0	82.3	77.5	75.7	80.0	82.8	79.4	72.5	56.1	14.8	

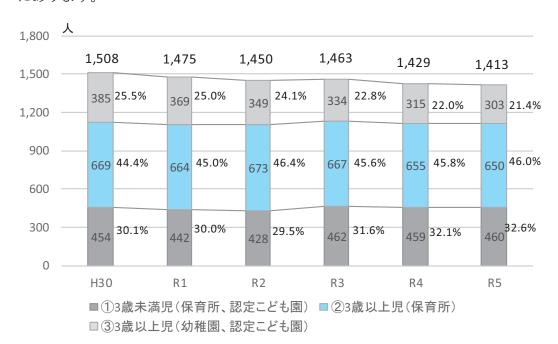
H22 ···■· H27 — R2

資料:国勢調査

(7) こどもの施設利用状況

ア 幼稚園、保育所、認定こども園の状況

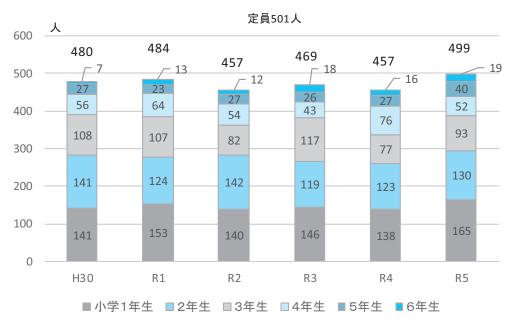
保育所の施設利用者数は横ばいの状況ですが、3歳未満児の在籍者数の割合は上昇傾向 にあります。



資料: 光市統計書、主要施策の成果について(①②は月平均入所人員、③は5月1日在籍数)

イ 放課後児童クラブ(サンホーム)の状況

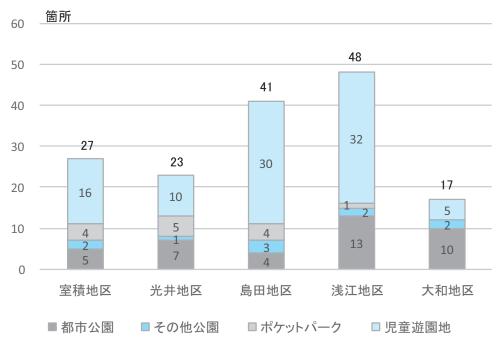
放課後児童クラブの利用人数は、令和元年に比べて令和2年から4年にかけて減少しま したが、令和5年は大幅に増加しています。



資料:主要施策の成果について(月平均人数)

(8) こどもの遊び場の設置状況

令和5年時点で、市内の都市公園などは全部で156箇所あります。

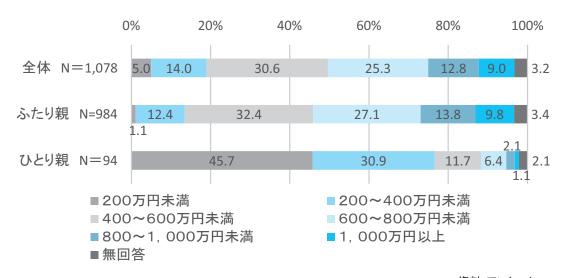


資料:都市政策課

(9) こどもの貧困関係の状況

ア 世帯の状況と収入

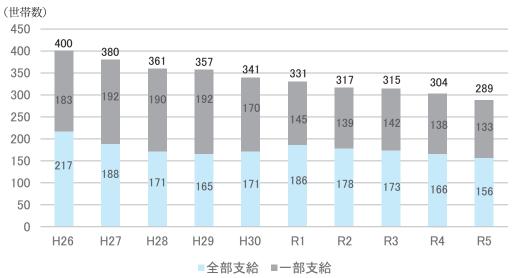
就学前児童と小学生の保護者に対して実施した、子ども・子育て支援に関する市民アンケート(以下「アンケート」といいます。)の結果によると、ひとり親世帯の方がふたり親世帯に比べて世帯収入が低い傾向にあり、世帯収入 200 万円未満の世帯が約 46%を占めています。



資料:アンケート

イ 児童扶養手当受給世帯の推移

児童扶養手当の受給世帯数は、減少傾向にあります。

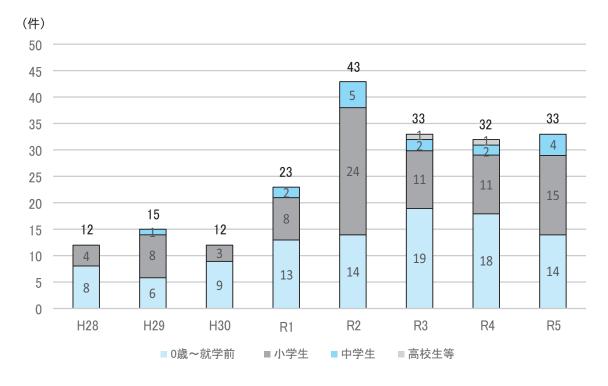


資料:主要施策の成果について

(10) 児童虐待の状況

ア 光市の虐待認定数

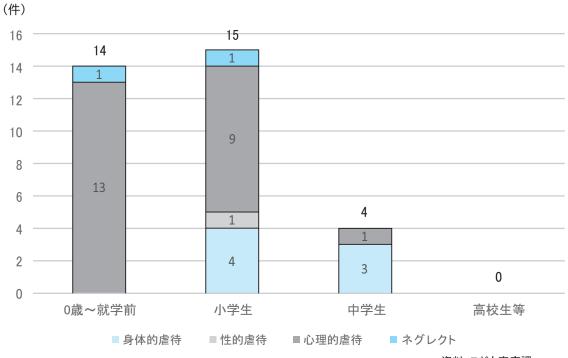
虐待の認定件数は増加傾向にあり、O歳から小学生までに対する件数が多くを占めています。



資料:こども家庭課

イ 令和5年度に要保護児童対策地域協議会で新規に取り扱った件数(光市・周南児童相談 所)

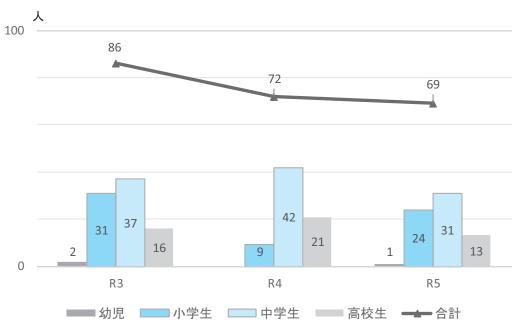
就学前児童と小学生は心理的虐待、中学生では身体的虐待の訴えが最も多くなっています。



資料:こども家庭課

(11) こどもの相談に関する状況

専門家(スクールソーシャルワーカー)による教育相談(面接)件数は減少傾向にあります。



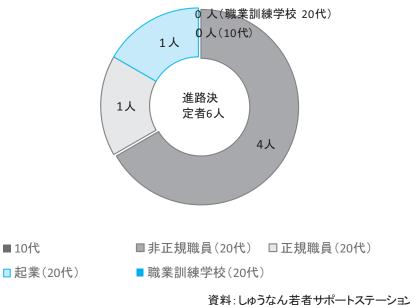
資料:主要施策の成果について(年12回毎月1回実施)

(12) 若者支援の状況

ア 若者の就労状況

本市をはじめ県東部において、働くことに悩みを持つ人の相談窓口である「しゅうなん 若者サポートステーション」における本市在住の10代・20代の新規登録者は、令和5年 度において14人となっています。また、令和5年度中の進路決定者は6人となっていま す。

【令和5年度10代・20代の就労状況】

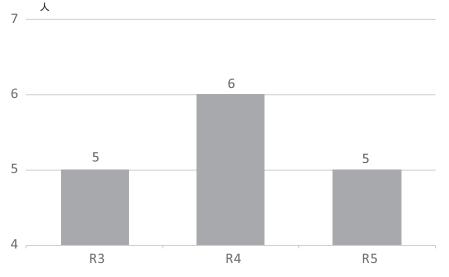


資料:しゅうなん若者サポートステーション

イ 若者の結婚に向けた意向の状況

県が設置し、本市をはじめ県内の結婚を希望する若い男女に、出会いの場を提供するな どの結婚支援を推進する「やまぐち結婚応縁センター」における本市在住の20代の会員 登録者数は、令和5年度において5人となっています。

【20代の登録者数】



資料: やまぐち結婚応縁センター

コラム 「ゆめの未来公園」



この作品は、県が主催する令和6年度「ゆめの未来公園を描こう!」コンテストの小学校低学年の部において、最優秀賞に選ばれた浅江小学校2年の平野 陽音さんの作品です。

なすやにんじんなど、色とりどりの野菜が遊具になり、こどもたちが楽しく遊ぶ様子が描かれています。野菜を遊具にしたのは、嫌いな野菜が遊具になることで、野菜を好きになるのではとの思いが込められているとのことです。

2 アンケート等の結果から見るこどもや子育て家庭の意識と状況

こども基本法では「こども施策」の策定・実施・評価に当たって、こどもや子育て当事者の 意見を広く聴取しなければならないとされています。

このため、本計画の策定に当たっては、就学前児童や小学生の保護者へのアンケート、小学 生へのアンケートと出前講座の開催、中・高校生へのウェブアンケート、働くことに自信がな い若者への現地ヒアリングなど様々な手法により意見聴取に努めました。

※こども施策

こどもの健やかな成長に対する支援等を目的とした施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策などをいいます。



アンケートの詳細 (市ホームページ)

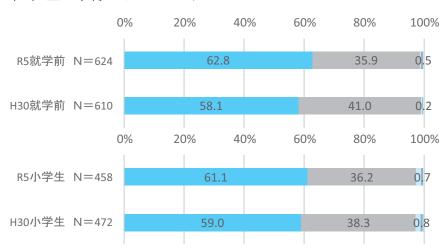
(1) 子ども・子育て支援に関する市民アンケートの結果

ア調査実施方法

調査対象者	①小学校就学前児童の保護者 ②小学生とその保護者	1,200人 900人			
調査方法	郵送による配布回収				
調査時期	令和5年11月20日~12月18日				
祖本西向四粉	①小学校就学前児童の保護者	624件 (52.0%)	※前回 40.7%		
調査票回収数	②小学生とその保護者	458件 (50.9%)	※前回 39.3%		

イ 調査結果から見る子育て家庭の意識と状況

(ア) 主に子育てをしている人



■父母ともに ■主に母親 ■主に父親 ■主に祖父母 ■その他 ■無回答

令和5年は、「父母ともに」が就学前児童の保護者で約63%、小学生の保護者で約61%で最も高く、次いで「主に母親」が約36%となっています。「父母ともに」の割合が前回調査した平成30年より就学前児童の保護者で4.7ポイント、小学生の保護者で2.1ポイント高くなっており、父親の子育て参加割合が増加しています。

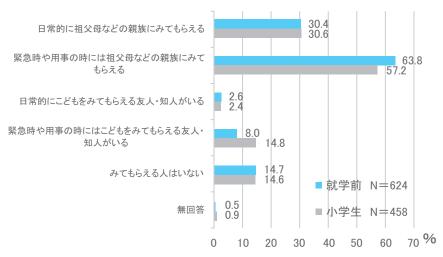
(イ) 世帯の収入



- ■200万円未満
- ■200~400万円未満
- ■400~600万円未満
- ■600~800万円未満
- ■800~1,000万円未満
- ■1,000万円以上
- ■無回答

「400~600 万円未満」が就学前児童の保護者で約33%、小学生の保護者で約28% と最も高く、次いで「600~800 万円未満」、「200~400 万円未満」の順に高い結果と なっています。

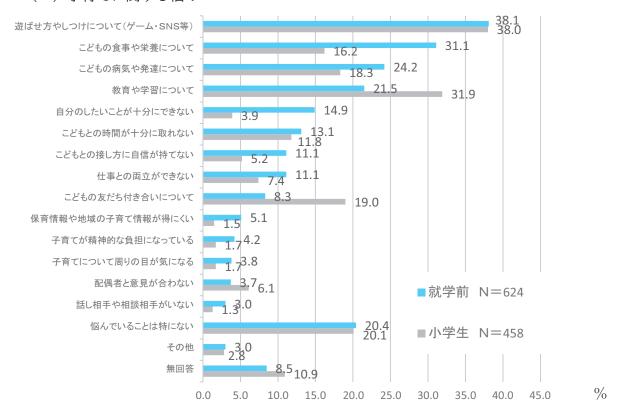
(ウ) 日ごろ、こどもをみてもらえる人



「緊急時や用事の時には祖父母などの親族にみてもらえる」が就学前児童の保護者で約64%、小学生の保護者で約57%で最も高く、「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」が約30%で続いています。

一方、「みてもらえる人はいない」は約15%となっています。

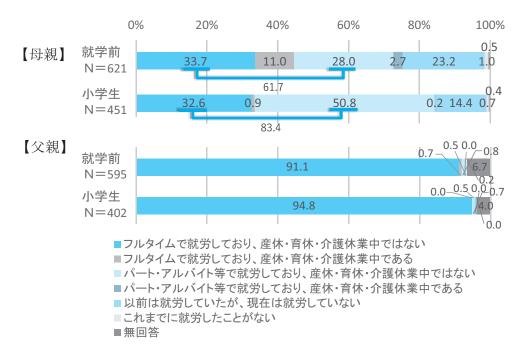
(エ) 子育てに関する悩み



「遊ばせ方やしつけについて (ゲーム・SNS等)」が就学前児童の保護者、小学 生の保護者のいずれも約38%で最も高くなっています。

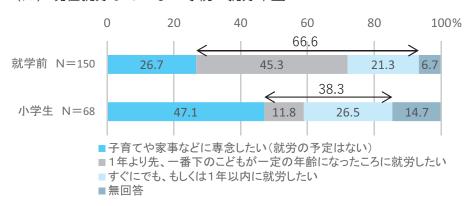
一方、悩みが特にないと回答したのは約20%となっています。

(オ) 父母の就労状況



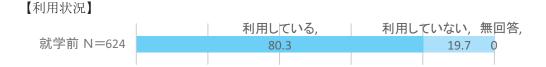
母親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が就学前児童の保護者で約34%と最も高く、小学生の保護者では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が約51%と最も高くなっています。母親の就労割合は就学前児童の保護者で約62%、小学生の保護者で約83%となっています。

(カ) 現在就労していない母親の就労希望



就学前児童の保護者では「1年より先、一番下のこどもが一定の年齢になったころに就労したい」が約45%と最も高く、小学生の保護者では「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」が約47%で最も高くなっています。また、将来的な就労希望は就学前児童の保護者で約67%、小学生の保護者で約38%となっています。

(キ)教育・保育(幼稚園や保育所等)施設の平日の利用(就学前児童のみの設問)



40%

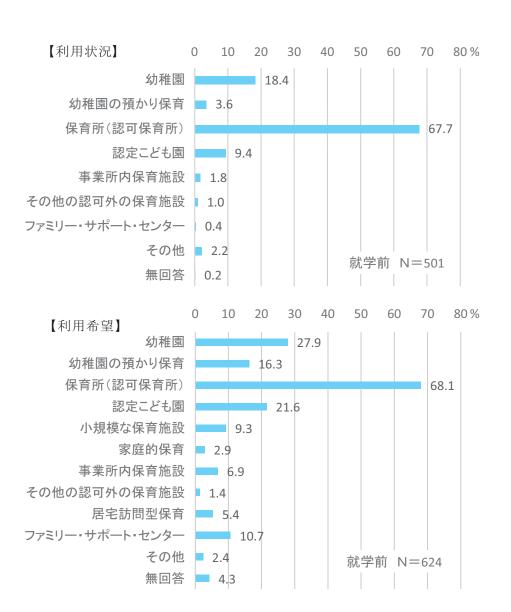
60%

80%

100%

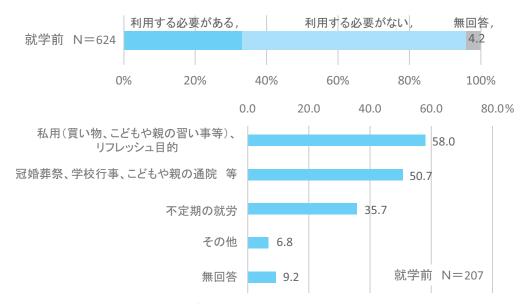
0%

20%



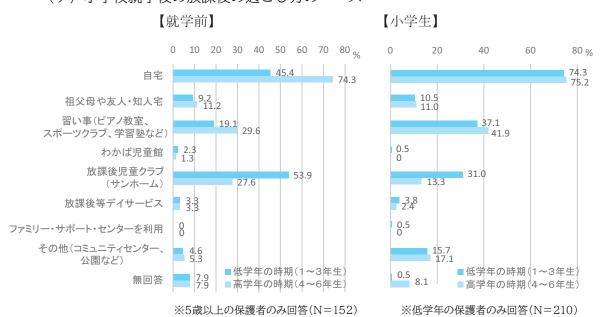
就学前児童の幼稚園や保育所などの利用状況は「利用している」が約 80%となっています。また、現在、利用している施設と今後の利用希望の施設はいずれも「保育所(認可保育所)」が最も高く、次いで「幼稚園」となっています。

(ク) こどもを一時的にみてもらう事業の利用必要性(就学前児童のみの設問)



就学前児童が一時的に「利用する必要がある」と回答した保護者が約 33%となっており、利用する理由は「私用(買い物、こども(兄弟姉妹含む。)や親の習い事等)、リフレッシュ目的」が 58.0%と最も高く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、こども(兄弟姉妹含む。) や親の通院等」が約 51%となっています。

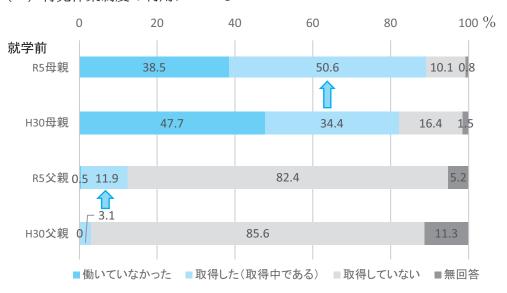
(ケ) 小学校就学後の放課後の過ごし方のニーズ



5歳以上の就学前児童の保護者は、小学校就学後、低学年の時期は「放課後児童クラブ(サンホーム)」を希望する割合が約54%と最も高く、高学年になると「自宅」を希望する割合が約74%と最も高くなっています。

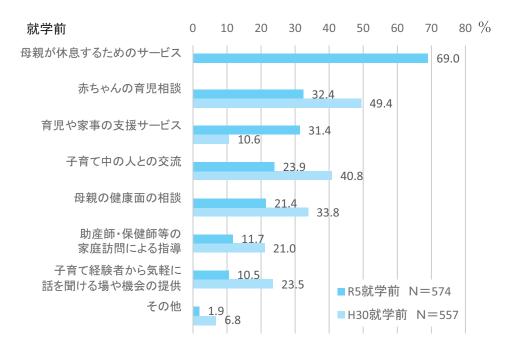
また、小学生低学年の保護者は、低学年や高学年のいずれの時期も「自宅」を希望 する割合が約74~75%と最も高くなっています。

(コ) 育児休業制度の利用について



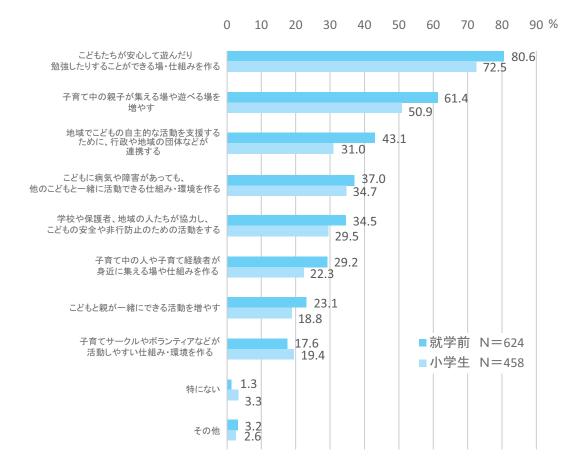
令和5年の育児休業の取得率は、就学前児童の母親で約51%、父親で約12%となっており、前回調査の平成30年より母親、父親ともに高くなっています。

(サ) 妊娠中や出産後のサポートとして重要なサービス



令和5年は、「母親が休息するためのサービス」が就学前児童の保護者で 69.0%と 最も高くなっており、次いで「赤ちゃんの育児相談」が約32%、「育児や家事の支援 サービス」が約31%となっています。

(シ) 安心して子育てするための地域での取組



「こどもたちが安心して遊んだり勉強したりすることができる場・仕組みを作る」 が就学前児童の保護者で約81%、小学生の保護者で約73%で最も高くなっています。

(ス) 子育て支援等の要望

【就学前児童の保護者(満足度)】



満足度が高かったのは、「12. 妊産婦や乳幼児に対する健康診査や予防接種などの健康管理体制の充実」が最も高く、次いで「8. 幼稚園・保育所・認定こども園などの施設サービスの充実」、「7. チャイベビステーションなどの子育て家庭が交流できる施設の充実」となっています。

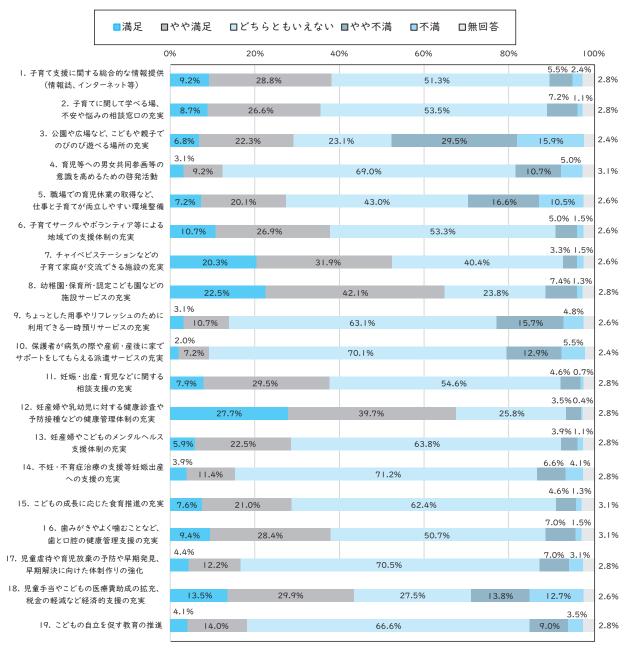
一方、不満度が高かったのは、「3. 公園や広場など、こどもや親子でのびのび遊べる場所の充実」や「18. 児童手当やこどもの医療費助成の拡充、税金の軽減など経済的支援の充実」となっています。

【就学前児童の保護者(重要度)】



重要度が高かったのは、「3.公園や広場など、こどもや親子でのびのび遊べる場所の充実」が最も高く、次いで「18.児童手当やこどもの医療費助成の拡充、税金の軽減など経済的支援の充実」、「8.幼稚園・保育所・認定こども園などの施設サービスの充実」となっています。

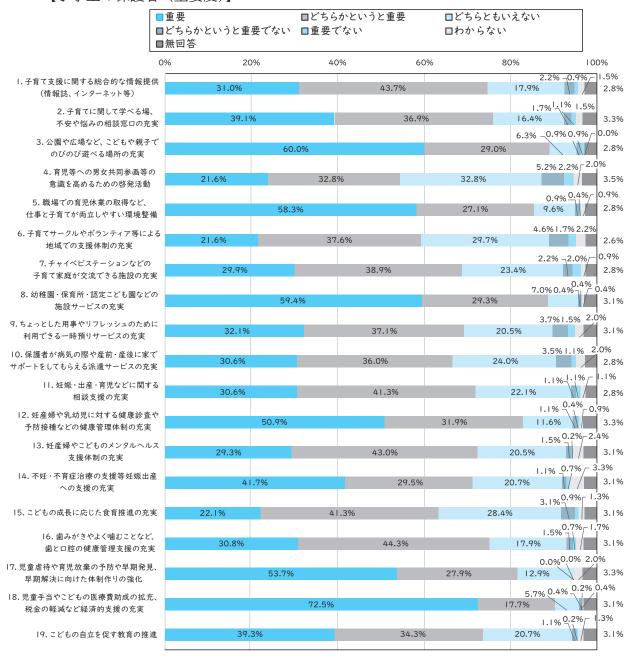
【小学生の保護者(満足度)】



満足度が高かったのは、「12. 妊産婦や乳幼児に対する健康診査や予防接種などの健康管理体制の充実」が最も高く、次いで「8. 幼稚園・保育所・認定こども園などの施設サービスの充実」、「7. チャイベビステーションなどの子育て家庭が交流できる施設の充実」となっています。

一方、不満度が高かったのは、「3. 公園や広場など、こどもや親子でのびのび遊べる場所の充実」や「5. 職場での育児休業の取得など、仕事と子育てが両立しやすい環境整備」、「18. 児童手当やこどもの医療費助成の拡充、税金の軽減など経済的支援の充実」となっています。

【小学生の保護者(重要度)】



重要度が高かったのは、「18. 児童手当やこどもの医療費助成の拡充、税金の軽減など経済的支援の充実」が最も高く、次いで「3. 公園や広場など、こどもや親子でのびのび遊べる場所の充実」、「8. 幼稚園・保育所・認定こども園などの施設サービスの充実」となっています。

<加重平均値による分析>

加重平均値とは、満足度や重要度を相対的にどのように判断しているかを比較しやす くするため、指数化するもので、次のように算出します。

なお、数値が高いほど、満足度や重要度の度合いが高いといえます。

【満足度(重要度も同じ)】

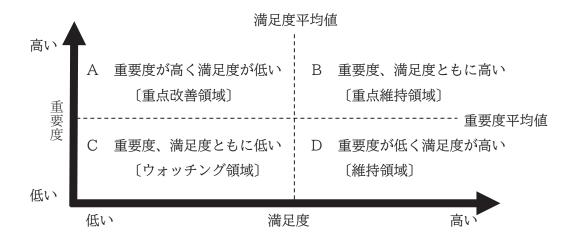
選択肢	満足	やや満足	どちらとも いえない	やや不満	不満
点数	+ 2	+ 1	0	- 1	- 2
回答数	А	В	С	D	E

加重平均値=
$$\frac{((A\times2) + (B\times1) + (C\times0) + (D\times-1) + (E\times-2))}{(A+B+C+D+E)}$$

指数化した満足度と重要度の加重平均値をもとに、縦軸に重要度、横軸に満足度を設定し、19項目についてグラフ化したものが29ページに示す散布図です。満足度と重要度ごとの平均値を基準にして、次のAからDの4つの性格を持つ領域に整理区分しています。

≪散布図の見方≫

図の上側であれば重要度が高く、右側であれば満足度が高いことを示しています。 逆に、下側であれば重要度が低く、左側であれば満足度が低いことを示しています。



・A 重要度が高く満足度が低い〔重点改善領域〕

重要性の認識は高いものの十分な満足が得られておらず、施策の重点的な改善 も含めた満足度を高めるための取組が必要な領域です。

・B 重要度、満足度ともに高い〔重点維持領域〕

重要性の認識が高く満足が得られており、現在の水準が低下しないように維持 していくことが必要な領域です。

·C 重要度、満足度ともに低い〔ウォッチング領域〕

あまり重視されておらず、施策の目的や重要性を認知してもらう取組とともに、 推移を注視しながら現状維持か、あるいは、あり方を含めて見直すべき領域です。

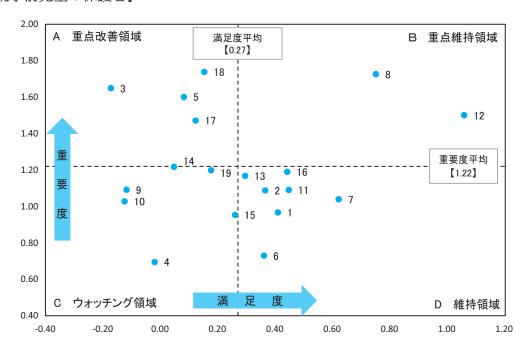
・D 重要度が低く満足度が高い〔維持領域〕

重要性の認識は低いものの満足が得られており、現状どおりの取組を進めると ともに、内容に応じては見直しが必要な領域です。

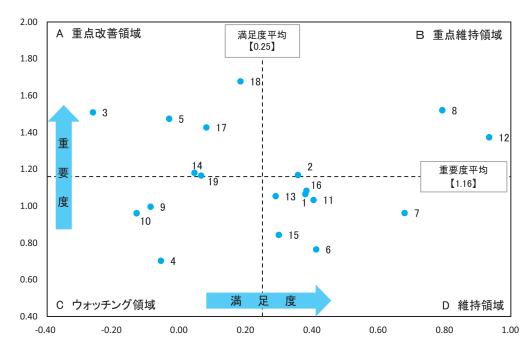
この分析は、各種施策に対する市民の満足度や重要度を把握することにより、満足度が低い要因を分析し、市民の満足度を向上させるような施策の展開の参考とするために実施します。

なお、この分析は、施策を相対的に分類することにより、客観的な立場からの分析 を容易にしようとするもので、施策の順位付けを行おうとするものではありません。

【就学前児童の保護者】



【小学生の保護者】



- 1. 子育て支援に関する総合的な情報提供(情報誌、インターネット等)
- 2. 子育てに関して学べる場、不安や悩みの相談窓口の充実
- 3. 公園や広場など、こどもや親子でのびのび遊べる場所の充実
- 4. 育児等への男女共同参画等の意識を高めるための啓発活動
- 5. 職場での育児休業の取得など、仕事と子育てが両立しやすい環境整備
- 6. 子育てサークルやボランティア等による地域での支援体制の充実
- 7. チャイベビステーションなどの子育て家庭が交流できる施設の充実
- 8. 幼稚園・保育所・認定こども園などの施設サービスの充実
- 9. ちょっとした用事やリフレッシュのために利用できる一時預りサービスの充実
- 10. 保護者が病気の際や産前・産後に家でサポートをしてもらえる派遣サービスの充実
- 11. 妊娠・出産・育児などに関する相談支援の充実
- 12. 妊産婦や乳幼児に対する健康診査や予防接種などの健康管理体制の充実
- 13. 妊産婦やこどものメンタルヘルス支援体制の充実
- 14. 不妊・不育症治療の支援等妊娠出産への支援の充実
- 15. こどもの成長に応じた食育推進の充実
- 16. 歯みがきやよく噛むことなど、歯と口腔の健康管理支援の充実
- 17. 児童虐待や育児放棄の予防や早期発見、早期解決に向けた体制作りの強化
- 18. 児童手当やこどもの医療費助成の拡充、税金の軽減など経済的支援の充実
- 19. こどもの自立を促す教育の推進

就学前児童と小学生の保護者ともに、「3.公園や広場など、こどもや親子でのびのび遊べる場所の充実」や、「5.職場での育児休業の取得など、仕事と子育てが両立しやすい環境整備」について重要度が高いものの満足度が低い結果となっており、市民のニーズが高いことがうかがえます。

また、「8. 幼稚園・保育所・認定こども園などの施設サービスの充実」や「12. 妊産婦や乳幼児に対する健康診査や予防接種などの健康管理体制の充実」は重要度、満足度ともに高くなっています。

(2) こどもの意見聴取

ア アンケートを用いた調査

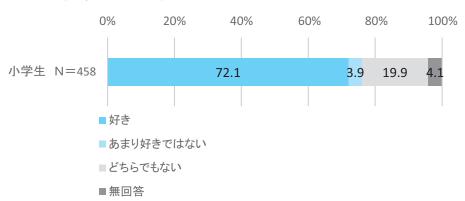
アンケート実施の機会を通じて、小学生に対して「光市のことが好きか」、「光市に住み続けたいか」の2点を尋ねました。

(ア)調査方法

調査対象者	小学生 900 人			
調査方法	郵送による配布回収			
調査時期	令和5年11月20日~12月18日			
調査票回収数	458件(50.9%)			

(イ)調査結果から見る小学生の意識

a 光市のことが好きか

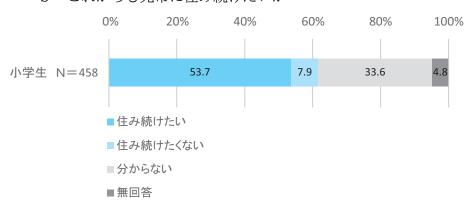


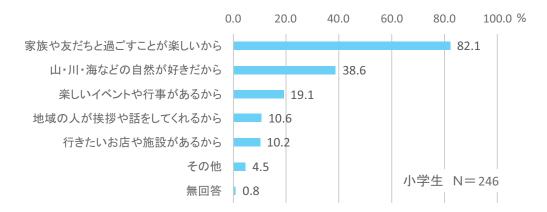


光市のことが「好き」が約72%で最も高くなっており、理由については、「家族や友だちと過ごすことが楽しいから」が最も高く、次いで「山・川・海などの自然が好きだから」となっています。

一方で「あまり好きではない」という回答は約4%となっています。

b これからも光市に住み続けたいか





光市に「住み続けたい」が約54%で最も高くなっており、理由については、「家族や友だちと過ごすことが楽しいから」が最も高く、次いで「山・川・海などの自然が好きだから」、「楽しいイベントや行事があるから」となっています。

一方で「住み続けたくない」という回答は約8%となっています。

イ 「市長と語ろう!ひかり未来ミーティング」におけるWebアンケート調査

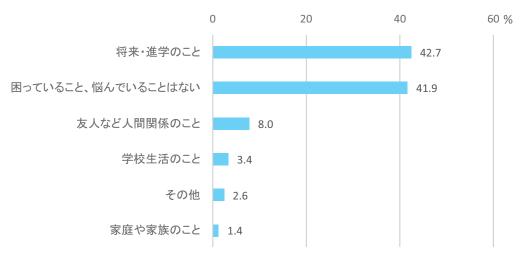
全ての市内中学校、高等学校で実施した「市長と語ろう!ひかり未来ミーティング」に参加した中・高校生に対し、悩みやおっぱい都市宣言のイメージについてWebアンケートを実施しました。

(ア)調査方法

調査対象者	中・高校生 494 人 (「市長と語ろう!ひかり未来ミーティング」参加者)
調査方法	Webアンケート
調査時期	令和5年11月24日~令和6年2月29日
調査票回収数	430件 (87.0%)

(イ)調査結果から見る中・高校生の意識

a 今、困っていること、悩んでいること

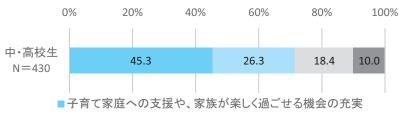


「将来・進学のこと」と回答した人の割合が約43%と最も高く、次いで「困ってい ること、悩んでいることはない」となっています。

「将来・進学のこと」と回答した人からは、「将来の夢がない、はっきりしていな い」や「進学先を迷っている」、「勉強が心配」という意見が多く出されました。具体 的な内容は下表のとおりです。

【将来・進学のこと】 ・将来の夢がない、はっきりしていない ・進学先を迷っている ・勉強が心配 など 【友人など人間関係のこと】 ・友達との関わり方 ・人付き合いが苦手 など 【学校生活のこと】 ・学校があまり楽しくない など 【家庭や家族のこと】 ・親との関係性 ・大切に思ってくれているか心配 など

「おっぱい都市宣言」のまちと聞いて、イメージするまちの姿



- ■相談体制が充実し、安心して出産・子育てができる環境
- ■こども中心に地域の笑顔があふれるまち
- ■まちぐるみで愛情豊かなふれあいの子育て

「子育て家庭への支援や、家族が楽しく過ごせる機会の充実」しているまちをイメージした人が約45%で最も多く、次いで「相談体制が充実し、安心して出産・子育てができる環境」があるまちとなっています。

具体的な内容は下表のとおりです。

【子育て家庭への支援や、家族が楽しく過ごせる機会の充実】

- ・子育て家庭へのお金・商品券などの支援
- ・各家庭の悩みや相談事などを聞いてもらえる
- ・子育てを安心してできる環境や、家族と幸せに暮らせる環境を作ること
- ・保育料や医療費などの無償化

など

【相談体制が充実し、安心して出産・子育てができる環境】

- ・誰でも相談でき、安心して子育てができる環境やインフラが整っている
- ・妊婦に不安がなく、困らず子育てができるまち
- ・こどもを出産後、しっかりとした子育てができる環境を作ること
- ・2つの産婦人科及び小児科が多くある

など

【こども中心に地域の笑顔があふれるまち】

- ・こどもから大人まで幅広く笑顔があふれるまち
- ・まちの活動や行事で司会や運営をこどもたちも主体的に行える など

【まちぐるみで愛情豊かなふれあいの子育て】

- ・市や地域の人たち全員がお祝いしてくれ、地域の人たちに可愛がられるまち
- ・市民全体で困ったことがあった際にお互いが助け合えるようなまち
- ・挨拶が飛び交い、人と人とが交流することで自然とこどもが守られるまちなど
- ウ 「しゅうなん若者サポートステーション」光市在住登録者に対するヒアリング しゅうなん若者サポートステーションにおける 29 歳以下の光市在住登録者に対して、 ヒアリングを実施しました。

(ア)調査方法

調査対象者	しゅうなん若者サポートステーションにおける 29 歳以下の光市在住登録者
調査方法	文書または現地でのヒアリング
調査時期	令和6年11月

(イ) ヒアリング結果

a 将来について不安に思うこと

過去に仕事を辞めた経験から、長く続けられる職場が見つかるか不安といった意見 や、自身の障害について理解してくれる職場があるか不安といった意見がありました。

b 不安解消に向けて支援してほしいこと

長く働くために、就労する前と後におけるギャップの解消に向けた取組として、いろいろな仕事を経験・体験できる仕組みを整備してほしいという意見や、障害に対して理解のある会社が増えるような取組をしてほしいという意見がありました。

3 第2期計画の評価

第2期計画では、3つの基本施策の達成に向けた進捗状況を明らかにし、PDCAサイクルに基づく検証と改善につなげるための「評価指標」と、これらの取組を進めることにより、子育て支援施策に対する全体的な評価を行う「成果指標」を定めています。

(1) 基本施策ごとの主な取組と評価

基本施策1 心あたたかい光っ子が育つ

【5年間の主な取組】

○保育士等就労促進給付金事業の拡充

令和2年度から、定住へつなげていくため市外在住で本市の私立園に就職した保育士 等も給付金の支給対象としました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数(人)	17	7	11	10

資料:主要施策の成果について

○小中一貫ひかり学園の推進

令和2年度から、現在の中学校区の小・中学校をひとまとまりとして、地域と一体となった小中一貫教育を開始し、義務教育9年間の積み重ねや連続性を考慮した質の高い教育を推進しています。令和5年度は、令和10年度を目途とした施設一体型小中一貫やまと学園の新設・供用開始にあたり、施設整備の基本方針等を提示するとともに、施設の規模・配置等のイメージや整備スケジュールを整理するため、「施設一体型小中一貫やまと学園施設整備基本計画」を策定しました。また、令和7年度の大和地域4小学校の再編に向け、新しい学校の校名や校歌、校章に関することなどについて、施設一体型小中一貫やまと学園準備委員会に設置する部会を中心に協議を進めました。

○スクールライフ支援員の拡充

不登校や集団への不適応の状態にある小・中学生に対し、学校や家庭等にスクールライフ支援員を派遣し、学校復帰や将来の社会的自立に向けた支援を行いました。令和5年度は、支援員5人が11校34人の小・中学生に対して、相談活動や適応指導等を行うとともに、支援員5人のうち1人が教育支援センター「まなびばひかり」に常駐し、支援を行いました。

○スクールカウンセラー派遣の実施

不登校、いじめ、問題行動等に関する様々な教育相談について、スクールカウンセラーを令和5年度は55回派遣し、小・中学生と保護者の心身の健康を保持するためのカウンセリングや、教職員の資質向上に向けた研修を実施しました。

【評価指標の達成状況】

指標名	策定時 (H30)	近況値 (R5)	目標値 (R6)
①子育てに関する講座・イベント等への参 加者数	10,943 人	9,238人	12,000 人以上
②地域の子育て支援拠点年間利用者数	17,642 人	9,637人	17,000 人以上
③保育所等における待機児童の数	0人	0人	0人
④放課後児童クラブ(サンホーム)におけ る待機児童の数	0人	0人	0人
⑤「自分にはよいところがある」と思うこ どもの割合	小学校 87.0% 中学校 86.1%	小学校 85.2% 中学校 88.4%	90.0%
⑥光っ子サポーターによる指導・支援人数	336 人	376 人	340 人

数値出典:①②③こども政策課 ④文化・社会教育課 ⑤全国学力・学習状況調査

⑥学校教育課

- ①子育てに関する講座・イベント等への参加者数や、②地域の子育て支援拠点年間利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響によってイベントの開催が中止となったことなどもあり、目標値を大きく下回っている状況です。
- ③保育所等における待機児童の数や、④放課後児童クラブ(サンホーム)における待機児童の数は、令和5年度時点では発生しておらず、目標値を達成している状況です。
- ⑥光っ子サポーターによる指導・支援人数は、目標値を上回っています。

子育でに関するイベント等の参加者数や地域の子育で支援拠点の利用者数は、令和5年度から徐々に増加する傾向にあります。アンケートにおいては、就学前児童と小学生の保護者ともに、親子やこどもが集える場の確保についてのニーズが高い結果となっています。また、光っ子サポーターによる支援やスクールライフ支援員の拡充等によって、不登校などの特に配慮を要する小・中学生に対してきめ細かな支援を進めてきました。子育で家庭を取り巻く課題は複雑化していることから、今後も関係機関と連携しながら特に配慮を要するこどもや子育で家庭への支援に継続的に取り組むことが求められています。

基本施策2 このまちで親になる

【5年間の主な取組】

○産前・産後サポーター派遣事業の開始

令和2年度から事業を開始し、日中に育児支援者がおらず悩みを抱えている妊産婦へ の相談や育児や家事の支援を行いました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	3	6	6	6
延べ派遣回数(回)	31	69	64	55

資料:主要施策の成果について

○子ども医療費助成の拡充

令和3年度から、中学校3年生までの医療費の無料化について所得制限を撤廃し、子育て家庭が安心してこどもを産み育てられる環境を整備しました。

子ども医療費	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ受診者数(人)	23,648	38,571	44, 138	52,057

資料:主要施策の成果について

○不妊・不育症治療費助成の拡充

令和3年度から、不妊治療費、不育治療費ともに所得制限を撤廃し、不妊・不育に悩む夫婦への経済的・精神的支援を強化しました。

【評価指標の達成状況】

化栅力	策定時	近況値	目標値
指標名	(H30)	(R5)	(R6)
①父母がともに子育てに関わっている家庭	就学前 58.1%	就学前 62.8%	65.0%
の割合	小学校 59.0%	小学校 61.1%	05.076
②学校給食における光市産品の使用率	25.0%	15.6%	30.0%
③妊婦健康診査受診率	96.3%	96.4%	98.0%
④「食育」に関心がある人の割合	74.1%	71.0%	90%以上
⑤一般不妊治療費助成及び不育症治療費補 助件数	45 件	64 件	60 件以上
⑥奨学生認定人数	17人	1人	20 人以上

数値出典:①アンケート ②学校給食センター ③⑤こども家庭課 ④まちづくり市民アンケート

⑥学校教育課

- ①父母がともに子育てに関わっている家庭の割合や、③妊婦健康診査受診率は、令和 5年度時点で目標値を下回っていますが、策定時より増加しています。
- ⑤一般不妊治療費助成及び不育症治療費補助件数は、目標値を上回っています。
- ⑥奨学生認定人数は、目標値を大きく下回っています。

父親の育児参加割合は、平成30年度から令和5年度にかけて増加しており、これまで 行ってきた父親の積極的な育児参加や子育て意識の醸成に向けた取組が一定の成果を出 していることがわかります。

妊娠・出産は、妊産婦にとって体の変化や出産、育児に対する不安感を感じるなど、身体的、精神的に大きな負担となりますが、健康診査など健康管理体制の充実を図ることにより、切れ目のない総合的な母子保健活動を行うことができています。

子ども医療費や不妊・不育症治療費助成の所得制限を撤廃することにより、子育て世帯への経済的負担の軽減を図りました。アンケートの結果における経済的支援への不満度も前回調査から低下傾向にあり、一定の成果が出ていることがわかりますが、子育て支援の項目全体の中ではまだ満足度が低い順位に留まっています。

高校の授業料無償化や国が給付型奨学制度を充実させていること、また、こどもの数が減少傾向であることから、奨学生の認定人数が大きく減少していると考えられます。

基本施策3 地域と共に未来へ向かう

【5年間の主な取組】

○おっぱいまつりの開催

平成5年度から開催している「おっぱいまつり」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から令和4年度までの3年間は集客型のイベントは中止となりました。

○コミュニティセンターの活動

各コミュニティ協議会が、それぞれの地域の特性を活かして開催している祭りや運動 会、文化祭などの事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、その多くが中止と なりましたが徐々に活動が再開されています。

○中学生リーダー養成講座、光ジュニアクラブ

地域リーダーとしての資質を育成するための「中学生リーダー養成講座・光ジュニアクラブ」を令和2年度から令和5年度までの間に37回開催し、中・高校生1,077人が参加しました。また、令和5年度から新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴って様々な行事が再開される中、地域イベントにボランティアスタッフとして参加しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動回数(回)	7	6	11	13
登録者数(人)	89	87	55	58
延べ参加者数(人)	317	208	224	328

資料:主要施策の成果について

【評価指標の達成状況】

指標名	策定時 (H30)	近況値 (R5)	目標値 (R6)
①子育て支援活動に参加している人の割合	13.7%	10.3%	15.0%
②地域の行事に参加している児童生徒の割 合	72.9%	61.4%	80.0%
③中学生リーダー・ジュニアリーダーの会員数	109人	58 人	150 人以上
④母子保健推進員及び保健師の個別訪問延 べ件数	7,646件	5,056件	7,700 件以上
⑤青少年健全育成活動に参加している人の 割合	52.9%	49.0%	60.0%
⑥子育てに関する不安や悩みへの相談対応 件数	5,271件	7,344件	5,000件

数値出典:①⑤まちづくり市民アンケート ②全国学力・学習状況調査 ③文化・社会教育課

④こども家庭課 ⑥健康増進課、こども家庭課

- ①子育て支援活動に参加している人の割合や、②地域の行事に参加している児童生徒 (小・中学生)の割合は、策定時から低下しており、目標値も下回っています。
- ③中学生リーダー・ジュニアリーダーの会員数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、策定時から減少しており、目標値も下回っています。
- ④母子保健推進員及び保健師の個別訪問延べ件数は、こどもの出生数の減少や新型コロナウイルス感染症の影響により、策定時から減少しており、目標値を下回っている状況ですが、⑥子育てに関する不安や悩みへの相談対応件数は、目標値を上回っています。

令和2年度から令和4年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響により、おっぱいまつりや各コミュニティ協議会等が開催している事業が中止となり、こどもと地域との関わりが希薄になっていることが懸念されていますが、おっぱいまつりについては、4年ぶりに開催した令和5年度には過去最高の3,500人の来場がありました。

母子保健推進員及び保健師の個別訪問や「こども家庭センターきゅっと」による相談体制の充実は、保護者の育児不安の軽減や、悩みや問題を抱える家庭が社会から孤立しないようにサポートしていくために重要な役割を果たしていますが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、母子保健推進員及び保健師の個別訪問件数は減少しました。

(2) 成果指標に対する評価と進捗

基本施策の着実な推進は、子育て支援施策に対する全体的な評価として定めた「成果指標」の達成・向上につながります。成果指標の達成状況については、以下のとおりです。

【成果指標の達成状況】

化無力	策定時	近況値	目標値
指標名	(H3O)	(R5)	(R6)
①子育てが楽しいと思う人	就学前 95.8%	就学前 96.4%	95.0%以上
①子育でが楽しいと思う人	小学生 95.5%	小学生 96.5%	を維持
②子育てがつらいと思う人	就学前 59.3%	就学前 63.2%	50.0%以下
②丁目 にがりめいとぶり人	小学生 49.3%	小学生 49.1%	50.0%以下
③おっぱい都市宣言の認知度	就学前 45.6%	就学前 38.5%	50.0%以上
(内容についても知っている)	小学生 49.2%	小学生 45.0%	50.0%以上
④光市の子育ての環境や支援への満足	就学前 44.8%	就学前 48.0%	50 00/ N/ F
度	小学生 43.8%	小学生 42.1%	50.0%以上

数値出典:アンケート

- ①「とても楽しい」「まあまあ楽しい」の回答割合の合計 ②子育てがつらいと「いつも思う」「時々思う」の回答割合の合計 ③「内容についても知っている」の回答割合 ④「満足度 4、5」の回答割合の合計
- ①子育てが楽しいと思う人の割合は、策定時から上昇しており、目標値を達成しています。
- ②子育てがつらいと思う人の割合は、小学生の保護者は策定時から低下していますが、 就学前児童の保護者は上昇しており、就学前児童の保護者は目標値を達成していない状 況です。
- ③おっぱい都市宣言の内容についての認知度は、策定時から低下しています。
- ④光市の子育ての環境や支援への満足度は、就学前児童の保護者は策定時から上昇しましたが、小学生の保護者は低下しており、どちらも目標値を達成していない状況です。

「子育てが楽しい」と回答した人は、就学前児童と小学生の保護者ともに 95%を超える高い水準にあります。子育てを肯定的にとらえ、多くの人が子育てに喜びや生きがいを感じていることがわかります。

「子育てがつらいと思うことがある」と回答した人は、就学前児童の保護者において高い数値を示しており、今後も、乳幼児を持つ家庭へのサービスの充実が必要であることがうかがえます。

本市の子育て支援に対する全体的な満足度は、就学前児童の保護者で 3.2 ポイントの 上昇、小学生の保護者で 1.7 ポイントの低下となっています。第2期計画の計画期間中 は、新型コロナウイルス感染症が拡大しており、前回の調査時と一概に比べることはでき ませんが、アンケートの満足度の個別項目においても、低下している項目が多くなってい ます。

(3)国の方向性を踏まえた第2期計画評価のまとめ

●こどもを権利の主体として、社会全体で支える環境の整備が必要

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域社会とこどもとの関わりが希薄になっていることが懸念されています。遊び場や、イベント等による集い・ふれあいの場を確保していくとともに、こども自らが活動主体として地域社会との関わりを深めていくことが重要です。

こうした中、こども大綱の基本的な方針の中には、こどもが、自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学ぶことにより、希望と意欲に応じて将来を切り開いていけるよう取り組むことや、「こどもとともに」という姿勢で、こどもの自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しする必要性などが掲げられています。

このため、社会全体で子育てを応援する機運の醸成や、こどもが活動主体として地域社会 との関わりを深めていくための取組を促進していく必要があります。

●こどもの年齢に応じて切れ目のない支援が必要

第2期計画の期間中に、子ども医療費や不妊・不育症治療費助成の所得制限の撤廃により、 子育て世帯への経済的負担の軽減を図ったことなどによって、アンケートの結果からは、不 満度が低下傾向となっていますが、こうした経済的支援は、子育てにおいて重要であると9 割以上の保護者が回答しています。また、アンケートからは、妊産婦や乳幼児に対する健康 管理体制や幼稚園・保育所などの施設サービスの満足度が高いことが分かります。

こうした中、こども大綱の基本的な方針の中には、様々な分野の関係機関・団体が連携し、 教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供する必要性などが掲げられています。 このため、引き続き、経済面と社会面の両面から、こどもを産み育てやすい環境づくりに 取り組む必要があります。

●こどもが幸せに成長できるための環境の整備が必要

貧困や虐待など、こどもや子育て家庭が抱える悩みや問題は複雑化しているため、様々な関係機関が連携しながら、配慮を要するこどもや家庭に対して、きめ細かい支援に取り組み、社会からの孤立を防ぐことが必要であり、アンケートの結果からも、8割以上の保護者が早期発見のための体制づくりが重要と回答しています。

こうした中、こども大綱の基本的な方針の中には、ひとり親家庭など貧困の状況にある家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進め、貧困の解消・貧困の連鎖の防止に取り組む必要性などが掲げられています。

こうしたことからも、特に配慮を要するこどもや子育て家庭への支援に取り組む必要が あります。

第3章 計画の方向性

1 計画の基本理念

本市では、おっぱい都市宣言の下で、父母や地域、社会全体でのふれあいの子育てを推進しており、この宣言は、まちづくりの根底を流れる普遍・不朽の理念としてこのまちに根付いています。また、市内の中・高校生にも、おっぱい都市宣言のまちのイメージとして「家族と幸せに暮らせる環境を作る」や「笑顔あふれるまち」を挙げる学生が多く、こどもたちが抱く本市の理想のまちの姿に「幸せ」や「笑顔」といったイメージがあることをうかがい知ることができます。

こうした中、本市では、初めておっぱい都市宣言が決議されてから30年が経過しており、 現在、乳幼児期や学童期、思春期を迎えている方のほか、児童としての時期を終えたものの、 結婚の希望が叶えられていない方や、働くことについて悩みを抱えている方など、本市のこ どもたちは、それぞれの立場から人生行路を歩んでいます。

こうしたことから、これからも、本市で暮らす全てのこどもたちの笑顔があふれ、学校や 地域、社会の中で、自らの意思や選択によって、夢や興味があること、大好きなことに挑戦 でき、光り輝く未来を切り開いていくことができるまちの実現を目指すため、次のとおり基 本理念を定めます。

すべてのこどもが主人公 一人ひとりが輝くまち "ひかり" ~ 笑顔あふれるまちの実現にむけて~



2 計画の基本的な視点

こども基本法やこども大綱では、全てのこどもの権利が守られ、身体的・精神的・社会的 に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまん なか社会」の実現を目指していくこととしています。

視点① 「こどもが社会のまんなかに」

~こどもが主体性を持って行動できる環境を整備~

- ・こども一人ひとりを権利の主体とし、多様な個性や意見を尊重
- ・こどもが自己肯定感を育み、唯一無二の自己としての確立を支援

令和6年度全国学力・学習状況調査によると、市内の小・中学生は、将来の夢や目標を持っている割合が全国に比べて高い傾向にあるなど、本市のこども一人ひとりが未来に向けたビジョンを抱いています。

一方、Webアンケートによると、中・高校生の約4割が進学などの将来について悩んでいることが分かっています。

こうしたことから、こども一人ひとりの年齢や特性に応じて、それぞれの立場やステージで、こどもが主体的に行動し、輝くことができるよう、権利の主体として多様な個性や意見を尊重するとともに、自己肯定感を育み、唯一無二の自己として確立できるよう支援します。

視点② 「こどもを社会のまんなかに」

~困難な状況にあるこどもをまちぐるみで支援~

- ・こどもと保護者が大切な存在として認識し、自分らしい暮らしの構築を支援
- ・まち全体でこどもや子育て家庭を"誰一人取り残さない"よう支援

全国的に貧困やヤングケアラー、児童虐待などのほか、学校生活におけるいじめや不登校 などが社会問題となっていますが、これらの問題は、保護者や経済的な状況に加え、本人・ 家族・学校などの様々な要因が複雑に関わっている場合が多いことが特徴です。

こうしたことから、本市の強みである「市民力」や「地域力」を活用しながら、こどもと 保護者がお互いに大切な存在として認識し、それぞれが自分らしく暮らせる環境の構築を 促進するとともに、行政や教育・保育施設、地域団体や関係機関などがそれぞれの特性を生 かして、こどもや子育て家庭を"誰一人取り残さない"よう支援します。

第4章 重点的な取組

基本理念である「すべてのこどもが主人公 一人ひとりが輝くまち"ひかり" ~笑顔あ ふれるまちの実現に向けて~」の実現に向けた取組を計画的に推進していく中で、アンケートの結果における保護者のニーズや社会情勢等を勘案し、この5年間において、次の4点に ついて重点的に取り組みます。

【こどもが社会のまんなかに】

1 児童が主体的に活動でき、活躍できる環境の整備

(1) 取組の方向性

出生から乳幼児期において、遊びの場を充実・発展させていくことは、認知的スキルの 習得に加え好奇心や想像力など社会情動的スキルを育むことにつながります。

また、本市がこれまで育んできたコミュニティ・スクールの取組を基盤とし、社会総がかりでこどもの「学び」と「育ち」を見守り、支援する中で、こどもたちが自分の良さや可能性を認識し、夢や希望を大切にするとともに、豊かな創造性を発揮しながら主体的に行動できるよう、発達段階に応じて必要な力を育んでいくことが求められています。

こうしたことから、本市の特性を踏まえて、こども一人ひとりが自ら成長できる機会や 環境の整備を、こどもの意見も聴取しながら取り組みます。

(2) 主な事業例

- ●インクルーシブの視点など、現代ニーズに沿った遊び場のあり方の検討
- ●コミュニティ・スクールの推進
- ●幼保、小・中、高等学校の連携・協働教育の推進

2 若者が社会生活で成長できる環境の整備

(1) 取組の方向性

思春期において、計画的なキャリア教育を推進していくことは、自分にふさわしい生き 方を実現しようとする意欲や能力の向上につながります。

また、青年期において、能力開発や職業的な自立を促進していくことは、産業界のニーズに応じた人材育成や、ひきこもりなどをはじめとした学卒未就職者などの職業能力の開発につながります。

こうしたことから、若者が社会から必要とされ、まちづくりの担い手として成長できる環境の構築について、国や県、関係機関とも連携しながら取り組みます。また、コミュニティ活動やレクリエーションスポーツの普及などを通じて、若者の社会参画を促し、社会人としての成長につながる取組を進めます。

(2) 主な事業例

- ●学生や若者が働くことの意義や魅力を体感できる機会の創出
- ●国や県と連携した能力開発や職業的自立に向けた促進
- ●地域活動の普及や活用を通じた若者の社会参画の促進

【こどもを社会のまんなかに】

3 幼児教育・保育の量的確保と質の維持・向上

(1) 取組の方向性

少子高齢化が進む中で、本市においても将来的に児童数は減少することが見込まれていますが、近年では女性の就労ニーズの高まりなどにより、3歳未満児の保育ニーズが高まっています。

こうしたことから、安全で安心な保育を提供していくため、私立の保育所を中心に、保育士の保育業務への集中や周辺業務に係る負担軽減について、国や県が進める支援の取組に呼応します。

また、公立の幼保施設については、再編に向けた検討や増加傾向にある障害児や医療的 行為が必要な児童への対応について大局的な観点から検討するとともに、老朽化が進むわ かば児童館については、規模を減らしながらサービスの充実につなげる「縮充」の観点か ら、類似・重複した機能の集約化や施設の統廃合を検討します。

(2) 主な事業例

- ●公立の幼児教育・保育施設の再編を含めた3歳未満児の受入れの確保
- ●医療的ケア児への対応や「こども誰でも通園制度」の実施などの国の取組への呼応
- ●老朽化が進むわかば児童館のあり方についての検討

4 ライフステージを通じたこどもと子育て家庭への切れ目のない支援

(1)取組の方向性

就学前児童と小学生の保護者の 95%以上が「子育てが楽しい」と回答している一方で、 就学前児童の保護者の約 59%、小学生の保護者の約 47%が「時々子育てがつらいと思う ことがある」と回答しています。

こうしたことから、こどもの年齢や発達状況に応じた支援の展開など、子育て家庭の不安や孤立感を軽減し、こどもを産み育てやすい環境づくりに取り組みます。

(2) 主な事業例

- ●妊産婦健康診査による心身の不調の早期発見と産後ケア事業等によるその後の支援の 強化
- ●地域の力を活用したこどもの一時預かりや送迎サービスの拡充
- ●「こども家庭センターきゅっと」を中心とした相談体制の強化

すべてのこどもが主人公 一人ひとりが輝くまち"ひかり"

基本施策1 こどもが将来を選択できるまちへ

P49

1 こどもの権利の保障

P51

2 こどもの権利侵害の防止

P54

基本施策2 こどもが安心して学び、 育つことができるまちへ

P57

1 こどもや子育て家庭への 医療・健康の支援

P58

2 こどもや子育て家庭への教育、保育の充実

P63

1 子育てや教育に関する 経済的負担の軽減

P70

基本施策3 こどもを取り残さないまちへ

P69

2 困難な状況にあるこどもや 子育て家庭への支援

P72

3 青年期の若者や その家族への支援

P77

1 地域の力の活用

P81

基本施策4 こどもを総出で応援するまちへ

P80 - 47 -

①人権教育・啓発等の充実	⑤若年 施	E層への選挙	啓発の実	⑨ブックスター	ト事業の実施	(3)中学生 光ジュニア	リーター養成 アクラブ活動 <i>0</i>		⑰子 実施	育て支援の「わ」事業の
②男女共同参画の推進	⑥子育	て支援センター	ーの運営	⑩農業体験研	修事業の実施		の遊び場とな		⑧放	課後児童クラブの運営
③こどもの意見聴取事業の実施	⑦児童	館の運営		①周防の森口	ッジの運営	(5)こども <i>0</i>	D遊び場とな 画的な改修	る都市	⑨放	課後子ども教室の開催
④はたちの集いの企画・運営	8小中	学校学校司書	配置	⑫子ども会活動	動の支援		サークル等の	育成と	②地:	域コミュニティ活動の雰
①こども家庭センターきゅっと	センターきゅっと ⑤子育で		で 援事業		the order	(3)スクーノ	レカウンセラ・	一派遣	(f)周i	南広域校外補導連絡協
の充実 ②要保護児童対策地域協議	の実施 ⑥子育て短期支援事業の実			②DV等相談体 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		事業の実施			議会の	D活動支援 少年補導委員連絡協請
会の充実	施	施		施 ①ヤングテレオ		活動の実施	在 —		会の	括動支援
③児童虐待対策の強化	+	⑦きゅっとサポーターの配置		営 ②スクールライ			舌支援事業の		19校分	ト補導連盟の活動支援
④養育支援訪問事業の実施	<u></u> (8)ヤンク	ゲケアラーの支	援	の実施	71/2/17/1	(6)メロディ	パトロールの	実施		
①母子健康手帳の交付		婦・新生児・乳 熱児訪問の実施		⑤育児相談・の 実施	びのび相談の	②乳児の 実施	適切な栄養技	指導の		交における特色ある食育 D実施
②プレママの開催		にちは赤ちゃん		⑥すくすく教室	の実施	_	葉酸☆人生』 応援事業の実		30食育	育相談の実施
③妊産婦健康診査の実施	⑩母子 問の実	·保健推進員の施	D個別訪	⑰5歳児発達 施	相談事業の実		改善推進協調		③周	崔期医療体制の充実
④予防接種の実施		ケア事業の実施	施	⑧妊婦歯科健原	康診査の実施		タ de 朝ごはん	ん事業	32小り	見救急医療体制の充実
⑤新たなステージに入ったが ん検診の総合支援事業の実 施	(12) 成年 pri	・産後サポー <i>。</i> 実施	ター派遣	⑩親子でハッヒ 査の実施	ー歯科健康診		数室の実施		33母-	子手帳アプリ事業の実施
	[3] (再) 実施	養育支援訪問	引事業の	②歯科保健事	業の実施	②チャイベ	ビ食育事業の)実施	39子育	育て情報の充実
尿砂質の美施⑦出産・子育てしっかりサポート★ひかりの実施		子育て支援セ	ンターの	②歯科相談の気	実施	②学校給 消の推進	食における均	也産地		
①保育事業の実施		(保育重業の宝	梅	-	ュプラン光事業	②不登校	未然防止・早期	胡対応	Ø.3.7	
②幼児期の教育の推進	⑨[再]	⑧病児保育事業の実施⑨【再】子育て短期支援事業		の実施 ⑥海外派遣事			等の取組の充実 ②光っ子教育サポート事業の		30未	来のパパママ応援事業
③延長保育の実施		の実施 ⑩【再】児童館の運営		⑰次世代型コ		実施			の実施	施
④幼稚園預かり保育事業及び幼稚園型一時預かり事業	(M772	ミリー・サポート		ールの充実 ®地域学校協 業の実施	働活動推進事			っっとサポーターの		MINICE AND AND
の実施 ⑤一時預かり事業の実施	7	幼保施設の再	絙	⑩中学校部活	活動改革推進事 窓こども食堂の支援					
⑥こども誰でも通園制度の実		・協働教育推済		業の実施 ②【再】スクールライフ支援員		②コミュニティセンターの運営				
施 ⑦休日保育事業の実施		実現に向ける		事業の実施 ②【再】スクー		②【再】放課後児童クラブの運営				
①【再】出産・子育てしっかり		ャリア教育の推	進	派遣事業の実施		営			图名:	子世帯の国民健康保険
サポート★ひかりの実施	④児童	手当の支給		⑦不妊·不育症	治療費の助成		投への入所 助・特別支援	数容部	税の派	
②幼児教育・保育の無償化	⑤乳幼	児医療費の助	成	⑧未熟児養育[医療費の給付	学奨励費(の支給			別を後期间の国民性別
③保育料の軽減	6子ど	も医療費の助用	式	⑨【再】予防接種	重の実施	②奨学金の貸付による修学支 援の実施		多于又		
①【再】保育料の軽減										
1	l	⑨新母子家原	庭見舞金の)支給	⑰【再】子育でタ	豆期支援事業	業の実施			
②実費徴収に係る補足給付	を行う事	⑨新母子家原 ⑩ひとり親家			①【再】子育で③【再】きゅっと			別児童	扶養手	当の給付
②実費徴収に係る補足給付業の実施 ③【再】こども食堂の支援		⑩ひとり親家 ⑪母子生活3	で 庭医療費の 支援施設へ	の助成の入所	®【再】きゅっと ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	サポーターの	の実施	別児童 ②医療 整備 ②発達	扶養手 的ケア 支援研	当の給付 児に対する相談体制の 修会の実施
②実費徴収に係る補足給付業の実施 ③[再]こども食堂の支援 ④[再]就学援助・特別支援者 奨励費の支給	教育就学	⑩ひとり親家 ⑪母子生活3 ⑫【再】こども 充実	(庭医療費の 支援施設へ と家庭セン	の助成 の入所 ターきゅっとの	®【再】きゅっと ③障害児保育 ②障害児通所:	サポーターの 障害児教育 支援の利用(の配置 の実施 足進	別児童 28 医療整備 27 発達 28 【再】 施	扶養手 的ケア 支援研 光っ子	当の給付 児に対する相談体制の 修会の実施 教育サポート事業の多
②実費徴収に係る補足給付業の実施 ③[再]こども食堂の支援 ④[再]就学援助・特別支援教 奨励費の支給 ⑤[再]奨学金の貸付による何の実施	教育就学 修学支援	⑩ひとり親家 ⑪母子生活ュ ⑫【再】こども 充実 ⑬要保護児፤	庭医療費(支援施設へた家庭セン)	の助成の入所ターきゅっとの な協議会の充実	®【再】きゅっと⑨障害児保育◎障害児通所②障害児(者)施	サポーター6 障害児教育 支援の利用(家族サポー	の配置 の実施 足進	別児童療整備 ②発達 ③【再】施	扶養手 的ケア 支援研 光っ子 指導教	当の給付児に対する相談体制の修会の実施教育サポート事業の写室の設置
②実費徴収に係る補足給付業の実施 ③(再)こども食堂の支援 ④(再)就学援助・特別支援教 奨励費の支給 ⑤(再)奨学金の貸付による他の実施 ⑥母子家庭・父子家庭自立3金の支給	教育就学 修学支援	⑩ひとり親家 ⑪母子生活注 ⑫【再】こども 充実 ⑬要保護児』	定医療費の 支援施設へ と家庭セン 童対策地域	の助成の入所ターきゅっとの な協議会の充実	③[再]きゅっと③障害児保育③障害児通所:②障害児(者)施②自立支援医:	サポーターの 障害児教育 支援の利用の 家族サポー	D配置 の実施 足進 ト事業の実	別児童 ②を備 ②発達 ②【再】 施 ②』 ②』 ③』 ②』 ③』 ③』 ③』 ②30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	扶養手で大きな。大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きないでは、大きなでは、まないでは、大きなでは、大きなでは、ためないでは、大きなでは、ためないでは、ためないでは、ためないでは、ためないないでは、ためないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないがでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないないでは、ためないないでは、ためないないないでは、ためないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	当の給付 児に対する相談体制の 修会の実施 教育サポート事業の 室の設置 室の設置
②実費徴収に係る補足給付業の実施 ③【再】こども食堂の支援 ④【再】就学援助・特別支援教 奨励費の支給 ⑤【再】奨学金の貸付による何 の実施 ⑥母子家庭・父子家庭自立3	教育就学 修学支援	⑩ひとり親家 ⑪母子生活3 ⑫[再]ことで充実 ③要保護児1 ⑭[再]児童届 ⑮[再]養育3	庭医療費の 支援施設へ ら家庭セン 童対策地域 虐待対策の 支援訪問事	の助成の入所ターきゅっとのな協議会の充実	(®[再]きゅっと (1)障害児保育 (2)障害児通所: (2)障害児(者)施 (2)自立支援医: (2)軽度・中等所 (3)軽度・中等所等助成の実施	サポーターの障害児教育 障害児教育 支援の利用の家族サポー 家の給付 要難聴児補耳	の実施 足進 ト事業の実 恵器購入費	別児童 ②を備 ②発達 ②【再】 施 ②』 ②』 ③』 ②』 ③』 ③』 ③』 ②30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	扶養手で大きな。大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きないでは、大きなでは、まないでは、大きなでは、大きなでは、ためないでは、大きなでは、ためないでは、ためないでは、ためないでは、ためないないでは、ためないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないがでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないないでは、ためないないでは、ためないないないでは、ためないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	当の給付児に対する相談体制の修会の実施教育サポート事業の写室の設置
②実費徴収に係る補足給付業の実施 ③[再]こども食堂の支援 ④[再]就学援助・特別支援考 奨励費の支給 ⑤[再]奨学金の貸付による何の実施 ⑥母子家庭・父子家庭自立3	教育就学 修学支援	⑩ひとり親家 ⑪母子生活3 ⑫[再]ことで充実 ③要保護児1 ⑭[再]児童届 ⑮[再]養育3	庭医療費の 支援施設へ ら家庭セン 童対策地域 虐待対策の 支援訪問事	の助成の入所ターきゅっとの な協議会の充実	®[再]きゅっと ⑨障害児保育 ②障害児通所: ②障害児(者)施 ②自立支援医 ②軽度・中等月	サポーターの障害児教育 障害児教育 支援の利用の家族サポー 家の給付 要難聴児補耳	の実施 足進 ト事業の実 恵器購入費	別児童 ②を備 ②発達 ②【再】 施 ②』 ②』 ③』 ②』 ③』 ③』 ③』 ②30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	扶養手で大きな。大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きないでは、大きなでは、まないでは、大きなでは、大きなでは、ためないでは、大きなでは、ためないでは、ためないでは、ためないでは、ためないないでは、ためないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないがでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないでは、ためないないないでは、ためないないでは、ためないないないでは、ためないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	当の給付 児に対する相談体制の 修会の実施 教育サポート事業の写 室の設置 室の設置
②実費徴収に係る補足給付業の実施 ③[再]こども食堂の支援 ④[再]就学援助・特別支援教 奨励費の支給 ⑤[再]奨学金の貸付による何 の実施 ⑥母子家庭・父子家庭自立3 金の支給 ⑦児童扶養手当の支給	教育就学 修学支援	⑩ひとり親家 ⑪母子生活 ⑫[再]こども 充実 ⑬要保護児』 ⑭[再]児童鼠 ⑮[再]養育 ⑯[再]子育	庭医療費(支援施設へ シ家庭セン 童対策地域 書待対策の 支援訪問事 て世帯訪問	の助成の入所ターきゅっとのな協議会の充実	③[再]きゅっと ①障害児保育 ②障害児通所: ②障害児(者)施 ②自立支援医: ②軽度・中等時のの実施 ②小児慢性特:	サポーターの障害児教育	の実施 足進 ト事業の実 恵器購入費	別児童療 ②医療 ②発備 ②発達 ②国 (2) ②通級 ③ことに ③ 等別	扶養手 的ケア 支援研子 指導教 ずの教 支援教	児に対する相談体制の 修会の実施 教育サポート事業の身 室の設置 室の設置
②実費徴収に係る補足給付業の実施 ③ [再]こども食堂の支援 ④ [再]就学援助・特別支援 奨励費の支給 ⑤ [再] 奨学金の貸付による値の実施 ⑥ 母子家庭・父子家庭自立る金の支給 ⑦児童扶養手当の支給 ③ [再] 助産施設への入所	教育就学 修学支援 支援給付	⑩ひとり親家 ⑪母子生活ュ ⑫[再]こども 充実 ⑬要保護児ョ ⑭[再]児童 ⑮[再]養育っ ⑯[再]子育施	庭医療費(支援施設へ シ家庭セン 童対策地域 書待対策の 支援訪問事 て世帯訪問	の助成の入所ターきゅっとの は協議会の充実 強化 「業の実施	® [再]きゅっと ①障害児保育 ②障害児通所: ②障害児(者)施 ②自立支援医: ②軽度・中等度等助成の実施 ②小児慢性特別の給付	サポーターの障害児教育 支援の利用(クタックを) では、	の実施 の実施 足進 ト事業の実 恵器購入費 日常生活用	別児童療 ②医療 ②発備 ②発達 ②国 (2) ②通級 ③ことに ③ 等別	扶養手 的ケア 支援研子 指導教 ずの教 支援教	当の給付 児に対する相談体制の 修会の実施 教育サポート事業の多 室の設置 室の設置 育推進事業の実施
②実費徴収に係る補足給付業の実施 ③ [再]こども食堂の支援 ④ [再]就学援助・特別支援教 奨励費の支給 ⑤ [再] 奨学金の貸付による何の実施 ⑥ 母子家庭・父子家庭自立3金の支給 ⑦児童扶養手当の支給 ⑧ [再] 助産施設への入所 ①若年無就業者の就労支援 ②障害者と事業者間における業機会の創出 ① [再] ファミリー・サポート・センター事業の拡	教育就学 修学支援 支援給付 b雇用·就	⑩ひとり親家 ⑪母子生活ュ ②[再]こども 充実 ③要保護児ュ ④[再]児童鼠 ⑤[再]養育っ ⑥[再]子育・施 ④地元就職 ④職業能力 に保健推進員	庭医療費(支援施設へ シ家庭セン 童対策地域 豊待対策の 支援訪問事 て世帯訪問 開発の支援 ⑦家庭者	の助成の入所ターきゆっとのな協議会の充実の強化	® [再]きゅっと ⑨障害児保育 ②障害児通所: ②障害児(者) 施 ②自立支援医: ②軽度・中等居等助成の実施 ②小児性特別の給付 ⑤包括的な創ま ⑥出会いの場・ ⑩ [再] 周南広導連絡協議会	サポーターの 障害児教育 支援の利用の 家族サポー 京の給付 乗難聴児補耳 定疾病児童に 業支援 への参加促近 域校外補	の実施 の実施 足進 ト事業の実 悪器購入費 日常生活用	別児童療 ②医療 ②発備 ②発備 ②国典 ②国典 ③国の ③国の ③のことに ③の特別 ②「再」	扶養生 支援 大	当の給付 児に対する相談体制の 修会の実施 教育サポート事業の多 室の設置 をの設置 育推進事業の実施
②実費徴収に係る補足給付業の実施 ③ [再] にども食堂の支援 ④ [再] 就学援助・特別支援教 奨励費の支給 ⑤ [再] 奨学金の貸付による何の実施 ⑥ 母子家庭・父子家庭自立3金の支給 ⑦児童扶養手当の支給 ⑧ [再] 助産施設への入所 ①若年無就業者の就労支援 ②障害者と事業者間における業機会の創出 ① [再] ファミリー・サポート・センター事業の拡充	教育就学 疹学支援 支援給付 。雇用·就 ④【再】母子問	⑩ひとり親家 ⑪母子生活: ⑫[再]こども 充実 ⑬要保護児! ⑭[再]児童原 ⑮[再]男童 育った ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	庭医療費(支援施設セン を対策地域 を対策がの を対策がいる。 を対策がいる。 を対策がいる。 を対策がいる。 を対策がいる。 ででである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 では、できる。 では、できる。 では、できる。 でき。	の助成の入所ターきゆっとのな協議会の充実の強化	® [再]きゅっと ⑨障害児保育 ◎障害児通所: ②障害児(者) 施 ②自立支援医: ②軽度・中等時、のの場合 ⑤包括的な創: ⑥出会いの場	サポーターの 障害児教育 支援の利用の 家族サポー 家の給付 変難聴児補耳 定疾病児童に 業支援 の参加促近 域校外補 の活動支	の実施 の実施 足進 ト事業の実 恵器購入費 日常生活用	別児童療 ②医療 ② (再) 施 ② () ③ () ④ () ④ () ⑤ () ⑥ ()	扶養手 支援 光 を 支援 が 大 変 表 変 表 変 表 変 表 変 表 変 表 変 表 変 表 変 表 変	当の給付 児に対する相談体制の 修会の実施 教育サポート事業の多 室の設置 をの設置 育推進事業の実施

第5章 施策の展開

[第5章の記載について]

この章は「基本施策」と「個別施策」の体系で記載しています。

「基本施策」は光市総合計画やこども大綱との整合を図りながら、基本理念に基づいた大局 的な視点から目指すべき方向性などを示しています。また、施策や事業の展開による効果や成 果を見える化するための「成果指標」を設定しています。

また、「個別施策」は基本施策の考え方や成果指標を達成するための具体的な視点から、現 状と課題、計画期間中における施策の方向性や、取り組む施策や事業とその内容を掲載してい ます。

なお、基本施策における成果指標や個別施策における現状と課題、施策の方向性などをはじめ、この章においては第2期計画の成果を踏まえて記載しています。

基本施策1 こどもが将来を選択できるまちへ

まちの「宝」である本市のこどもたちは、未来を担う存在であるとともに、"今"を生きています。そのため、全てのこどもたちが自ら将来を選択できるよう、その人格や個性を尊重し、こどもの権利に関する理解促進や、こどもたちが活躍できる機会づくりに取り組みます。

また、こどもの育ちを様々な側面から支える取組を通じて、困難な状況に置かれたこどもに 十分な配慮をした上で、こどもが生まれ育った環境に左右されることなく、将来に夢や希望を 抱くことができる環境づくりに取り組みます。

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(R11)
①人権教育実施回数	14 回	14 回
②中学生リーダー・ジュニアリーダーの会員数	59 人	71 人
③地域の子育て支援拠点年間利用者数	9,637人	10,000 人

※近況値出典:①人権教育課【R5】 ②文化・社会教育課【R5】 ③こども政策課【R5】

【基本施策に対するこども・若者からの意見】

パブリックコメントの期間と合わせて、こどもや若者を対象としたWebアンケートを実施し、基本施策の中で最も大事だと思う項目を理由とともに回答してもらいました。

アンケート概要

対象者	市内在住または市内に通学、通勤する 29 歳までの方
調査方法	Webアンケート
調査時期	令和6年12月20日~令和7年1月20日
全回答数	1,024件



アンケートの詳細 (市ホームページ)

基本施策1に対する主な意見は各世代ごとに以下のとおりとなっています。

基本施策1選択数 255件(全回答数の24.9%)

世代	基本施策1が大事だと思った主な理由
小学生以下世代	・将来のことを人に左右されずに自分の将来を決めるのが1番大切な
(12 歳以下)	ことだと思ったから
	・他の人が決めた将来よりも自分が選んだ将来の方がこの先も頑張れ
	ると思ったからなど
中学生世代	・こどもの意見を尊重してほしいから
(13歳~15歳)	・自分で選択できるものが多いと視野が広がるからなど
高校生世代	・自分で選択することは人生においてとても大切なことで、幸せなこ
(16歳~18歳)	とだから
	・育ってきた環境やお金の有無などで、どのご家庭のお子さんも目指
	している夢や目標などを諦めてはならないと思ったから など
若者世代	・自分の生まれ育ったまちで将来について考えられる環境であってほ
(19 歳以上)	しいから
	・大人の都合でこどもの将来が制限されるのは違うと思うから など

個別施策1 こどもの権利の保障

ア 現状と課題

【人権・権利】

令和5年4月に施行されたこども基本法に基づき、今後、国においては、こども自らが権利の主体であることを広く周知するため、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進するとともに、こどもやこどもに関わり得る者を対象とした人権啓発活動などを進めていくこととしています。

こうした中、本市では、小・中学生や保護者を対象として、安全にインターネットやSNSを使用するための教室を開催するなど、「光市人権施策推進指針」を踏まえ、人権尊重の理念の正しい認識や、理解を深める人権教育や人権啓発等に努めていますが、まちづくり市民アンケートでは、学校教育における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合は約60%となっており、こどもが権利の主体であることや男女の平等など、引き続き、人権啓発活動を進めていく必要があります。

【集いの場・ふれあいの場・遊びの場】

遊びや体験活動は、乳幼児期の児童や小学生にとって健やかな成長の原点であり、今後、 国においては、年齢や発達の程度に応じた遊びや体験の機会と読書活動の創出などを推進 していくこととしています。

こうした中、本市では、子育て支援センターでの遊びの提供や絵本などの読み聞かせ、冠山総合公園や里の厨での体験研修などにより、乳幼児期の児童や小学生を中心とした遊びや体験活動を推進するとともに、子育てサークルの育成や支援などによる交流の場をはじめ、保育所の開放や放課後児童クラブ、放課後子ども教室などの児童の居場所を提供していますが、就学前児童と小学生の保護者へのアンケート(15 ページからを参照)では、安心して子育でするための取組として、こどもたちが安心して遊んだり勉強したりすることができる場や仕組みづくりのほか、子育ての環境等に関する自由記述としての意見としても、遊具が多く、安心して遊ぶことができる場が求められています。

イ 施策の方向性

【人権・権利】

●一人ひとりを大切にするまちづくりを進める中で、学校などのあらゆる場面において、こ どもの権利について理解を深めるための取組や、人権尊重の意識を高める人権啓発活動を 推進します。

【集いの場・ふれあいの場・遊びの場】

- ●乳幼児期の児童や小学生を中心に、認知的・社会情動的な能力を育むため、安心して遊び、体験し、学べる環境や機会提供を推進するとともに、今後の遊び場のあり方について検討します。
- ●子育て家庭が気軽に訪問でき、親や子、地域との交流により情報交換や相談などが行える 集いの場やふれあいの場づくりを推進します。

○施策・事業の展開例

施策・事業項目	内 容	担当課
①人権教育・啓発等の 充実	様々な人権問題の啓発とあわせ、総合的な人権啓 発活動を計画的に推進します。また、市民の人権意識 の高揚を図るため、講演会及び研修会を実施します。	人権教育課
②男女共同参画の推進	父親も母親も主体的に子育てに関わり、親として の喜びや悩みを通して、人として成長できるよう男 女共同参画の推進を図ります。	人権推進課
③こどもの意見聴取事 業の実施	小学生を対象に、本市のこども施策を分かりやす く記載したリーフレットを用いた説明を行い、まち づくりに対するこどもの意見を聴取します。	こども政策課
④はたちの集いの企 画・運営	はたちの集い企画運営委員のメンバーの一員として、大人としての自覚を持ってもらうことを目的に、 運営委員会形式で実施し、次世代を担う若い人材の 育成に努めます。	文化・社会教育課
⑤若年層への選挙啓発 の実施	高校3年生を対象とした選挙出前講座の実施や、 18歳になった高校3年生を期日前投票立会人に選任 します。また、小・中学生に対しては、啓発作品の募 集を通じて、啓発活動を実施します。	選挙管理委員会事 務局
⑥子育て支援センター (チャイベビステーション)の運営	地域の児童環境づくりにおける子育て支援の中核 的な施設として、子育て中の保護者同士が気軽に相 談や情報交換ができる場の提供や、育児の負担感や 不安感の軽減を図ります。	こども政策課
⑦児童館の運営	乳幼児期の親子や児童を対象に、健全な遊びの提供や子育て家庭の交流を図る一方で、類似・重複した機能の集約化や施設の統廃合など、将来の施設の姿について検討を進めます。	こども政策課
⑧小中学校学校司書配置	学校図書館の整理・本の補修をはじめ、本の検索、 台帳の確認、新刊購入の相談、本の紹介等、学校にお ける読書活動の支援を行います。	教育総務課
⑨ブックスタート事業の実施	こどもの誕生を祝い、乳児に絵本を配布することで、幼い時から本に親しみ、読書の楽しさを親子に伝えるとともに、読書を通じて親子のふれあいを深め、こどもの健全な成長を図ります。	図書館 こども政策課 こども家庭課
⑩農業体験研修事業の 実施	農業振興拠点施設「里の厨」を中心に、農業体験研修等を実施し、農業に対して親しみを感じてもらうとともに、生産者と消費者の交流を図ります。	農林水産課
①周防の森口ッジの運営	青少年の集団宿泊訓練や野外活動等を通じて、心 身の健全な育成を図ります。	文化・社会教育課
②子ども会活動の支援	遊びを中心とした異年齢の交流活動を通じて身に つける協調性や社会性、郷土愛を育てる青少年健 全育成活動の支援を行います。	文化・社会教育課

③中学生リーダー養成 講座、光ジュニアクラ ブ活動の支援	地域社会の様々な行事や活動に参加し、野外活動 やレクリエーション等、集団体験活動を通じて、他校 の生徒との親睦や友情を育み、地域社会との関わり を深めて自己の向上を図ります。	文化・社会教育課
⑭こどもの遊び場とな る公園等の安全確保	乳幼児期の児童や小学生とその家族をはじめ、誰 もが利用しやすく安心して遊べるよう、公園等の美 化や施設点検等を実施します。	都市政策課
⑮こどもの遊び場となる都市公園の計画的な 改修	光市公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した 施設や遊具等の改修を図り、安全で快適な遊び場の 確保に努めます。	都市政策課
⑩子育てサークル等の 育成と支援	プレママ (母親教室)等により、子育てサークルの 育成を行うとともに、活動の活性化に向けた各種支 援を展開してサークル間の交流を促進します。	こども政策課 こども家庭課
⑪子育て支援の「わ」事 業の実施	幼稚園・保育所等を地域における子育て支援の核 と位置づけて園や園庭を開放し、乳幼児期の未就園 児やその保護者に交流の場を提供するとともに、児 童の成長発達などの相談に応じます。	こども政策課
®放課後児童クラブ (サンホーム)の運営	保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生 に、適切な遊びや生活の場を提供し、心身の健全育成 を図るとともに、子育てと仕事の両立を支援します。	文化・社会教育課
⑨放課後子ども教室の 開催	地域ボランティアの参画を得ながら、学習、スポーツ、文化活動、地域との交流活動等を実施し、小学生の安全・安心な居場所を設け、こどもたちの豊かな人間性を育みます。	文化・社会教育課
②地域コミュニティ活動の充実	各地域で展開されるコミュニティ活動・行事に、こ どもから高齢者までの多様な世代が参加しやすい環 境づくりを進め、地域への愛着やつながりを深めま す。	地域づくり推進課

個別施策2 こどもの権利侵害の防止

ア 現状と課題

【児童虐待防止・ヤングケアラーへの支援】

全国的に児童虐待の相談対応件数が増加するなど、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況にあります。このため、国においては、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を行うとともに、家族の介護など日常生活上の世話を過度に行っているヤングケアラーの問題については、福祉、介護、医療、教育等の関係者が連携して、早期の発見や把握に努めていくこととしています。

こうした中、本市では、近年の社会背景を踏まえ改正された児童福祉法に基づき、令和6年度より、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを兼ね備えた「子ども相談センターきゅっと」の機能を維持した上で組織を見直した「こども家庭センターきゅっと」を設置し、児童福祉と母子保健の両機能をそれぞれの専門性を活かした一体的な組織として運営し、全ての妊産婦や子育て世帯、児童に対して、切れ目なく、漏れなく対応することを目指し、相談支援体制を強化しました。

なお、令和6年に子ども・若者育成支援推進法が改正され、地方公共団体等が各種支援に 努めるべき対象にヤングケアラーが明記されるとともに、青年期においても、具体的な支援 の段階での中心的な役割を果たしていくことが市町村に期待されることとなったため、本 市においても、青年期のヤングケアラーへの対応について検討していく必要があります。

【自殺対策・犯罪などから守る取組】

全国的に小学生や思春期の児童の自殺者数が増加傾向にある状況の中、国においては、自 殺リスクの早期発見や相談体制の整備を進めるとともに、こどもを犯罪から守るために、発 達の程度に応じた体系的な安全教育を推進することとしています。

こうした中、本市においては、こどもや若者への支援を重点施策の一つに掲げた「光市自 殺対策計画」を令和2年3月に策定し、児童や若者の様々な課題に対し、切れ目のない支援 を総合的に推進している中、近年は自殺者が少ない状況となっています。

また、犯罪などから守る取組についても、見守り活動や防犯灯の設置等を支援するとともに、犯罪や事故の未然防止、青少年の非行防止などこどもの安全確保に努めていますが、全国的には、刑法犯の少年の検挙・補導人員が令和4年から増加傾向にあることから、本市においても、引き続き、学校、家庭、地域、警察等と連携した取組を継続していく必要があります。

イ 施策の方向性

【児童虐待防止・ヤングケアラーへの支援】

- ●「こども家庭センターきゅっと」における相談や訪問等による家庭支援を継続するととも に、要保護児童対策地域協議会を中心として児童相談所などの関係機関と連携することで、 虐待の未然防止・早期発見・早期対応に努めます。
- ●ヤングケアラーの早期発見のため、こども自身や地域社会に対し、ヤングケアラーについて正しい理解を図るための啓発を推進します。また、ヤングケアラーと思われるこどもが把握された場合は、学校をはじめとする関係機関と連携し、本人や家族の意思を確認した上で、必要な支援につなぎます。

【自殺対策・犯罪などから守る取組】

- ●悩みや困難を抱えているこどもに対する相談体制の整備や関係機関との連携等を強化して、自殺の防止に努めます。
- ●こどもを犯罪や事故から守るため、有害環境対策や防犯対策などを家庭や関係機関等と 連携して進めます。

○施策・事業の展開例

施策・事業項目	内 容	担当課
①こども家庭センター きゅっとの充実	児童福祉と母子保健の両機能の専門性を活かし、 一体的に切れ目なく相談支援を行います。また、要保 護児童対策地域協議会の調整機関として、児童虐待 防止対策を推進します。	こども家庭課
②要保護児童対策地域 協議会の充実	虐待を受けているこどもをはじめとする要保護・ 要支援児童の予防や早期発見・早期対応や支援を実 施するため、関係者の情報共有など連携体制を進め ます。	こども家庭課
③児童虐待対策の強化	多様化する子育て家庭での問題や児童虐待に対応 できるよう、講演会や研修により、支援者等の専門性 の高い知識・実務の習得を図るほか、虐待防止の啓発 に努めます。	こども家庭課
④養育支援訪問事業の 実施	子育てに対し不安や孤立感等を抱える家庭や虐待 の恐れがある家庭など、支援が必要とされる家庭に 対し、保健師や助産師、臨床心理士等が訪問し、適切 な支援を行います。	こども家庭課
⑤子育て世帯訪問支援 事業の実施	家事・子育て等に対し、不安や負担がある子育て家 庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を支援員が 訪問し、家事・子育て等の支援を行います。	こども家庭課
⑥子育て短期支援事業 (ショートステイ・ト ワイライトステイ)の 実施	保護者の疾病や仕事等で家庭におけるこどもの養育が一時的に困難となった場合や児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で児童及びその保護者を預ります。	こども家庭課

		1
⑦きゅっとサポーター	家庭環境が原因で日常生活に支障をきたす児童がいる家庭に対し、アウトリーチで家庭支援を行い、送	こども家庭課
の配置	迎支援 (通園・通学) や学習へのサポート、家庭での 相談等を実施します。	
	学校等関係機関と連携し、ヤングケアラーについ	こども家庭課
⑧ヤングケアラーの支 援	│ て正しい理解を図るための啓発を行うとともに、ヤ │ ングケアラーと思われるこどもに対しては、本人や	
1/X	家族を必要な支援につなぐ体制づくりに努めます。	
	配偶者からの暴力に対する相談を受けるととも	福祉総務課
実	に、必要に応じて、適切な関係機関との連絡調整等を 行います。	
	幼稚園や保育所などの園児や小・中学生及び高校	文化・社会教育課
⑩専門家による教育相	生の家庭及び学校生活における悩みや不安のある本	
談の実施	人·保護者等を対象に、スクールソーシャルワーカー による面接相談を行います。	
	による囲接相談を行います。 多様化するこどもの問題に対応するため、小・中学	文化・社会教育課
⑪ヤングテレホンひか	生及び高校生とその保護者等を対象に、悩みや問題	XII KAMAM
りの運営	解決の糸口をつかむことを目的に、電話相談やメー	
	ル相談対応を行います。 学校や保護者のニーズに応じて支援員を学校や家	沙拉 拉莱
⑫スクールライフ支援	庭に派遣し、不登校や集団への不適応の状態にある	学校教育課
員事業の実施	小・中学生の学校復帰や将来の社会的自立に向け、個	
	に応じた支援を行います。	
 ⑬スクールカウンセラ	不登校、いじめ、問題行動等に関する様々な教育相 談について、スクールカウンセラーを派遣し、小・中	学校教育課
一派遣事業の実施	学生と保護者の心身の健康を保持するためのカウン	
	セリング等を実施します。	
 ⑭子ども環境クリーン	山口県青少年健全育成条例に基づき、図書類取扱 業者における有害図書の区分陳列や、深夜営業店に	文化・社会教育課
アップ活動の実施	おける青少年の入店規制などについて、立入巡回点	
	検及び指導を行います。	
心治事件注土控声サク	小学生や成年年齢18歳引き下げによる高校生を対	生活安全課
⑮消費生活支援事業の 実施	象とした出前講座を実施し、若年層への消費者意識を高め、こどもに関わる悪質商法等の情報発信を行	
7	うなど、トラブルの防止を図ります。	
⑥メロディパトロール	小学校低学年の下校時にあわせ、青色回転灯を備	文化・社会教育課
の実施	えた公用車でメロディを流しながら巡回し、児童の 安全確保と市民の意識啓発を図ります。	
	周南広域圏(光市・下松市・周南市)の学校外にお	文化・社会教育課
⑰周南広域校外補導連 絡協議会の活動支援	ける小・中学生の生活指導や見守り(補導)活動を行	
11日	い、小・中学生及び高校生の健全育成を図ります。	
18青少年補導委員連絡	長期休業中や市行事開催時などに各地区における 巡回見守り(補導)活動を行い、小・中学生の非行防	文化・社会教育課
協議会の活動支援	止及び青少年の健全育成を図ります。	
⑩校外補導連盟の活動	長期休業中や市行事開催時など、学校外における	文化・社会教育課
支援	│小・中学生の生活指導や見守り(補導)活動を行い、 │小・中学生及び高校生の健全育成を図ります。	
	1、 下丁工以し回以工の使土月以て凶りより。	

基本施策2 こどもが安心して学び、育つことができるまちへ

本市のこどもたちは、乳幼児期から青年期にかけて様々な体験を通じて成長し、やがて、自らも次世代の成長を応援していく当事者となっていきます。

「おっぱい都市宣言」のまちとして、本市のこどもや子育て家庭を多角的な視点から切れ目なく支援することで、こどもたちがこのまちでの結婚や子育てに希望を見いだせる環境づくりに取り組みます。

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(R11)
①妊婦健康診査受診率	96.4%	98.0%
②保健師等の個別訪問延べ件数	735 件	765 件
③産後ケア事業の利用者数	18 人	30 人
④不妊治療費助成及び不育症治療費補助件数	64 件	80 件
⑤保育所等における待機児童数	0人	0人
⑥病児保育事業の延べ利用児童数	実施なし	350 人
⑦放課後児童クラブ(サンホーム)の登録児童数	499 人	395 人

※近況値出典: ①②③④こども家庭課【R5】 ⑤⑥こども政策課【R5】 ⑦文化・社会教育課【R5】

【基本施策に対するこども・若者からの意見】

基本施策2に対する主な意見は各世代ごとに以下のとおりとなっています。

基本施策2選択数 354件(全回答数の34.6%)

世代	基本施策2が大事だと思った主な理由
小学生以下世代	・安心した環境じゃないと勉強などに集中できないから
(12歳以下)	・僕達こどもは色々と悩んだり不安になったりすることが多いから
	など
中学生世代	・いろんなこどもがいるから、年齢ごとに必要な支援が大切だと思っ
(13歳~15歳)	たから
	・医療や学校など、今の社会でこどもが成長していく上で必要なもの
	は全員が手に入れることができるべきだと思うから など
高校生世代	・こどもは今後の未来を担って行くことになるため、こどもが安心し
(16歳~18歳)	ていられることは大切だと考えたため
	・安心して学び、育てば、将来を選択できるから など
若者世代	・医療や教育、保育などは家庭によっては親のみで解決することが難
(19歳以上)	しいケースもあると思うので市の支援があると安心できると思うから
	・自分で考えて、自分の考えを大人に制限されずに思い切り実現でき
	るためには、どの子も安心して学べる環境が必要だと思うから など

個別施策1 こどもや子育て家庭への医療・健康の支援

ア 現状と課題

【母子などの健康管理】

妊娠前から妊娠期、出産にかけては、特に父母の不安を解消し、母子の健康の保持や増進が重要であるため、国においては、妊娠や出産に関する相談体制の強化や、産前産後からの継続的な支援を提供できる体制の構築などを進めることとしています。

こうした中、本市では、恵まれた産科・小児医療体制のもと、医師会や歯科医師会など関係機関との連携により、妊産婦や乳幼児に対する健康診査や予防接種などの健康管理体制の充実を図るとともに、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実、保健指導や栄養指導、母親教室等による正しい知識や情報共有など、切れ目のない総合的な母子保健活動を展開しています。また、心身ともに不安定になりやすい産前や産後の母子に対して心身のケアや育児サポートを早期から行うことで、産後うつの予防、育児不安の軽減など安心して子育てができる支援体制を強化しました。

こうした取組のもと、就学前児童と小学生の保護者へのアンケートでは、「妊産婦や乳幼児に対する健康診査や予防接種などの健康管理体制の充実」が子育て支援に対する満足度の項目の中で最も高くなっていますが、重要度は8割を超えていることから、引き続き、健康管理体制を充実していく必要があります。

【訪問・相談・見守り】

こどもの保護者や養育者にとって、出産の前と後では、生活環境が大きく変わるため、妊産婦や乳幼児を対象とした健診や相談対応などの重層的な支援が必要です。そのため、国においては、医療と母子保健の連携の推進や産後ケア事業の提供体制の確保など、産前と産後の支援の充実と体制強化を行うこととしています。

こうした中、本市においては、乳児のいる全ての家庭への母子保健推進員や保健師等の訪問、育児相談等により、支援が必要な家庭を把握し、保健師や臨床心理士等によるアウトリーチ型の支援につなげているところですが、今後も、健診の機会などを捉えて、親になることへの不安や悩みを軽減するための相談・支援を推進していく必要があります。

【食育の推進】

こどもが生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、国は国民運動である「健やか親子 21」の普及啓発をはじめ、食に関する情報や知識、伝統や文化等を理解する食育活動を推進するほか、学校給食における地場産物等の使用の促進や学校給食の充実などを推進していくこととしています。

こうした中、本市においても、こどもに対する食育は、心身の成長や人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、保護者の生活習慣がこどもに影響している可能性があることから、食の始まりである母乳育児の推進や離乳食・幼児食の啓発を行い、家庭をはじめ、幼稚園・保育所や学校における食育など児童の成長に応じた食育の推進に努めました。

こうした取組のもと、令和6年に実施した健康・食育に関する市民アンケートでは、小・中学生と高校生の約9割が「朝食を毎日・ほとんど毎日食べる」と回答しており、引き続き、家庭への食育の普及や家庭や学校が連携した食育を推進していく必要があります。

イ 施策の方向性

【母子などの健康管理】

●産院や小児科等の関係機関をはじめ母子保健推進員等と連携しながら、心身ともに不安 定になりやすい産後における心身のケアや育児サポートを行います。また、妊産婦への健康 診査の実施や家庭訪問など、相談・指導体制の充実に努めるとともに、各種相談や教室等を 通じて親になることへの不安や悩みの軽減に努めます。

【訪問・相談・見守り】

●生活環境が大きく変わる妊娠期から出産までにおいて、「こども家庭センターきゅっと」 を中心に、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体 的に推進します。

【食育の推進】

●生涯にわたって健全な食生活を実践できるよう、家庭をはじめ幼稚園や保育所、学校、地 域等との連携により、豊かな人間性を育むための基礎となる乳幼児期からの食育の推進に 努めます。

コラム こどもの意見聴取(小学生編)



令和5年度に塩田小学校と岩田小学校で出前講座を開催し、理想の地域と 学校の姿について参加いただいた6年生に考えていただきました。

理想の地域の姿については、伝統文化の継承や自然環境の維持に関する 意見や、コンビニエンスストアや商業施設などの誘致や交通手段の確保など、 利便性やにぎわいを高める必要性についての意見が多く出されました。

また、理想の学校の姿については、大和地域の他校との交流の機会が欲しいといった意見や、運動会の種目の拡大や学校主体のお祭りやイベントの開催など、学校生活をさらに楽しくするためのアイディアが出されました。

○施策・事業の展開例

施策・事業項目	内容	担当課
①母子健康手帳の交付	妊娠届時に、妊産婦及び出生児の健康管理と成長 が記録できる母子健康手帳の交付を行い、母子保健 事業等について周知を行います。	こども家庭課
②プレママ (母親教室・ 家族学級) の開催	妊婦及びその家族が、妊娠から出産までに関する 正しい知識を得ることを目的として、プレママ(母親 教室・家族学級)を開催します。	こども家庭課
③妊産婦健康診査の実 施	全 14 回の妊婦健康診査の実施や、産後 2 回の健康 診査を実施します。また、単胎妊娠よりも早産等のリ スクが高い多胎児妊娠の妊婦に対し、超音波健康診 査を追加で実施します。	こども家庭課
④予防接種の実施	全てのこどもが健やかに成長できるよう、乳幼児 期から青年期までにわたって計画的な予防接種を推 進し、感染症の予防や症状の軽減、病気の蔓延を防ぎ ます。	健康増進課
⑤新たなステージに入 ったがん検診の総合支 援事業の実施	21・41 歳になったタイミングなどのふしめ年齢の 人の自己負担額を無料にすることで、検診を受ける きっかけづくりを行います。	健康増進課
⑥新生児聴覚検査・乳 幼児健康診査の実施	新生児聴覚検査、乳児健康診査や幼児健康診査等 を行い、乳幼児期の児童の成長発達や先天性疾患・発 達障害・疾病の早期発見・早期治療、育児支援を進め ます。	こども家庭課
⑦出産・子育てしっかりサポート★ひかり (妊婦のための支援給付)の実施	安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯を対象に伴走型相談支援の充実を図るとともに、給付金を支給します。	こども家庭課
⑧妊産婦・新生児・乳幼 児訪問、未熟児訪問の 実施	保健師が家庭訪問し、妊娠中の健康や新生児・乳幼児、未熟児の発育・発達・生活環境・疾病予防など子育てをする上で適切な指導を行います。	こども家庭課
⑨こんにちは赤ちゃん 事業の実施	生後4か月までの乳児がいる家庭に母子保健推進 員や保健師が訪問し、育児についての適切な情報提 供や相談、見守りを行うことにより、母子の健康の保 持・増進を図ります。	こども家庭課
⑩母子保健推進員の個 別訪問の実施	母子保健推進員が妊産婦や乳幼児のいる家庭に訪問し、子育て等の相談や子育て支援情報の提供など、母子の身近な相談相手として活動し、子育て家庭の孤立防止や育児不安の軽減を図ります。	こども家庭課
⑪産後ケア事業の実施	心身の不調や育児不安を持つ産後の母子に対して、産婦の心身の不調や産後うつを防ぐため、心身のケアや育児支援を実施します。	こども家庭課

②産前・産後サポータ 一派遣事業の実施	日中に支援者がおらず、不安や悩みを抱えている 妊産婦の家庭に、産前・産後サポーター(ヘルパー 等)を派遣し、相談を行うとともに、育児や家事を直 接支援します。	こども家庭課
③養育支援訪問事業の 実施 【再掲】	子育てに対し不安や孤立感等を抱える家庭や虐待 の恐れがある家庭など、支援が必要とされる家庭に 対し、保健師や助産師、臨床心理士等が訪問し、適切 な支援を行います。	こども家庭課
⑭子育て支援センター (チャイベビステーション)の運営【再掲】	地域の児童環境づくりにおける子育て支援の中核 的な施設として、子育て中の保護者同士が気軽に相 談や情報交換ができる場の提供や、育児の負担感や 不安感の軽減を図ります。	こども政策課
⑤育児相談・のびのび 相談の実施	育児相談では、保護者の育児不安の軽減やこどもの健やかな成長発達を促します。発達について心配な場合は、臨床心理士によるのびのび相談を行います。	こども家庭課
⑥すくすく教室の実施 (発達支援学級)	幼児相談や幼児健康診査後に、要経過観察であった家庭に対し発達を支援していく教室を開催し、幼児の発育・発達の促進や保護者への相談等を行います。	こども家庭課
①5歳児発達相談事業 の実施	発達の気になる幼児を対象に相談会を開催することで、発達障害の早期発見・早期支援のシステムを確立し、こどもの育ちを支援します。	こども家庭課
®妊婦歯科健康診査の 実施	マイナス1歳からの予防歯科を進めるため、妊婦を対象に市内歯科医療機関に委託し、問診・歯科健診・健診結果判定・歯科保健指導等を妊娠期間中に1回行います。	こども家庭課
⑩親子でハッピー歯科 健康診査の実施	1歳6か月児歯科健康診査を歯科医療機関で受診する際、保護者も同時に歯科健診を受診することで、 家族のむし歯予防の意識を高めます。	健康増進課
②歯科保健事業の実施	むし歯予防を踏まえた食生活習慣の指導や育児相 談等での個別歯みがき指導、幼児健康診査での歯科 健診、保育所等での歯科指導など、乳幼児期の児童の 発達に応じた歯科保健事業を行います。	健康増進課
②歯科相談の実施	むし歯を予防するために、歯科衛生士による歯の 健康管理及び口腔機能向上に関する個別相談を行い ます。	健康増進課
②乳児の適切な栄養指 導の実施	食育のはじまりとなる乳児期に、栄養の正しい知識の普及啓発を図るとともに、個々の母子の状態を踏まえ、乳児に適切で愛情豊かな授乳ができるよう支援に努めます。	こども家庭課 健康増進課
②プラス葉酸☆人生最 初の 1,000 日応援事業 の実施	妊娠を希望する方と妊婦を対象に、胎児の先天的な神経管閉鎖障害や妊娠期の貧血等の予防に必要な栄養素「葉酸」サプリメントの配布及び食生活指導を 実施します。	こども家庭課

②食生活改善推進協議 会による食育推進	食生活改善推進員は、健康教室や男性料理教室等の開催、学校での食育活動等を通して、望ましい食習慣の実践と定着を図り、食を通じた生涯にわたる健康づくりを目指します。	健康増進課
②光の恵み de 朝ごはん 事業の実施	市と部員の双方がSNSを活用することにより、 朝食やバランスの良い食事など適切な食生活の啓発 に努めます。	健康増進課
③離乳食教室の実施	離乳食に関する正しい知識の啓発や育児相談・指 導を実施することにより、保護者の育児能力の向上 に努めます。	こども家庭課 健康増進課
②チャイベビ食育事業の実施	子育て支援センターの利用者を対象に、食育をテーマとした親子クッキングの開催や食育絵本の提供などを通じて、乳幼児期の児童の保護者の食育への関心の向上を図ります。	こども政策課
◎学校給食における地産地消の推進	地域の産物への理解や生産者への感謝の気持ちを 育むなどの食育の推進を図るため、地場産食材の積 極的な使用に努めます。	学校給食センター
②学校における特色あ る食育事業の実施	小・中学生が地域の食文化や望ましい食習慣について学ぶことができるよう、栄養教諭等による学校 巡回指導などを行い、「食」への関心を高め、望ましい食生活の実現を目指します。	学校教育課
③食育相談の実施	こどもから高齢者までの健全な食生活の実践を支援するため、電話・来所・メール等による相談を行います。	健康増進課
③周産期医療体制の充 実	地域医療機関や周産期母子医療センター等との連携を図り、安全・安心に妊娠・出産・育児期を過ごせるよう妊産婦や乳幼児期の児童の支援に努めます。	こども家庭課 健康増進課
②小児救急医療体制の 充実	医師会等と連携し、小児救急医療体制の充実を図 ります。	こども家庭課 健康増進課
③母子手帳アプリ事業 の実施	アプリを通じた子育て支援情報等の発信、A I コンシェルジュとの連携により、子育てに関する疑問 や相談に速やかに対応するとともに、子育てに関する記録や通知のデジタル化を推進します。	こども家庭課
③子育て情報の充実	子育て情報誌やホームページにおいて、ライフステージに応じた情報を総合的に掲載するとともに、適時に更新することで、子育て支援の取組などの積極的な情報発信を図ります。	こども政策課

個別施策2 こどもや子育て家庭への教育、保育の充実

ア 現状と課題

【乳幼児期の教育・保育事業】

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために重要なものであるため、国においては、特別な配慮を必要とするこどもを含めた一人ひとりの健やかな成長を支えていくとともに、安全で安心な環境の中での幼児教育・保育の質の向上や、学びの連続性を踏まえて小学校教育との円滑な接続の改善を図っていくこととしています。

こうした中、本市では、保育士の業務負担の軽減に関する継続的な支援や、園児と向き合った保育時間の確保の支援を行うとともに、外国にルーツをもつ児童や障害のある児童の受入れ、気になる園児への支援などの教育や保育を受ける平等な機会の確保を進めました。

一方、就学前児童の保護者へのアンケートでは、フルタイムで就労している母親の割合は、女性の社会進出などを背景に平成30年と令和5年を比べて約12ポイント増加しており、現在、3歳未満児の保育所の入所について、希望される全ての家庭を受け入れることが難しい状況です。今後、少子化により乳幼児の数も逓減していくことが見込まれていることから、こうしたバランスを見極めながら、市全体の教育や保育の供給の補完機能として位置付けている公立の幼保施設のあり方について検討していく必要があります。

【学童期・思春期の教育】

学童期や思春期は、身体と心が大きく成長し、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期であるため、国においては、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進による地域とともにある学校づくり、地域の実情に応じて、部活動の地域連携や地域移行に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境の整備などを進めることとしています。

こうした中、本市では「第2次光市教育大綱」や「第2次光市教育振興基本計画」に基づき、「連携と協働」の視点に立つ社会総掛かりによる人づくりの実現を目指し、学校と家庭、地域が一体となったコミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育を要として、こどもたちの「学び」と「育ち」をつなぐ、幼保、小・中、高等学校の連携・協働教育を推進しています。

また、学校部活動の地域移行については、活動場所への移動の支援や保護者負担のあり方、 移行後の組織や環境整備など、令和8年度の本格運用に向けて、関係機関と連携して対策等 を検討していく必要があります。

【居場所づくり】

全国的に、小・中学生が相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる居場所づくりが求められているため、国においては、こどもの居場所の新たな設置や、乳幼児期の児童や小学生が利用している児童館やコミュニティセンター、図書館などの地域の公共施設などについて居場所としての機能向上、放課後児童クラブの受け皿の整備を着実に進めることとしています。

こうした中、本市の放課後児童クラブは、放課後や週末等に安全で安心なこどもの居場所として、小学生が心豊かで健やかに成長するための環境づくりを推進するとともに、適切な

管理や運営に努め、待機児童ゼロを維持しています。

児童館については、市内の児童を対象とした児童厚生施設として昭和 55 年に建設しましたが、老朽化が進み、利用者数も減少を続けていることから、今後のあり方について検討していく必要があります。

【思春期保健・成年年齢を迎える前に必要な知識に関する教育】

思春期は、性的な成熟が始まることに伴って心身が変化するとともに、他者や社会との関わりの中で、自分の存在の意味や価値、役割を考えていく時期であるため、国においては、性と健康に関する教育と普及啓発や、予期せぬ妊娠や性感染症等への適切な相談支援等を進めるとともに、主権者教育の推進、仕事やロールモデルに触れる機会、社会人や乳幼児との交流機会の創出などに取り組むこととしています。

こうした中、本市では、「おっぱい都市宣言」のまちとしての独自的な取組として、中学生を対象に、妊娠のメカニズムや性感染症についての知識の習得、妊婦体験や乳幼児との触れ合いの機会を一連のカリキュラムとした事業を実施しており、現在、本市の中学生の約9割が「赤ちゃんのことが好き」と回答しています。

また、5月31日を「雇用の日」と位置付けて、中学生を対象に、働くことのやりがいや楽しさを伝えるとともに、市内の事業所などを周知することなどを目的に、起業者や市内の事業者などによる講演会を実施するなど、社会人としてのライフデザインを考えるための一助となる取組を進めています。

一方で、市内の中・高校生からのWebアンケートによると、学生の約4割が将来や進路のことで悩んでいることから、引き続き、働くことの魅力や意義を発信し、自らが将来を考えることができる機会を確保していくことが必要です。

イ 施策の方向性

【乳幼児期の教育・保育事業】

- ●女性の社会進出などによる低年齢からの保育ニーズの高まりや、今後の少子化の進行などを見極めながら、市全体として幼児教育や保育の適正な供給規模の確保に努めます。
- ●公立幼保施設については、市全体における供給の量的な補完機能として、将来的なあり方を検討するとともに、幼児教育・保育の質の向上のための研究機能として、外国にルーツをもつ児童や障害のある児童、医療的な行為が必要な児童などへの対応について研究を進めます。

【学童期・思春期の教育】

- ●夢と希望にあふれ未来へ輝く光っ子の育成を目指し、コミュニティ・スクールを基盤としながら、義務教育9年間のつながりをより重視した「小中一貫教育」を推進します。また、小中一貫教育における教育効果を高めるため、施設一体型による小中一貫教育の具現化を推進します。
- ●部活動の地域移行については、国の示す「改革推進期間(令和5年度から令和7年度)」 の3年間を目途に、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行い、令和8 年度中の学校部活動の地域移行の実現を目指します。

【居場所づくり】

●放課後や週末等における安全で安心な小・中学生の居場所づくりに努めるとともに、地域 主体で行われているこども食堂の後方支援のあり方について検討します。また、引き続き、 放課後児童クラブの適切な管理・運営に努め、待機児童ゼロを継続します。

【思春期保健・成年年齢を迎える前に必要な知識に関する教育】

- ●生命の大切さや、こどもを産み育てることの意義や喜び、乳幼児とのふれあい・交流体験など一連の学習を通して、将来、こどもを産み育てることを肯定的に捉え、希望を持った次代の親の育成を目指します。
- ●中・高校生に対して、将来の職業選択に向けて、市内事業所の紹介や地元で働くことの意義などについて発信するとともに、インターンシップを受け入れる環境を整備し、本市での職業や職場を体験する機会を拡大することで、キャリアやライフデザインの構築を促進します。

○施策・事業の展開例

施策・事業項目	内容	担当課
①保育事業の実施	保護者の就労や疾病などにより、家庭で乳幼児期 の児童を保育できない場合に保護者にかわって保育 を行い、その健全な心身の発達を図ります。	こども政策課
②幼児期の教育の推進	幼児の自発性や社会性、自立心、創造力などのめば えとなる豊かな経験が得られるよう、教育内容と指 導方法の工夫・充実を図り、こどもの個性に応じた適 切な教育を推進します。	こども政策課 学校教育課
③延長保育の実施	保育所において、保護者の都合などにより、通常の 保育時間を超えて保育が必要な入所者を預かり、延 長の保育を実施します。	こども政策課
④幼稚園預かり保育事 業及び幼稚園型一時預 かり事業の実施	私立幼稚園において、保護者の都合などにより、通 常の教育時間の終了後などに入所者を預かり、教育 活動を実施します。	こども政策課
⑤一時預かり事業の実 施	保育所や認定こども園において、就学前までの未 就園児を対象に、保護者が家庭で保育できない場合 などに一時的に預かります。	こども政策課
⑥こども誰でも通園制 度の実施	保育所や認定こども園において、満3歳未満までの未就園児を対象に、時間単位で預かる新たな通園制度の「こども誰でも通園制度」の実施に向けて取り組みます。	こども政策課
⑦休日保育事業の実施	浅江南保育園において、保育所や認定こども園の 入所者を対象に、保護者が日曜日や祝日に家庭で保 育ができない場合などに預かります。	こども政策課
⑧病児保育事業の実施	病気回復期のために集団保育が困難で、保護者の 都合により家庭で保育できない小学生までの児童を 専用施設で預かります。また、市民の市内施設の利用 料を助成し、経済的負担の軽減などを図ります。	こども政策課
⑨子育て短期支援事業 (ショートステイ・ト ワイライトステイ)の 実施 【再掲】	保護者の疾病や仕事等で家庭におけるこどもの養育が一時的に困難となった場合や児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で児童及びその保護者を預ります。	こども家庭課
⑩児童館の運営 【再掲】	乳幼児期の親子や児童を対象に、健全な遊びの提供や子育て家庭の交流を図る一方で、類似・重複した機能の集約化や施設の統廃合などの将来の施設の姿について検討を進めます。	こども政策課
①ファミリー・サポート・センター事業の拡 充	地域における相互援助活動として、小学生までの 一時的な預かりや送迎に加え、令和7年度からは対 象を中学生まで拡充し、学校部活動の地域移行にお ける送迎の補完的な役割を担います。	こども政策課

②公立幼保施設の再編	市全体における幼児教育・保育の量的な補完機能 や幼児教育・保育の質の向上のための研究機能など の役割を果たしながら、縮充の観点から、将来の施設 の姿について検討を進めます。	こども政策課
③連携・協働教育推進 事業の推進	幼保、小・中学校における学校間・校種間連携を密 にした取組を進めるとともに、コミュニティ・スクー ルの仕組みを活かした高等学校との連携を推進しつ つ、系統性のある連携・協働教育を推進します。	学校教育課
④夢の実現に向け志を 抱かせるキャリア教育 の推進	職場見学や職場体験、学校・家庭・地域が企業等と 連携したキャリア教育を推進し、社会的・職業的自立 に向けた意欲・態度等の育成を図ります。	学校教育課 商工振興課
⑮イングリッシュプラ ン光事業の実施	グローバル化の進展に対応する英語教育を展開 し、英語を積極的に使おうとする態度や英語を用い たコミュニケーション能力の育成を図ります。	学校教育課
⑥海外派遣事業の実施	中学生が外国でのホームステイによる生活体験を 通して交流を深めるとともに、生活、習慣、文化、語 学等幅広い知識を身につけることにより、国際感覚 の育成を図ります。	教育総務課
⑰次世代型コミュニティ・スクールの充実	学校・家庭・地域が9年間を見通した教育目標等を 共有しながらこどもたちを育む次世代型コミュニティ・スクールを要とした連携・協働教育を推進しま す。	学校教育課
®地域学校協働活動推 進事業の実施	各中学校区に地域学校協働活動推進員(統括コーディネーター)を配置し、学校・家庭・地域が連携、協働し、小・中学生の学びや育ちを地域ぐるみで見守り、支援します。	文化・社会教育課
⑩中学校部活動改革推 進事業の実施	学校部活動の地域移行に向け環境や体制を整備するとともに、地域クラブ活動団体や指導者の確保を 促進するための支援を行います。	部活動改革推進室
②スクールライフ支援 員事業の実施 【再掲】	学校や保護者のニーズに応じて支援員を学校や家庭に派遣し、不登校や集団への不適応の状態にある小・中学生の学校復帰や将来の社会的自立に向け、個に応じた支援を行います。	学校教育課
②スクールカウンセラ 一派遣事業の実施 【再掲】	不登校、いじめ、問題行動等に関する様々な教育相談について、スクールカウンセラーを派遣し、小・中学生、保護者の心身の健康を保持するためのカウンセリング等を実施します。	学校教育課
②不登校未然防止・早 期対応等の取組の充実	生活面で困っている様子や不登校の兆候が見られ た際に、学校、家庭への社会福祉士の派遣や多様な学 びの場の提供など、組織的な支援体制により、不登校 の未然防止・早期対応の取組を実施します。	学校教育課
②光っ子教育サポート 事業の実施	小・中学校に光っ子サポーターを配置し、個別の配 慮を要する小・中学生へのきめ細かな指導体制を充 実させるとともに、学級の安定化を図ります。	学校教育課

❷いじめ問題への対応	光市いじめ問題対策協議会と光市いじめ問題調査 委員会を設置し、光市いじめ防止基本方針及びいじ め防止に向けた学校基本方針に基づく全校体制によ るいじめ防止を推進します。	学校教育課総務課
⑤きゅっとサポーター の配置 【再掲】	家庭環境が原因で日常生活に支障をきたす児童がいる家庭に対し、アウトリーチで家庭支援を行い、送迎支援(通園・通学)や学習へのサポート、家庭での相談等を実施します。	こども家庭課
⑩こども食堂の支援	こども食堂への運営支援等を行っている社会福祉 協議会をはじめとした関係機関と連携し、後方支援 のあり方について検討します。	こども家庭課
⑦コミュニティセンタ 一の運営	子育てサークルや親子で気軽に利用できる場を提供し、集いやふれあいの場づくりを支援します。	地域づくり推進課
窓放課後児童クラブ (サンホーム)の運営 【再掲】	保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生 に、適切な遊びや生活の場を提供し、こどもの健全育 成を図るとともに、子育てと仕事の両立を支援しま す。	文化・社会教育課
②ふれあい促進事業の 実施	中学生に、障害のある人及び支援者とのふれあい 体験を通して、心のバリアフリーや共生社会につい て啓発します。	福祉総務課
③未来のパパママ応援 事業の実施	中学生を対象に、助産師による講義や赤ちゃんや 園児との触れ合いなどを通じて、親となることへの 肯定を促進するとともに、自らのライフデザインを 描くための意識の啓発に取り組みます。	こども政策課
③思春期保健事業の実 施	小・中学生や高校生への性教育の出前講座を行い、 生命の大切さや正しい性知識を深めます。	こども家庭課

基本施策3 こどもを取り残さないまちへ

こどもたちの未来は自身の"手"の中にあります。そのため、全てのこどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、自分らしく社会生活を営むことができるようにする必要があります。

また、こどもが未来に希望を持って生きていくことができるよう、「身体・心・環境」など の多角的な観点を持ち、将来にわたる生活の基盤の確保に取り組みます。

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(R11)
①奨学生認定人数	1人	3人以上
②「こども家庭センターきゅっと」への相談件数	7,344件	7,500件
③有効求人倍率	1.65 倍	1.30 倍
④市内民間事業所従業者数	17,831 人	17,000 人以上
⑤やまぐち結婚応縁センターを通じた成婚者数(累	17 人	47 人
計)	117	41 /

※近況値出典:①学校教育課【R5】 ②こども家庭課【R5】

③下松公共職業安定所 就業地別有効求人倍率(光市、年間平均、参考值)【R5】

④経済センサス活動調査【R3】 ⑤企画調整課【R5】

【基本施策に対するこども・若者からの意見】

基本施策3に対する主な意見は各世代ごとに以下のとおりとなっています。

基本施策3選択数 308件(全回答数の30.1%)

世代	基本施策3が大事だと思った主な理由
小学生以下世代	・どんな境遇のこどもでも、結局は同じ人間だから差別的な事をされ
(12 歳以下)	るのは違うと思うから
	・いろんな人がいて、人それぞれいろんな事情があるので、どんな事
	情がある人でも大切にしてほしいから
	など
中学生世代	・すべてのこどもが主人公になることが大切だから
(13歳~15歳)	・大切にされると他の人を大切にすることができると思うから など
高校生世代	・どんなこどもも大切にされることで、のびのびと生活し、教育を受
(16歳~18歳)	けることができると思うから
	・平等に大切にされる環境は大事だと思うから など
若者世代	・一人一人の尊重がまずは大切。支援の抜けがない体制づくりが重要
(19歳以上)	だと思うから
	・家庭環境に左右されずに生まれ育つことが大切だと思うから など

個別施策1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

ア現状と課題

【経済的な支援】

全国的に、子育て家庭が理想のこどもの数を持てない理由に「子育てにかかる費用が負担となっている」ことが挙げられています。そのため、国においては、幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料の支援など、幼児期から高等教育の段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施することとしています。

こうした中、本市では、令和3年8月から中学3年生までの医療費助成に係る所得制限を 撤廃するとともに、令和6年8月からは高校生年代に対して所得制限を撤廃した上で、通院 も含めた医療費を助成するなど、段階的にセーフティネットを拡充してきました。

また、令和6年9月からは家族状況や所得状況にかかわらず第2子以降の保育料を無償化したほか、第3子以降の国民健康保険税の均等割額を全額免除するなどの独自的な取組や奨学金の貸付による高校や大学への就学支援も行っています。

こうした取組のもと、就学前児童と小学生の保護者へのアンケートでは、経済的支援に対する満足度は上昇傾向にありますが、一方で、理想のこどもの人数に対して現実に育てられるこどもの人数が少ない理由はいずれも「子育てにかかる費用」をあげる人が最も多くなっているなど、経済的支援についての重要度も高い傾向にあります。このため、引き続き、子育て家庭における経済的負担の軽減や、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的な支援に取り組む必要があります。

イ 施策の方向性

【経済的な支援】

- ●児童手当の拡充など、国の「こども未来戦略」によるライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化に呼応します。
- ●現在、市が独自で実施している経済的負担の軽減に関する施策については、これまでの効果や市民ニーズも踏まえた上で、真に支援が必要な方へのものとなるよう努めます。

○施策・事業の展開例

施策・事業項目	内容	担当課
①出産・子育てしっかりサポート★ひかり(妊婦のための支援給付)の実施【再掲】	安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯を対象に伴走型相談支援の充実を図るとともに、給付金を支給します。	こども家庭課
②幼児教育・保育の無 償化	子育て家庭の経済的負担を軽減するため、幼稚園 や保育所、認定こども園、障害児通所支援などにおい て、3歳以上の入所者を対象に利用料を無償化しま す。	こども政策課福祉総務課

③保育料の軽減	子育て家庭の経済的負担を軽減するため、保育所 や認定こども園において、3歳未満の入所児を対象 に、利用料を同一世帯内の所得や児童数に応じて軽 減します。	こども政策課
④児童手当の支給	子育て家庭における生活の安定や児童の健全育成 を図るため、児童を養育している保護者を対象に、児 童手当を支給します。	こども政策課
⑤乳幼児医療費の助成	全ての子育て家庭が安心してこどもを産み育てる ことができる環境を整備するため、市独自で県制度 の所得制限を撤廃し、乳幼児期の児童の医療費を助 成します。	こども政策課
⑥子ども医療費の助成	こどもの医療分野におけるセーフティネットを構築するため、小学生や思春期の児童の医療費を所得状況にかかわらず助成します。	こども政策課
⑦不妊・不育症治療費 の助成	こどもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、不妊治療又は不育症治療を受けている夫婦に対して、治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	こども家庭課
③未熟児養育医療費の 給付	未熟児の生後において適切な処置を講じることで 健康の保持や増進を図るため、入院養育に係る医療 費などを給付します。	こども政策課
⑨予防接種の実施【再掲】	全てのこどもが健やかに成長できるよう、乳幼児 期から青年期までにわたって計画的な予防接種を推 進し、感染症の予防や症状の軽減、病気の蔓延を防ぎ ます。	健康増進課
⑩助産施設への入所	経済的な理由により、入院助産を受けることが困難な妊産婦を助産施設に入所させ、安全な出産を図ります。	こども家庭課
①就学援助・特別支援 教育就学奨励費の支給	経済的な理由により、小・中学校への就学が困難な こどもの保護者に、学用品費や給食費などの援助を 実施します。	教育総務課
②奨学金の貸付による 修学支援の実施	向学心に富み、有能な資質を持つにもかかわらず、 経済的理由により、修学が困難な高校生や大学生等 に対し、学資の貸付けを行い、修学の機会を確保しま す。	学校教育課
③多子世帯の国民健康 保険税の減免	多子世帯の負担軽減を図るため、児童が3人以上 いる世帯の3人目以降の均等割額を減免します。	市民課
⑭産前産後期間の国民 健康保険税の減額	子育て世帯の負担軽減を図るため、出産被保険者 に係る産前産後期間(単胎:4か月間・多胎:6か月 間)の均等割額及び所得割額を減額します。	市民課

個別施策2 困難な状況にあるこどもや子育て家庭への支援

ア 現状と課題

【こどもの貧困対策】

令和3年の国民生活基礎調査によると、全国における17歳以下の貧困率は約12%となっています。また、令和5年度に県が公立の小学5年生と中学2年生とその保護者を対象に実施した「子どもの生活実態調査」によると、県内の小・中学生の状況として、世帯収入が減少するに従って勉強時間や部活動の参加割合が減少しており、学校生活と家庭生活のいずれも満足度が減少している傾向があることが分かりました。

こうした中、本市では、幼児教育の無償化などの「教育支援」や児童手当の着実な推進などの「経済的支援」といった国と連携した取組のほか、「こども家庭センターきゅっと」を中心とした困難を抱えた子育て家庭の支援などの「生活の安定に資する支援」などに取り組んでいますが、今後とも、貧困や貧困の連鎖によってこどもたちの将来が閉ざされることがないよう、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るための取組を進めていく必要があります。

【ひとり親家庭への支援】

ひとり親家庭は、令和3年における全国の貧困の状態にある世帯の割合は約 45%と、大人が2人以上いる世帯の約9%に比べて多くなっているなど、経済面の不安をはじめ、こどもの養育などの問題を抱えることが少なくないことから、国においては、経済的支援や様々な課題にワンストップで必要な支援につなげる相談支援体制の強化などを進めることとしています。

こうした中、本市では、ひとり親に対する就労支援など保護者に対する職業生活の安定と向上に向けた「就労支援」や児童扶養手当の着実な推進などの「経済的支援」、また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親家庭を支援するための給付金の支給といった国と連携した取組を推進したほか、母子父子自立支援員による相談支援などにも取り組んでいますが、就学前児童と小学生の保護者へのアンケートにおいて、ひとり親の世帯収入は、ふたり親に比べて低い傾向にあり、引き続き、ひとり親家庭の親子が安心して生活できるような環境の整備が求められています。

【虐待を受けたこどもへの支援】

虐待を受けたこどもやその家庭への支援には、教育・福祉・医療など多くの専門家の関わりが不可欠です。そのため、国においては今後、新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」などの専門資格の取得促進に取り組むこととしています。

こうした中、本市では、「こども家庭センターきゅっと」において、要保護児童対策地域協議会を中心に、児童相談所や教育機関などと連携しながら、虐待を受けたこどもに対する支援を行っていますが、虐待の認定件数は増加傾向にあり、今後も、虐待の未然防止、早期発見・早期対応を行っていくため、関係機関との連携を進めていく必要があります。

【障害児支援・医療的ケア児等への支援】

「誰一人取り残さない」持続可能な社会を目指していくため、障害の有無にかかわらず、 安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めていく必要があります。

そのため、国においては、障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョン

の推進、医療的ケア児などの専門的支援が必要なこどもとその家族への対応のため、地域に おける連携体制を強化することとしています。

こうした中、本市では、障害のあるこどもの早期発見、早期療育を推進するため、保健・福祉・教育の関係機関や専門的機関などとの連携や、障害児保育の充実などによる就学前教育・療育の推進をはじめ、医療・訓練などを含めたきめ細かな支援に取り組んでいますが、障害のあるこどもや医療的行為が必要なこどもが、社会の中で成長できる環境づくりに努めていく必要があります。

イ 施策の方向性

【こどもの貧困対策】

●こどもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることなく、全てのこどもが夢と希望を持って成長していけるよう、関係機関と連携し、状況に応じた生活や学習の支援、保護者の就労支援等の実施を検討します。また、地域団体が実施するこども食堂など居場所づくりの後方支援のあり方について検討します。

【ひとり親家庭への支援】

●ひとり親家庭の生活の安定や自立に向けて、県が策定する自立促進計画の定めるところにより、県やハローワーク等の関係機関と、母子・父子自立支援員が連携し、相談支援を実施します。

【虐待を受けたこどもへの支援】

●児童虐待への対応については、「こども家庭センターきゅっと」を中心に、母子保健機能におけるポピュレーションアプローチによる虐待への予防的対応から、児童福祉機能におけるハイリスクアプローチにおいて子育てに困難を抱える家庭への支援を切れ目なく実施します。また、虐待を受けたこどもに対しては、常にこどもの安全の確保を念頭に置くとともに、こどもの最善の利益を優先して、児童相談所をはじめとする関係機関と連携して対応します。

【障害児支援・医療的ケア児等への支援】

- ●障害のあるこどもたちが住み慣れた地域で安心して生活していくため、一人ひとりに応じた教育や相談、サービス供給など総合的な支援体制の充実に努めます。また、幼稚園や保育所等で障害のある幼児に対してきめ細かな教育・保育を行うとともに、障害のある幼児の受入れの促進、研修等による教育・保育担当者の資質の向上に努めます。
- ●医療的ケア児の育ちと保育、生活の支援体制のあり方について検討します。

○施策・事業の展開例

施策・事業項目	内容	担当課
①保育料の軽減 【再掲】	子育て家庭の経済的負担を軽減するため、保育所 や認定こども園において、3歳未満の入所児を対象 に、利用料を同一世帯内の所得や児童数に応じて軽 減します。	こども政策課
②実費徴収に係る補足 給付を行う事業の実施	幼稚園や保育所、認定こども園において、入所している児童を持つ低所得世帯を対象に、日用品や文房具などの教育・保育に必要な物品の購入費用や行事への参加に要する費用等を助成します。	こども政策課
③こども食堂の支援 【再掲】	こども食堂への運営支援等を行っている社会福祉 協議会をはじめとした関係機関と連携し、後方支援 のあり方について検討します。	こども家庭課
④就学援助・特別支援 教育就学奨励費の支給 【再掲】	経済的な理由により、小・中学校への就学が困難な こどもの保護者に、学用品費や給食費などの援助を 実施します。	教育総務課
⑤奨学金の貸付による 修学支援の実施 【再掲】	向学心に富み、有能な資質を持つにもかかわらず、 経済的理由により、修学が困難な高校生や大学生等 に対し、学資の貸付けを行い、修学の機会を確保しま す。	学校教育課
⑥母子家庭・父子家庭 自立支援給付金の支給	就業に有利となる資格の取得などについて、給付金を支給し、経済的支援及び就業支援を行います。	こども家庭課
⑦児童扶養手当の支給	離婚、死別、障害等により、母子・父子等で児童を 養育している家庭に対し、生活の安定と自立の促進、 児童福祉の向上を目的として児童扶養手当を支給し ます。	こども家庭課
⑧助産施設への入所 【再掲】	経済的な理由により、入院助産を受けることが困 難な妊産婦を助産施設に入所させ、安全な出産を図 ります。	こども家庭課
⑨新母子家庭見舞金の 支給	死別により母子家庭となった義務教育修了前の児 童を養育する保護者に見舞金を支給します。	こども家庭課
⑩ひとり親家庭医療費 の助成	ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図るため、一定の所得要件の下でひとり親家庭の児童と養育者の医療費を助成します。	こども政策課
⑪母子生活支援施設へ の入所	児童を養育している母子家庭などで、生活上の 様々な問題を抱えた母子を保護するとともに、自立 促進のために生活を支援します。	こども家庭課
⑫こども家庭センター きゅっとの充実 【再掲】	児童福祉と母子保健の両機能の専門性を活かし、 一体的に切れ目なく相談支援を行います。また、要保 護児童対策地域協議会の調整機関として、児童虐待 防止対策を推進します。	こども家庭課

③要保護児童対策地域 協議会の充実 【再掲】	虐待を受けているこどもをはじめとする要保護・ 要支援児童の予防や早期発見・早期対応や支援を実 施するため、関係者の情報共有など連携体制を進め ます。	こども家庭課
④児童虐待対策の強化【再掲】	多様化する子育て家庭での問題や児童虐待に対応できるよう、講演会や研修により、支援者等の専門性の高い知識・実務の習得を図るほか、虐待防止の啓発に努めます。	こども家庭課
⑤養育支援訪問事業の 実施 【再掲】	子育てに対し不安や孤立感等を抱える家庭や虐待 の恐れがある家庭など、支援が必要とされる家庭に 対し、保健師や助産師、臨床心理士等が訪問し、適切 な支援を行います。	こども家庭課
⑯子育て世帯訪問支援 事業の実施 【再掲】	家事・子育て等に対し、不安や負担がある子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を支援員が 訪問し、家事・子育て等の支援を行います。	こども家庭課
⑰子育て短期支援事業 (ショートステイ・ト ワイライトステイ)の 実施 【再掲】	保護者の疾病や仕事等で家庭におけるこどもの養育が一時的に困難となった場合や児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で児童及びその保護者を預ります。	こども家庭課
®きゅっとサポーター の配置 【再掲】	家庭環境が原因で日常生活に支障をきたす児童がいる家庭に対し、アウトリーチで家庭支援を行い、送迎支援(通園・通学)や学習へのサポート、家庭での相談等を実施します。	こども家庭課
⑩障害児保育・障害児 教育の実施	幼稚園や保育所、認定こども園において、障害児を 預かり、教育や保育を受ける平等な機会を確保しま す。	こども政策課
②障害児通所支援の利 用促進	児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業等 のサービスが適切に提供できるよう、関係機関との 連携に努めます。	福祉総務課
②障害児(者)家族サポート事業 (レスパイトサービス)の実施	NPO法人と連携しながら、24 時間体制で障害児 (者)を一時的に預かり、家族の負担軽減を図りま す。	福祉総務課
②自立支援医療(育成 医療)の給付	身体に障害のある児童または将来障害を残すと認められる疾患がある児童が、その障害を除去・軽減する効果が期待できる手術等の治療費を助成します。	福祉総務課
②軽度・中等度難聴児 補聴器購入費等助成の 実施	軽度・中等度難聴児の言語能力の健全な発達を支援するため、補聴器の購入、更新又は修理に係る費用を助成することで、補聴器の早期導入を図ります。	福祉総務課
②小児慢性特定疾病児 童日常生活用具の給付	小児慢性特定疾病児童の生活の便宜を図るため、 日常生活において必要となる用具を給付します。	福祉総務課

②児童福祉手当・障害 児福祉手当・特別児童 扶養手当の給付	精神又は身体に障害のある20歳未満のこどもの保護者等に各種手当を支給することで、これらの児童の福祉の向上を図ります。	福祉総務課
⑩医療的ケア児に対す る相談体制の整備	保健・医療・福祉・子育て・教育等を総合的に調整 する医療的ケア児コーディネーターの配置や医療的 ケア児支援センターとの連携により、多様なニーズ に対応できる相談体制を整備します。	福祉総務課
②発達支援研修会の実 施	教育と福祉の連携促進を目的とした研修会を実施 し、発達障害のある児童とその家族に対する支援体 制の充実を図ります。	福祉総務課
窓光っ子教育サポート事業の実施【再掲】	小・中学校に光っ子サポーターを配置し、個別の配 慮を要する小・中学生へのきめ細かな指導体制を充 実させるとともに、学級の安定化を図ります。	学校教育課
②通級指導教室の設置	小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、「自立活動」の指導を通級指導 教室で行います。	学校教育課
③ことばの教室の設置	言葉や人との関わり方に不安のある幼児に専門的 な指導や支援を行います。	学校教育課
③特別支援教育推進事 業の実施	光っ子コーディネーターがニーズに応じた要請訪問を行い、適切な支援方法の助言を行うとともに、就学相談員による就学相談会を実施するなど、総合的・継続的な支援体制を整備します。	学校教育課

コラム こどもの意見聴取(大学生編)



令和6年7月に山口大学で、本市の独自的な子育て支援の取組の説明や職員との意見交換会を開催し、本市のまちづくりに興味がある学生5人に、子育て支援の取組に対する市民の満足度を高めていくための方策について考えていただきました。

学生からは、こどもが遊べる場所を増やす取組の重要性や、病児保育事業の 再開、こどもを一時的に預けることができる機会の充実などの提案をいただき ました。

個別施策3 青年期の若者やその家族への支援

ア 現状と課題

【就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組】

青年期として位置付けられているおおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳までの若者において、十分な賃金と働きやすい環境を提供することは極めて重要であるため、国においては、若者が経済的な不安がなく、良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活できるよう地方創生を通じた支援に取り組むこととしています。

こうした中、本市では、働くことに悩みを持つ若者などに、ハローワーク等の関係機関と連携のもと、雇用に関する相談窓口の充実や情報発信の強化など、雇用の確保と就労の支援、離職対策に努めてきました。また、移住希望者に対するライフスタイルの提案や移住後の「まちの担い手」としての地域との関係性の構築のほか、青年期の障害者や要保護者への就労の定着支援の充実に努めてきました。

今後も、青年期の若者の安定した雇用に向けた支援の充実、魅力的な仕事の創出などを進めていく山口県をはじめ関係機関と連携し、雇用の確保と安定に加え、「働き方改革」における普及啓発に努めていく必要があります。

【結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援】

全国的に非婚化が進んでいる理由の一つに、結婚の意向があるにもかかわらず、適当な相 手にめぐり会えないことが挙げられていることから、国においては、出会いの機会の創出の ほか、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進することとしています。

こうした中、本市ではこれまで、結婚を希望する若者を中心に、出会いの場の提供や結婚 に伴う新生活への支援の取組を実施し、その成果も踏まえながら、現在は県の「やまぐち結 婚応縁センター」等と連携を図りながら、出会いの場に関する情報発信などを行っています が、令和5年に県が実施した意識調査によると「異性と知り合うきっかけがない」が結婚し ない理由として最も多くなっていることから、今後も青年期の若者の多様な価値観や考え 方の変化を踏まえながら、引き続き、結婚を希望する人の視点に立った支援や情報が提供さ れる環境づくりが求められます。

【悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実】

令和4年の「こども・若者の意識と生活に関する調査」によると、全国の15歳から39歳までの人のうち約2%がひきこもり状態にあると推計されており、その約2割が7年以上に及ぶ状態であるなど、期間が長期化する傾向があることから、国においては、ひきこもり状態にあるなど、悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制を充実させることとしています。

こうした中、本市では、「しゅうなん若者サポートステーション」と連携した心理面での支援を必要とする若者やその家族に対する就職相談のほか、人材の確保や育成、定着に向けた取組を進める中小企業を支援するなど、若者の就労促進に努めています。また、ひきこもりに関しては、令和2年度に実施した民生委員への聞き取り調査において、10代や20代で6か月以上にわたり自宅に引きこもっている状態などの方は確認できませんでしたが、ひきこもり状態が長期化すると、社会参加をより一層難しくする傾向があることから、早期に

発見できる仕組みづくりを検討していく必要があります。

イ 施策の方向性

【就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組】

●関係機関との連携のもと、雇用に関する相談窓口や情報提供の充実に努めます。また、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進するなど、雇用の確保と安定とともに、創業や事業者が行うチャレンジなどの支援に努めます。

【結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援】

●結婚を希望する人が温かく幸せな結婚生活を実現できるよう、結婚に向けた最初のステップとなる「出会いの場」に関する情報発信などに取り組みます。

【悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実】

- ●青年期の若者が働くことへの悩みや不安を抱えている場合に、「しゅうなん若者サポートステーション」と連携した各種相談支援やサポートに努めるとともに、誰もが参加しやすいコミュニティ活動やレクリエーションスポーツの推進などを通じて、地域における孤立感の軽減に取り組みます。
- ●ひきこもりの相談には、健康増進課や福祉総務課、「こども家庭センターきゅっと」など が随時相談を受け付け、状況に応じて、社会福祉協議会をはじめ関係機関と連携して対応し ます。

○施策・事業の展開例

施策・事業項目	内 容	担当課
①若年無就業者の就労 支援	「しゅうなん若者サポートステーション」と連携し、ストレスや悩みを抱え、働いていない若者(15歳から49歳まで)に対して、無料就職相談、カウンセリング等の就労支援を実施します。	商工振興課
②障害者と事業者間に おける雇用・就業機会 の創出	下松公共職業安定所(ハローワーク下松)と連携 し、就業を希望している障害者と、障害者雇用を検討 している企業との出会いの場として面接会を開催 し、障害者雇用を促進します。	商工振興課
③地元就職の促進	地元企業を若い人に知ってもらうPRフェアを支援するなど、市内事業者の人材の確保・育成を図るとともに、学生の地元就職を後押しするインターンシップを支援します。	商工振興課
④職業能力開発の支援	関係機関や各種団体等が実施する職業能力の開発 と向上に向けた職業訓練や知識習得機会の啓発など により、就労を促進します。	商工振興課
⑤包括的な創業支援	関係機関との連携のもと、ワンストップ相談体制 の充実や各種支援制度の総合的な情報提供など、創 業への包括的な支援を実施します。	商工振興課
⑥出会いの場への参加 促進	県の「やまぐち結婚応縁センター」など、関係機関と連携を図り、近隣市町も含めた出会いの場となるイベント等の情報を周知するなど、希望者に情報が届くよう積極的な発信に努めます。	企画調整課
⑦地域コミュニティ活 動の充実 【再掲】	各地域で展開されるコミュニティ活動・行事にこ どもから高齢者までの多様な世代が参加しやすい環 境づくりを進め、地域への愛着やつながりを深めま す。	地域づくり推進課

基本施策4 こどもを総出で応援するまちへ

おっぱい都市宣言は、"母と子と父そして人にやさしいまち"として、地域ぐるみの愛情豊かなふれあいの子育てを推進することを表現しています。

また、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」では、行政だけでなく、地域の様々な主体の連携・協働の必要性が定められていますが、本市においても、平成17年3月に「光市次世代育成支援行動計画」を策定し、基本理念の一つに「地域がやさしく見守り、子どもと子育てを社会全体で支えるまち」を掲げたところであり、この計画の理念は、現在まで継承しており、本計画においても勘案することとしています。

少子化や核家族化が進行する中、地域や社会全体で子育て家庭を支援していく環境を整える必要性がますます高まっています。地域がこどもや子育て家庭を包む最も身近な社会として、「こどもの健やかな成長は本市の未来に関わる重要な事項」との意識の醸成に取り組みます。

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(R11)
①青少年健全育成活動に参加している人の割合	49.0%	55.0%
②父母ともに子育てに関わっている家庭の割合	就学前 62.8% 小学校 61.1%	65.0%
③子育て支援活動に参加している人の割合	10.3%	13.0%
④ファミリー・サポート・センターの協力会員数	138 人	160 人

※近況値出典:①③まちづくり市民アンケート【R5】 ②アンケート【R5】 ④こども政策課【R5】

【基本施策に対するこども・若者からの意見】

基本施策4に対する主な意見は各世代ごとに以下のとおりとなっています。

基本施策4選択数 103件(全回答数の10.1%)

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
世代	基本施策4が大事だと思った主な理由
小学生以下世代	・地域や家族の人と関わりを持ち、幸せな暮らしができるような支援
(12 歳以下)	はとてもいいことだと思うから
	・こどもにはまだまだ先の未来がある。そういうこども達を応援でき
	るまちに出来たらいいなと思うから
中学生世代	・応援してもらえると、嬉しいしやる気が出るし、大人になっても光
(13歳~15歳)	市を忘れないでいられると思うから
	・こどもが独りで頑張ることにならないようにすることは大事 など
高校生世代	・こどもの頑張りをみんなで応援することが大事
(16歳~18歳)	・応援することによりまちが活性化すると思うから など
若者世代	・こどもの関係による休暇がとりやすい雰囲気ができたらいいと思う
(19歳以上)	・こどもにとっても地域で育つということは大切と思うから など

個別施策1 地域の力の活用

ア 現状と課題

【こどもに対するまちぐるみの応援】

国においては今後、企業や個人、地方自治体が「こどもまんなか社会の実現」に向けて、 それぞれが実践できる取組などをSNSで発信していくよう促進するなど、少子化の危機 的な状況を理解してもらうための国民的な議論を起こしていこうとしています。

こうした中、本市では、国の「こどもまんなか児童福祉週間」に合わせた幼保施設と園児による手作りこいのぼりの掲揚や、地域ぐるみでこどもを育てる教育支援活動促進などを通じて「こどもを社会のまんなか」に位置付けていく意識の醸成に努めているところです。また、地域団体やボランティア、事業者などが中心となって就学前児童や小学生などに様々な体験の場を提供するイベントの開催や、中・高校生が地域活動の担い手となっていくためのボランティアの実施など、地域団体やボランティアの協力によって、こどもたちが地域の中で学び、体験する場の提供を行っています。

一方で、就学前児童と小学生の保護者へのアンケートにおいて、「おっぱい都市宣言」の 内容を知っている割合は、前回の調査時に比べていずれも低下していることから、本市にお けるまちづくりの普遍不朽の理念を改めて周知していく必要があります。

【子育て家庭に対するまちぐるみの応援】

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変えていくため、国においては、夫婦が相互に協力しながら子育ですることを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会づくりを推進することとしています。

こうした中、本市では、こどもの誕生や成長に応じたボランティア団体の見守りや、乳幼児期の児童や小学生の一時預かりや送迎など、子育て家庭の悩みや負担を地域ぐるみで軽減する取組を進めてきました。また、令和6年度からは、県と連携して、社員の育休取得を推奨し、働きやすい職場環境づくりの推進を宣言する事業者を応援するなど、育児休業における事業所の理解の促進に努めています。

一方で、今後、部活動の地域移行などにより、中学生世代においても送迎のニーズが高まっていくことが予想されるため、これまで以上に地域の力も活用しながら、子育て家庭を支えていく必要があります。

イ 施策の方向性

【こどもに対するまちぐるみの応援】

●本市の児童が、こどもをまんなかにした地域社会との関わりを通じて、地域への感謝や愛着を育み、人間性豊かな光っ子へ、そして若者から親へと成長するよう取り組みます。

【子育て家庭に対するまちぐるみの応援】

- ●子育て家庭、地域団体や企業など、全ての人が協働した取組を通じて、まち全体に子育て の輪が広がる取組に努めます。
- ●「おっぱい都市宣言」の普及・啓発を図り、「おっぱい育児」の推進によるまちぐるみで の子育て意識の醸成を図ります。

○施策・事業の展開例

施策・事業項目	内 容	担当課
①ファミリー・サポート・センター事業の拡充 【再掲】	地域における相互援助活動として、小学生までの 一時的な預かりや送迎に加え、令和7年度からは対 象を中学生まで拡充し、学校部活動の地域移行にお ける送迎の補完的な役割を担います。	こども政策課
②おっぱい応援団事業 の推進	地域の子育てを応援する事業所 (おっぱい応援団) と連携して、こどもの誕生や成長を祝い、子育て家庭 を社会全体で応援する環境づくりを推進します。	こども政策課
③こども食堂の支援 【再掲】	こども食堂への運営支援等を行っている社会福祉 協議会をはじめとした関係機関と連携し、後方支援 のあり方について検討します。	こども家庭課
④母子保健推進員の個 別訪問の実施 【再掲】	母子保健推進員が妊産婦や乳幼児のいる家庭に訪問し、子育て等の相談や子育て支援情報の提供など、母子の身近な相談相手として活動し、子育て家庭の孤立防止や育児不安の軽減を図ります。	こども家庭課
⑤民生委員児童委員・ 主任児童委員の活動	地域において、子育て家庭の様々な相談に応じます。また、行政などと連携し、子育て支援の利用できる制度やサービスの紹介等も行います。	福祉総務課
⑥次世代型コミュニティ・スクールの充実 【再掲】	学校・家庭・地域が9年間を見通した教育目標等を 共有しながらこどもたちを育む次世代型コミュニティ・スクールを要とした連携・協働教育を推進しま す。	学校教育課
⑦家庭教育支援推進事 業の実施	学校・家庭・地域が連携し、身近な地域において家 庭教育支援チームを設置し、保護者が安心して家庭 教育を行えるように講座やサロン等を実施します。	文化・社会教育課
⑧地域学校協働活動推進事業の実施【再掲】	各中学校区に地域学校協働活動推進員(統括コーディネーター)を配置し、学校・家庭・地域が連携、協働し、小・中学生の学びや育ちを地域ぐるみで見守り、支援します。	文化・社会教育課
⑨中学校部活動改革推 進事業の実施 【再掲】	学校部活動の地域移行に向け環境や体制を整備するとともに、地域クラブ活動団体や指導者の確保を 促進するための支援を行います。	部活動改革推進室
⑩周南広域校外補導連 絡協議会の活動支援 【再掲】	周南広域圏(光市・下松市・周南市)の学校外における小・中学生の生活指導や見守り(補導)活動を行い、小・中学生及び高校生の健全育成を図ります。	文化・社会教育課
⑪子育て講座の実施	家庭の教育力の向上を図るため、就学時健診や参 観日等、多くの保護者が集まる機会を活用して、家庭 教育について学習する場を提供します。	文化・社会教育課

⑫ライフステージに応 じたスポーツやレクリ エーション活動の普及 と推進	心身の健康や体力向上を図るため、年代ごとにスポーツに親しみ社会生活を維持できる環境づくりを通じて、こどもの地域や社会への参画を促進します。	スポーツ推進課
③男女共同参画の推進 【再掲】	父親も母親も主体的に子育てに関わり、親として の喜びや悩みを通して、人として成長できるよう男 女共同参画の推進を図ります。	人権推進課
 ゆ企業等におけるワーク・ライフ・バランスの促進	企業等に対し、子育て支援の意識啓発や法律で定められた育児休業等に関する制度の実施について、 普及・啓発を図り、企業や事業所におけるワーク・ライフ・バランスを促進します。	商工振興課
⑮ワーク・ライフ・バラ ンスの普及・啓発	全ての人が仕事と生活の調和が図れるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方を普及・啓発します。	商工振興課 こども政策課
⑩おっぱいまつりの実 施	子育て支援団体や学生ボランティアなどが乳幼児 期の児童や小学生、子育て家庭に楽しんでもらうた めの企画を実施するなど、こどもや子育て家庭を社 会全体で応援する機運づくりに努めます。	こども政策課

コラム こどもの意見聴取(光市子ども・子育て審議会編)



「光市子ども・子育て審議会」は、保育所などの利用定員の設定をはじめ、子育て支援の取組の審議などを行うため、学識経験者や幼児教育、保育及び子育て支援事業に従事する者、子育て支援サービスの利用者の方々に委員を務めていただいています。

令和5年度からは、若者の視点を取り入れるため、本市と包括連携協定を締結している周南公立大学の学生2人に参画いただいており、デジタル社会におけるこどもの遊び方や、若者の地元就職に向けた事業者の PR の重要性について提案をいただきました。

第6章 子ども・子育て支援法に定める事業計画

1 子ども・子育て支援事業計画について

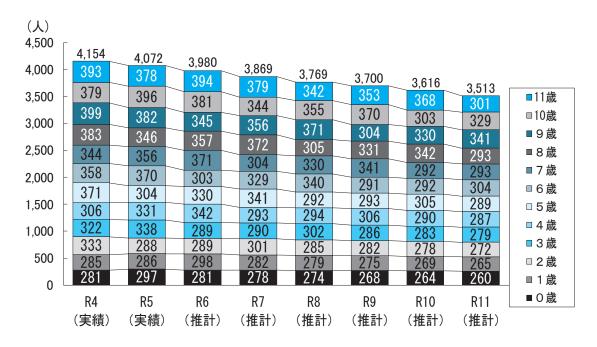
「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定により、計画期間における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況について、利用希望等を踏まえ、需要(量の見込み)を推計し、その量の見込みに対する提供体制の確保と実施時期(確保方策)などを、国の指針に即して明らかにするものです。

●「量の見込み」を算定する事業(法定事業)とその対象者

●「重の見込み」を昇定する事業(法定事業)と	
対象事業	対象者
幼稚園及び認定こども園(1号認定)	3~5歳の児童
保育所及び認定こども園(2号認定)	3~5歳の児童
保育所及び認定こども園 +地域型保育(3号認定)	0歳、1・2歳の児童
利用者支援事業	妊娠期からおおむね1年未満の産婦と乳児
地域子育て支援拠点事業	0~5歳の児童と保護者
妊婦健康診査事業	妊婦
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭
養育支援訪問、その他要保護児童等の支援に資する事業	養育困難など支援が必要な世帯
子育て短期支援事業	一時的に養育困難となった家庭の児童及び その保護者
子育て世帯訪問支援事業	特に支援が必要と認められる児童の保護者、 妊婦、ヤングケアラー
児童育成支援拠点事業	特に支援が必要と認められる小学生以降の 児童及びその保護者
親子関係形成支援事業	特に支援が必要と認められる児童及びその 保護者
ファミリー・サポート・センター	3か月~中学生までの児童
一時預かり事業	一時的に家庭保育が困難になった乳幼児
延長保育	やむを得ない事情で保育時間を延長する必 要がある乳幼児
病児・病後児保育	病気の回復期であり、集団保育が困難な6か 月から小学6年生までの児童
放課後児童クラブ	小学生
実費徴収に係る補足給付を行う事業	子ども・子育て支援新制度で給付を受ける幼稚園や保育所、認定こども園を利用している生活保護世帯等の児童
多様な主体が特定教育・保育制度に参入することを促進するための事業	認定こども園を利用している障害児
妊婦等包括相談支援事業	妊産婦、その配偶者等
乳児等通園支援事業	6か月~満3歳未満までの児童
産後ケア事業	産後1年未満の産婦と乳児
	·

2 乳幼児期と学童期の児童の推移見込み

計画期間である令和7年度からの5年間において、本市の乳幼児期の児童と小学生の人口は356人減少することを見込んでいます。



資料:令和3~5年の住民基本台帳人口/コーホート変化率法で推計

3 教育・保育提供区域の設定

(1) 区域設定の考え方

保護者や児童が居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、施設の整備状況などを総合的に勘案して設定します。

(2)区域の設定

ア 教育・保育提供区域

現在の教育・保育施設の配置で市内の教育・保育の需要を満たしていることなどを総合的に勘案して、市域全体の1区域とします。

イ 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

アの教育・保育事業の提供区域と合わせ、市内全域を提供区域の基本とします。

4 幼児期の教育・保育の事業計画

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

教育・保育の利用状況やアンケート等により把握した利用希望を踏まえ、適切な量の教育・保育の提供が行えるよう、就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況等を考慮し、認定区分ごとに教育・保育の量の見込みを定めます。

また、保護者の選択に基づき、多様な施設等から教育・保育を受けられるような提供体制の確保が必要です。柔軟にこどもを受け入れるための体制が確保されるよう教育・保育の提供体制を定めます。

【認定区分】

区分	年齢	保育の必要性	利用施設・事業
1号認定		_	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上		保育所、認定こども園
1 7 100/2		 保育の必要性あり	※幼稚園利用も可能
3号認定	満3歳未満	休月の必安性のり	保育所、認定こども園、
3 亏認足	何 3 成不何		地域型保育事業

【確保方策】

基本的には、既存の特定教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)での受け 入れ体制の確保に努め、待機児童ゼロを目指します。

【量の見込みと提供体制】

(単位:人)

			【実績値】令和5年度				令和7年度				
		1号	2号		3号 1号 2号 3				3号	3号	
		満3歳	以上	2歳	1歳	O歳	満3歳	以上	2歳	1歳	O歳
①量(の見込み	229	723	198	178	75	190	558	189	170	106
	特定教育• 保育施設	320	768	198	197	108	299	726	198	197	105
②確保の 内容	上記以外										
	合計	320	768	198	197	108	299	726	198	197	105
2	-1	91	45	0	19	33	109	168	9	27	1

			令和8年度					令和9年度				
			2号	3号			1号	2号		3号		
		満3歳	以上	2歳	1歳	O歳	満3歳	以上	2歳	1歳	O歳	
①量(の見込み	183	535	179	168	104	182	534	177	166	102	
	特定教育• 保育施設	304	726	198	197	105	304	726	198	197	105	
②確保の 内容	上記以外											
	合計	304	726	198	197	105	304	726	198	197	105	
2)—①	121	191	19	29	1	122	192	21	31	3	

			令	令和10年度				令和11年度				
		1号	2号		3号 1号 2号				3号			
		満3歳	成以上	2歳	1歳	O歳	満3歳	战上	2歳	1歳	O歳	
①量(の見込み	181	530	175	163	100	176	517	171	160	99	
	特定教育• 保育施設	304	726	198	197	105	304	726	198	197	105	
②確保の 内容	上記以外											
	合計	304	726	198	197	105	304	726	198	197	105	
2	-1	123	196	23	34	5	128	209	27	37	6	

(注)上記以外…確認を受けない幼稚園 (旧制度の幼稚園)、特定地域型保育事業等

5 地域子ども・子育て支援事業の事業計画

子ども・子育て支援事業などの利用状況やアンケート等により把握した利用希望を踏まえ、 適切な量の地域子ども・子育て支援事業の提供が行えるよう、事業ごとに量の見込みを定め、 確保内容とその実施時期を定めます。

(1) 利用者支援事業(こども家庭センターきゅっと)

令和6年4月に「子ども相談センター」を強化・見直し、児童福祉機能と母子保健機能のそれぞれの専門性を活かした一体的な組織として運営する「こども家庭センターきゅっと」を設置しました。計画期間中においては、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用に関する情報の集約と提供を行うとともに、こども及び保護者の利用や母子保健の相談に応じ、子育て家庭が適切な施設や事業を選択して円滑に利用するための助言や、関係機関との連絡調整など、利用者支援専門員や母子保健コーディネーター等による妊娠前から子育て期にわたる総合的な利用者支援をワンストップで行います。

【確保方策】

「こども家庭センターきゅっと」にて利用者支援事業を行います。

【量の見込みと提供体制】

(単位:箇所)

		【実績値】 令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の	見込み	1	1	1	1	1	1
②確保の 内容	こども家庭 センター	1	1	1	1	1	1

[※]令和5年度は、子ども相談センターにおける実績

(2)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

子育て中の親子が情報交換・交流できる場や気軽に相談できる場を提供し、育児の負担 感や不安感の軽減を図ります。

【確保方策】

あいぱーく光内「チャイベビステーション」を中心に実施するほか、幼稚園や保育所等の身近な場所での支援を継続して実施します。

【量の見込みと提供体制】

(単位:延べ人数/年)

		【実績値】 令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の	見込み	10,136	9,812	9,487	9,399	9,284	9,081
	チャイベ ビ ステーション	9,637	9,329	9,020	8,936	8,827	8,634
②確保の 内容	その他	499	483	467	463	457	447
	合計	10,136	9,812	9,487	9,399	9,284	9,081

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持と増進のため、妊娠中の14回の健康診査について公費補助を行い、経済的負担軽減を図ることで、安心して妊娠・出産できる環境を整えます。

【確保方策】

県内の医療機関と委託契約を結び提供体制を確保します。県外医療機関受診の場合は健 康診査費用を助成します。

【量の見込みと提供体制】

(単位:人、延べ受診件数/年)

		【実績値】 令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
)見込み	238	278	274	268	264	260
	兄込み	2,967	3,892	3,836	3,752	3,696	3,640
②確保の	②確保の 医療機関等		278	274	268	264	260
内容	で健診	2,967	3,892	3,836	3,752	3,696	3,640

※各欄内の数値は、上段:対象者数、下段:受診件数

(4) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に母子保健推進員や保健師が訪問し、育児についての適切な情報提供や相談、見守りを行うことにより、保護者の育児不安等の軽減を図り、母子の健康の保持・増進を図ります。

【確保方策】

現行体制(母子保健推進員や保健師)により実施します。

【量の見込みと提供体制】

(単位:人/年)

		【実績値】 令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の	見込み	254	278	274	268	264	260
②確保の 内容	母子保健推進員や保健師の訪問	254	278	274	268	264	260

(5)養育支援訪問、その他要保護児童等の支援に資する事業

子育てに対し不安や孤立感等を抱える家庭や虐待の恐れがある家庭など、支援が必要と される家庭に対し保健師や助産師、臨床心理士等が訪問し、適切な支援をします。また、 要保護児童対策地域協議会の機能強化のため、関係機関の連携や専門性の強化を図り、要 保護児童等への適切な支援が行えるように努めます。

(単位:延べ件数/年)

(単位:延べ人数/年)

【確保方策】

現行体制(保健師や助産師、臨床心理士等)により実施します。

【量の見込みと提供体制】

		【実績値】 令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		74	70	70	70	70	70
②確保の 内容	保健師や助産 師、臨床心理 士の訪問	74	70	70	70	70	70

(6)子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等で家庭におけるこどもの養育が一時的に困難となった場合や児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で児童及びその保護者を預ります。

【確保方策】

県内施設や里親と委託契約を締結し提供体制を確保します。

【量の見込みと提供体制】

		【実績値】 令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	の見込み	0	10	10	10	10	10
②確保の 内容	児童養護施設田報	0	10	10	10	10	10

(7)子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

【確保方策】

児童家庭支援センターや訪問介護事業所等と委託契約を締結し、提供体制を確保します。

(8) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業ですが、事業実施にあたっては、提供体制や必要性等を総合的に勘案し検討します。

(9)親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、グループワークやロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行う事業ですが、事業実施にあたっては、提供体制や必要性等を総合的に勘案し検討します。

(10) ファミリー・サポート・センター(子育て援助活動支援事業)

子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(協力会員)がそれぞれ会員となり、地域で子育てを助け合う相互援助活動を推進します。

【確保方策】

現行体制により実施します。また、多様な依頼に対応できるよう協力会員の確保に努めます。

(単位:延べ件数/年)

【量の見込みと提供体制】

		【実績値】 令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	預かり	87	84	82	81	80	78
①量の 見込み	送迎等	422	456	441	437	432	422
	合計	509	540	523	518	512	500
②確保	の内容	509	540	523	518	512	500

(11) 一時預かり事業

保護者の都合で保育ができない場合、一時的に未就園の乳幼児期における児童を保育します(一般型)。また、私立幼稚園において、教育課程に係る教育時間の終了後等に入所者を預かり、教育活動を行います(幼稚園型)。

【確保方策】

一般型は市内の保育所と認定こども園の10園で対応します。

幼稚園型は認定こども園と幼稚園の5園で対応します。

【量の見込みと提供体制】

(単位:延べ人数/年)

-	般型	【実績値】 令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の)見込み	652	631	610	605	597	584
②確保の 内容	教育•保育 施設	652	631	610	605	597	584
幼科		【実績値】 令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1号認定	1,330	1,287	1,244	1,232	1,217	1,190
①量の 見込み	2号認定	3,534	3,421	3,308	3,277	3,237	3,166
	合計	4,864	4,708	4,552	4,509	4,454	4,356
②確保	2の内容	4,864	4,708	4,552	4,509	4,454	4,356

^{※2}号認定は、保育認定が受けられるこどもで、幼稚園等を希望して入園するこどもです。

(12) 延長保育

就業形態の多様化に対応するため、保育所への入所者を開所時間を延長して保育するとともに、保護者の都合による保育短時間認定の保育所への入所者の保育時間の延長にも対応します。

【確保方策】

市内の保育所と認定こども園の11園で対応します。

【量の見込みと提供体制】

(単位:人)

		【実績値】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量0	D見込み	628	608	588	582	575	563
②確保の 内容	教育•保育 施設	628	608	588	582	575	563

[※]幼稚園型の確保内容は、一時預かり事業での対応のほか、幼稚園独自で実施している預かり保育による対応分も含みます。

(13) 病児保育(病後児保育)

病気回復期のために集団保育や教育が困難で、保護者の就労などにより家庭で保育を行うことができない乳幼児期の児童や小学生を対象に、保育所に併設された専用スペースで 一時的に保育します。

【確保方策】

市内1施設で実施します。(定員3人/日)また、県内施設は広域利用が可能です。

(単位:延べ人数/年)

【量の見込みと提供体制】

		【実績値】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の	D見込み	0	750	750	750	750	750
②確保の 内容	専用施設	0	750	750	750	750	750

(14) 放課後児童クラブ(サンホーム)

保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、支援員の支援の下、適切な遊びや 生活の場を提供して、児童の健全育成を図ります。

【確保方策】

市内8か所12施設で実施します。(令和6年度までは市内9か所13施設で実施) 【量の見込みと提供体制】 (単位:人)

		【実績値】 令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	小学校 1~3年生	388	366	359	347	322	305
①量の 見込み	小学校 4~6年生	111	89	92	85	89	90
	合計	499	455	451	432	411	395
②確保	県の内容	501	462	462	462	462	462
2	-1	2	7	11	30	51	67

(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。

(16) 多様な主体が特定教育・保育制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設、地域子ども子育て支援事業へ新規参入する事業者に対し、安心・ 安全な保育を提供できるよう相談、助言、指導等を行います。

また、私学助成や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこどもを私立認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助します。

(17) 妊婦等包括相談支援事業(出産・子育てしっかりサポート★ひかり)

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信を行うとともに、必要な支援につなぎ、安心して出産・子育てができる環境を整えます。

【確保方策】

「こども家庭センターきゅっと」にて妊婦等包括相談支援事業を行います。

【量の見込みと提供体制】

(単位:回)

		【実績値】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	妊娠届出数 238 1組当たり		278	274	268	264	260
①量	の見込み	面談回数 3 面談実施 合計回数	3	3	3	3	3
		658	834	822	804	792	780
②確保の 内容	光市こども家 庭センター	658	834	822	804	792	780

(18) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度が令和8年度から実施されることに伴い、新規参入や既存の施設での実施について、必要に応じて実地支援、相談、助言などを行います。

(19) 産後ケア事業

心身の不調や育児不安を持つ産後の母子に対して、産婦の心身の不調や産後うつを防ぐ ため、心身のケアや育児支援を実施します。

【確保方策】

県内の医療機関等と委託契約を締結し、提供体制を確保します。

【量の見込みと提供体制】

(単位:延べ人数/年)

		【実績値】 令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	の見込み	68	74	78	81	84	85
②確保の 内容	医療機関等	68	74	78	81	84	85

6 幼児期の教育・保育の一体的提供及び体制の確保

子ども・子育て支援新制度に基づき、現在、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の 就労状況等やその変化等によらず柔軟にこどもを受け入れることが可能な認定こども園に 1 園が移行しており、令和8年度からは私立保育所1 園が認定こども園に移行する予定の ほか、計画期間中に移行を検討している私立保育所が1 園あります。

こうした中、国においては、『認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、 認可・認定基準を満たす限り、認可・認定が行えるようにする。』とされていることから、 本市においても、既存の幼稚園や保育所の認定こども園への移行について基本的な考え方 を整理しながら、教育・保育の一体的な運営の支援を進めます。

	【実績値】 令和5年度	【目標値】 令和11年度
認定こども園数	1 <u>遠</u>	3園

第7章 本市の幼稚園、保育所の展望 (公立幼保施設のあり方に関する基本的な考え方)

1 これまでの経緯

本市では、平成26年3月に「公立幼保施設のあり方に関する基本的な方針について」を策定し、その後の約10年間における公立幼保施設のあり方についての基本的な方針を示して計画的かつ適正な配置を進めてきました。

まず、「市全体における幼児教育・保育の量的な補完機能」として、平成30年3月にさつき幼稚園とつるみ幼稚園を閉園し、公立幼稚園をやよい幼稚園に集約するとともに、令和6年3月にはみたらい保育園を閉園したほか、4月から浅江東保育園と浅江南保育園の3歳以上児童の定員を削減するなど、少子化に対応した施設の適正化を進めました。

2点目に、「幼児教育・保育の質の向上のための研究的機能」として、障害のあるこどもの 受入れや気になるこどもへの支援として専門機関と連携を図り、保育を受ける平等な機会の 確保に努めるとともに、やよい幼稚園では隣接している小学校と昼休み間の交流を継続し、小 学校教諭の幼稚園での1年間にわたる研修の受入れなどにより、幼小の円滑な接続に向けた モデル的な取組を進めました。

3点目に、「子育て家庭への包括的相談支援機能」として、子育て家庭からの相談に応じるための園開放などの事業を行っており、令和6年度からは、保育士、保健師はもとより栄養士にも相談できる独自的な体制を構築しました。さらに、平成27年度に設置した「子ども相談センターきゅっと(現「こども家庭センターきゅっと」)」と連携して定期的な情報交換会を実施するなど、社会問題となっている児童虐待の予防や早期発見に努めました。

2 公立幼保施設を取り巻く環境

(1) 小学校就学前児童の人口は減少傾向

5ページに 30 歳以下の人口の推移を掲載していますが、小学校に入学する前の $0\sim5$ 歳の人口は平成 12 年の 2,975 人から令和2年には 2,017 人に減少しています。

また、5年後の令和11年度における0~5歳の人口は、85ページに掲載のとおり、令和6年度の1,829人から177人減少し、1,652人となる見込みです。

(2) 3歳未満児のニーズの高まり

9ページに市内の幼保施設の利用状況を掲載していますが、公立幼保施設においても、とりわけ保育所における3歳未満の児童の保育ニーズは高まっています。

児童の受入れに当たっては、保育スペースの面積や配置する保育士の数が決められているため、基準が厳しい3歳未満の児童の受入れが難しくなっています。

こうした中、令和5年12月に国が策定した「こども未来戦略」では、1歳児に対する保育士の配置基準について、現状の「児童6人につき保育士1人」から令和7年度以降の早期に「児童5人につき保育士1人」に改善すると明記されており、今後は保育士の更なる確保が必要です。

(3) 「こども誰でも通園制度」実施に向けた対応

令和8年度から、全国で「こども誰でも通園制度」が本格実施される予定とされています。 この制度は、幼稚園や保育所などに通っていない3歳未満の児童が時間単位で保育を受け られるもので、実施の手法として、毎週決まった曜日に利用する方法と必要な時だけ利用す る方法が考えられています。

そのため、受け入れる側である幼保施設は、クラスに空きがある場合に既存の園児と一緒 に預かる方法と、既存の園児とは別に保育スペースを確保して預かる方法を検討していく 必要があります。

こうしたことから、公立幼保施設においても、保育士や保育スペースの確保や、毎日通う 児童と週に1・2回時間単位で通う児童の双方を安全に保育する環境の整備が必要です。

3 公立幼稚園及び公立保育所の現状

(1)量的や地域的な補完機能として総入所児童数は減少傾向

公立幼保施設は、昭和 40 年代後半から 50 年前半にかけて建設し、第 2 次ベビーブームによるこどもの増加などに対する保育の量の補完機能や、地域や近隣に施設が無い場合の地域的な補完機能を担ってきました。

しかしながら、人口減少や少子化が進行する中で、公立幼保施設においても、前述のと おり、3歳未満の児童の保育ニーズは高いものの、入所児童数の総数については減少傾向 が続いています。

	施設の数(中学校地区)	定員(人)	入所児童数(人)
平成 19 年	幼 3(島田 3)	幼 190	幼 74
	保 4(室積 1 浅江 2 大和 1)	保 305	保 305(うち3歳未満児75人)
平成 24 年	幼 3(島田 3)	幼 180	幼 43
	保 4(室積 1 浅江 2 大和 1)	保 305	保 291(うち3歳未満児91人)
平成 29 年	幼 3(島田 3 ※うち 1 休園)	幼 60	幼 33
	保 4(室積 1 浅江 2 大和 1)	保 305	保 260(うち3歳未満児91人)
令和5年	幼 1(島田 1)	幼 60	幼 15
	保 4(室積 1 浅江 2 大和 1)	保 305	保 198(うち3歳未満児63人)

(2) 老朽化や時代に適合できていない施設環境

公立幼保施設は建設から 50 年近くが経過しており、老朽化が進んでいます。天井のコンクリートが剥離して落下した事例もあり、児童の安全を確保するために、毎年、多額の修繕費用が発生しています。

また、人権や「誰一人取り残さない」SDGsの視点が重要視される中、保育スペースにトイレが無く、旧態依然とした構造の施設や、トイレの扉で指を挟む可能性が有る構造の施設、建物や通路、保育スペースにわたって段差があり、乳幼児の移動に支障がある施設など、全ての施設において構造が時代に適合できていない箇所が見られます。

4 公立幼保施設のあり方

(1) 今後果たしていくべき役割

ア 市全体における幼児教育・保育の量的な補完機能

これまで量的な補完機能や地域的な補完機能を担ってきましたが、人口減少や少子化が 進行する中で、今後も、私立園の動向を考慮しつつ、市全体として保育ニーズに対して適 切な供給を行っていくための調整の役割を担っていく必要があります。

イ 幼児教育・保育の質の向上のための研究機能

小学校と連携し、入学した児童がスムーズに学校生活に適応できるようにすることや、 個別の支援を小学校へ円滑につなぐことは、幼児教育・保育において重要な視点です。

また"誰一人取り残さない"社会の構築に向けて、これまで以上に障害などによる支援や医療的な行為が必要な児童の受入れを考えていくことが必要です。

こうしたことから、今後も、児童を社会のまんなかに受け入れていくための課題研究や モデル事業を実施するとともに、その成果を私立園へと波及させていくことが求められて います。

ウ 子育て家庭への包括的相談支援機能

公立幼保施設を地域の子育て支援の核と位置づけて、園開放や「こども誰でも通園制度」 などを実施し、今後も、未就園児も含めた子育て家庭の不安や孤立の解消につなげていく ための取組が必要です。

また、「こども家庭センターきゅっと」や教育所管と連携しながら、虐待予防の取組や 5歳児発達相談や就学相談などを実施し、幼児期から学童期における一貫した支援を行っ ていく必要があります。

(2) 設置の方向性

【公立園が目指す将来の姿】

全国的に少子化が進行する中、本市においては、未就学児童数が今後も減少していく見通しとなっている一方で、女性の社会進出が進んでいます。

公立の幼保施設は、令和8年度から本格実施される「こども誰でも通園制度」の対象であり、市全体における幼児教育・保育の量的な補完機能として調整を行いながら、保育ニーズも高い3歳未満児を受け入れていくための体制や児童数減少に応じた適切な施設の整備が必要です。

また、本市では、全ての公立園において建築後 50 年近くが経過しており、耐震基準は満たしているものの、施設の老朽化や高度化する保育ニーズに対応するためのスペースの確保が課題となっています。こうした中、令和5年にこども基本法が施行され、公立園においてもこどもの権利や最善の利益を第一に考えていくことが求められており、入所児童のプライバシーを保護するための対策が必要です。

さらに、障害児や支援が必要な児童、医療的な行為が必要な児童の保育ニーズが高まる中、令和3年には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布されました。これは、保育所の設置者の責務として、医療的ケア児への適切な支援を求めるものであり、今後は、こうした児童を受け入れるための体制や施設整備も必要です。

こうしたことから、本市における3歳未満児の保育ニーズや少子化の動向などに注視しながら、施設規模を減らしつつもサービスは充実させる「縮充」の観点から施設整備や保育サービスを進めることとし、施設定員の縮小や、障害のある児童や医療的行為の支援が必要な児童の受け入れなどに取り組む一方、計画期間中において、国の動向や本市の保育が直面する諸課題を踏まえつつ、本計画に沿って公立幼保施設の再編を含めた将来のあり方や整備に関する方針を明らかにします。

第8章 計画の推進体制

1 計画内容の市民への周知

本市のこどもをはじめ全ての人が、本計画の基本理念などを理解し共有した上で、"オールひかり"でこどもや子育て支援に関する取組を実施し、継続していくことが重要です。

このため、本計画を関係機関等への配布や関係各所での配架、ホームページ等での内容公表・紹介などを行うことにより、計画内容の周知に努めます。

2 こどもの意見の聴取

こども施策を実施するにあたっては、こども基本法により、こどもやその保護者などの関係者の意見を反映させるための措置を講じることとなっています。

このため、計画期間中におけるあらゆる機会を活用して、こどもの意見を聴取しながら、 全てのこどもたちの笑顔があふれ、自らの意思や選択によって光り輝く未来を切り開いて いくことができるまちの実現に向けて取組を進めます。

3 関係機関等との連携

こども施策は、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育など多岐の分野にわたるとともに、 就労や結婚など青年期のこどもへの支援も含まれています。

このため、庁内関係部局はもとより、国や県、大学、事業者、こどもに関する施設などの 関係機関等との連携を図りながら、こどもや子育て家庭への支援に努めます。

4 計画の進行管理

本計画の全体については、「子ども・子育て審議会」が「成果指標」の達成状況や取組などについて協議・点検を行います。市は点検結果を踏まえ、施策の改善につなげていきます。

また、第6章の「子ども・子育て支援法に定める事業計画」については、年度ごとに市が 実施状況をまとめた上で、「子ども・子育て審議会」が目標の達成状況などについて点検・ 評価を行います。市は点検や評価の結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

資料編

1 光市子ども・子育て審議会条例

平成25年3月29日 条例第19号

(設置)

第1条 こども基本法(令和4年法律第77号。以下「基本法」という。)第13条第3項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第72条第1項の規定に基づき、光市子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を置く。(所掌事項)

- 第2条 審議会は、次に定める事項について所掌する。
 - (1) 光市こども計画(基本法第10条第2項に規定する本市の市町村こども計画をいう。) の策定及び変更に関する事項並びにこども施策(基本法第2条第2項に規定するこども施策をいう。) に関する事項について調査審議をすること。
 - (2) 支援法第72条第1項各号に規定する事項を処理すること。
 - (3) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第3項及び第4項の 規定に基づく行動計画の策定及び推進について協議すること。
 - (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第4項の規定に基づく家庭 的保育事業等の認可について協議すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関して協議すること。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、前条に規定する所掌事項に関し学識経験を有する者等のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

- 第4条 前条の規定により委嘱された委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を 代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の設置)

- 第7条 特別の事項を処理するため必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。
- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(関係者の出席)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、 平成27年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

- 3 委員の委嘱の日後最初に行う会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。 (光市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 4 光市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年光市条例第36号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和4年条例第20号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第38号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 光市子ども・子育て審議会条例施行規則

平成25年3月29日 規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、光市子ども・子育て審議会条例(平成25年光市条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の内訳)

- 第2条 条例第3条の委員の内訳は、次のとおりとする。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 幼児教育、保育及び子育て支援事業に従事する者
 - (3) 市民団体、民間団体等の代表者
 - (4) 子育て支援サービスの利用者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(会議の招集)

- 第3条 会長は、会議を招集するときは、あらかじめ日時、場所及び付議すべき案件を委員に 通知するものとする。ただし、緊急を要する場合等やむを得ないときは、この限りでない。
- 2 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、あらかじめその旨を会長に届けなければならない。

(発言)

第4条 会議において発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

(会議の記録)

第5条 会長は、審議会の庶務に従事する職員に会議の概要及び出席委員の氏名を記録させなければならない。

(部会の会議)

第6条 第3条の規定は、部会の会議に準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉保健部こども政策課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和6年規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

3 光市子ども・子育て審議会委員名簿

【令和7年1月31日現在】

番	氏 名	備考
1	岩佐光恵	特定非営利活動法人 虹のかけ橋副理事長
2	宇多康德	光商工会議所青年部会長
3	奥 屋 隆 伸	光市教育開発研究所主任研究員
4	兼坂幸雄	光市小学校校長会会長 光市要保護児童対策地域協議会会長
5	河 本 政 之	光市中学校校長会会長
6	北 川 博 之	光市医師会
7	〇北 村 洋 子	主任児童委員
8	◎小 西 俊 弘	光市社会福祉協議会事務局長
9	田中秀一	光市小中学校PTA連合会会長
1 0	長岡泰士	山口県保育協会光支部長
1 1	野口彩也香	公募委員
1 2	日 野 俊 子	山口県私立幼稚園協会
1 3	福田幹太	周南公立大学生
1 4	藤永真帆	公募委員
1 5	前 上 陽	周南公立大学生
1 6	藪 崎 寿 子	光市母子保健推進協議会会長
1 7	山 下 直 美	保育園保育士
1 8	山 本 統	公募委員

氏名欄の◎は会長、○は副会長

(50 音順)

4 用語解説

【あ行】

用語	解説
アウトリーチ	医療や社会福祉の領域において、予防的な支援や介入的な援助が必要な場合、 援助者が被援助者のもとへ出向き、具体的な支援を提供すること。
医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童のこと。
インクルーシブ	「包摂的な」「包容する」を意味する言葉で、年齢、性別、障害の有無、国籍 等にかかわりなく、誰もが分け隔て無く社会に受け入れられる概念のこと。

【か行】

用語	解説
外国にルーツをもつ児童	国籍にかかわらず、保護者の両方またはどちらかが外国出身者である児童や、 海外生まれ・海外育ちなどで日本語が第一言語ではない児童のこと。
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育て ることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。
こども食堂	地域にある様々な場所を活用して、全てのこどもが安全で安心して気軽に立ち 寄ることができる、食事の提供を通じた居場所のこと。
こども誰でも通園制度	保護者の就労状況にかかわらず、幼稚園や保育所などに通っていない3歳未満 の児童が時間単位で保育を受けられる制度。
こどもまんなか社会	こどもや若者の視点に立ち、こどもにとって最善の利益を第一に考え、当事者 の意見を政策に反映する社会目標のこと。全てのこどもが権利を保障されなが ら幸せに暮らし、健やかに成長できるよう、社会全体で後押しすることを目標 としており、こども基本法やこども大綱の基本的な考え方となっている。
こども未来戦略	「若者・子育て世代の所得を増やす」「社会全体の構造や意識を変える」「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」ことを基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指すもの。

【さ行】

用語	解説	
	中学校区を単位として幼保・小・中学校の連携による15歳までを見通した 「縦の連携」と、学校が核となり学校・家庭・地域が一体となった「横の連 携」を両輪として、社会総がかりでこどもたちの「学び」と「育ち」をつなぐ 連携・協働を重視した学校づくりのシステム。	
スクールカウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有し、学校において、児童生 徒や保護者へのカウンセリングなどを行う心の専門家のこと。	
健やか親子21	「すべてのこどもが健やかに育つ社会」の実現を目指し、関係するすべての 人々、関連機関・団体が一体となって取り組む国民運動のこと。	

【た行】

用語	解説
	地域のニーズにきめ細かく対応する保育施設として、市町村から認可を受けた施設が保育を行う事業。主に0歳から2歳児への対応を目的として設けられている。
中学生リーダー養成講座・光ジュ ニアクラブ	中学生や高校生を対象に、体験活動や社会参加活動を通して、仲間づくりを進め、地域のリーダーとして活躍できる人材を育てるために、光市青少年ボランティア育成事業として、昭和58年に設立された団体。

【な行】

用語	解説	
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援機能も担う施設。 保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に 行う。	
ネグレクト	こどもに対する適切な養育を養育者が放棄すること。	

【は行】

用語	解説	
ハイリスクアプローチ	子育てに困難を抱える家庭に、個別に専門的な支援を行う取組。	
働き方改革	「一億総活躍社会」の実現に向けて、多様な働き方を可能とするとともに、中間層の厚みを増しつつ、格差の固定化を回避し、成長と分配の好循環を実現するため、働く人の立場・視点で取り組むもの。	
光っ子サポーター	特別支援学級及び通常学級に在籍する特別な配慮を要する児童生徒の支援を行う補助教員。	
病児保育	こどもが病中又は病気回復期のため、集団保育が困難な場合で、かつ、保護者が就労等により日中の保育ができないとき、専用施設で一時的に保育する制度。	
ポピュレーションアプローチ	すべての子育て家庭に、児童虐待への予防的な支援を行う取組。	

【ら行】

用語	解説
レスパイトサービス	介護を要する障害児・者等を一時的に預かって、家族の負担を軽くする援助 サービス。

【や行】

用語	解説	
	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども のこと。	

【わ行】

用語	解説		
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任 を果たす一方で、子育て等の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の 時間を持てる健康で豊かな生活ができること。		
ワンストップ	複数の場所や担当に分散していた関連する手続きやサービスなどを、一か所でまとめて提供すること。		

【英数字】

用語	解説
PDCAサイクル	事業を計画通りに進め、その改善を図ることを目的としたマネジメント手法の一つ。Plan(従来の実績や将来の予測などをもとに事業計画を作成する)、Do(事業を実施する)、Check(事業が計画に沿っているかどうかを点検・評価する)、Action(事業の改革・改善を行う)といったこの四段階を順次行って繰り返すことで、継続的な業務改善をしていくこと。
SDGs	「Sustainable Development Goals」の略。持続可能な開発目標と訳されている、2030年(令和12年)までに持続可能でより良い世界を達成するために、 17のゴールと169のターゲットで構成された国際目標のこと。
SNS	ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略 で、登録された利用者同士がインターネット上で交流できるサービスのこと。

《表紙・裏表紙》 "園児がウメの花とクロマツの葉を満開に"



~市内の幼保施設の園児が作ったシールアート~

市内には5の幼稚園と 10 の保育所、1の認定こども園がありますが、計画の策定にあたり、全ての施設の園児の皆さんに丸シールを使って、冠山総合公園に植えられている、市の花である「ウメ」と市の木である「クロマツ」を満開にしていただきました。

こども基本法では、基本理念の中で、こどもが意見を表明する機会の確保が挙げられており、こうした取組を通じて、就学前の児童の皆さんにも、理想のまちの実現に向けた想いを寄せていただきました。



光市こども計画

発行:山口県光市

編集:光市福祉保健部こども政策課

〒743-0011 山口県光市光井二丁目2番1号

光市総合福祉センター「あいぱーく光」

TEL 0833-74-3009

https://www.city.hikari.lg.jp/

